

2016

高知市緑の基本計画

(2023改定版)



森・まち・田園を
水と人の環でつなぐ
安全でにぎわいのある緑のまち

高知市

目次

I はじめに

1 緑の基本計画の役割・位置付け	I-1
1.1 緑の基本計画とは	I-1
1.2 計画改定の背景	I-1
1.3 緑の基本計画に関連する社会動向	I-2
1.4 本計画における緑の定義	I-5
1.5 上位・関連計画等	I-5
2 高知市の概況	I-7
2.1 自然的条件	I-7
2.2 社会的条件	I-9

II 現況編

1 緑の現況と課題	II-1
1.1 緑の現況	II-1
1.2 緑に関する施策	II-6
2 主要機能についての分析評価	II-7
2.1 地区・資源の概要	II-7
2.2 機能別の分析・評価	II-9
3 高知市の緑の課題	II-15
4 緑の基本計画の方向性	II-17
4.1 計画の基本的な方針	II-17
4.2 個別の方針	II-17

III 計画編

1 計画フレーム	III-1
1.1 緑の基本計画の対象区域	III-1
1.2 緑の基本計画の目標年次	III-2
1.3 人口・市街地規模のフレーム	III-3
2 高知市の緑の将来像と基本方針	III-4
2.1 高知市の緑を取り巻く環境の変化	III-4
2.2 緑の将来像	III-4
2.3 基本方針	III-5
2.4 基本方針を実現するための実施方針	III-7
2.5 施策の体系	III-8
3 緑のまちづくりに向けた取組	III-10
3.1 自然を守り, 様々な生物と共生する(環境保全)	III-10
3.2 多様なニーズに対応する緑を創出し, 交流する(レクリエーション)	III-15
3.3 安全・安心な緑で包む(防災)	III-19
3.4 協働でうるおいある緑を育む(景観)	III-24
3.5 緑をつなぎまちのイメージを高める(にぎわい)	III-30
3.6 総合的緑地配置計画	III-34
3.7 みんなで支える緑のまち(市民との協働)	III-35

4 計画の目標水準	III-39
4.1 基本的な考え方	III-39
4.2 目標水準	III-39
5 計画の実現に向けて	III-48
5.1 社会経済状況の変化に基づく見直し	III-48
5.2 上位・関連計画等の更新に伴う見直し	III-48
5.3 P(計画), D(実施), C(評価), A(修正)サイクルに基づく見直し	III-48

IV 資料編

1 都市公園, 緑地の整備状況	IV-1
2 緑視率調査	IV-3
2.1 緑視率測定地点の撮影方法	IV-3
2.2 緑視率による緑の評価	IV-5
3 2016 高知市緑の基本計画策定の経緯	IV-7
4 緑に対する市民の意識(2015 年度調査)	IV-8
4.1 調査の概要	IV-8
4.2 調査の方法及び回収状況	IV-8
4.3 アンケート集計結果	IV-9
5 地区別の現況分析(2015 年度調査)	IV-17
6 用語解説	IV-46

I はじめに

1 緑の基本計画の役割・位置付け

1.1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備など都市計画に基づく事業や制度を対象とするだけでなく、都市計画制度によらない道路や河川などの公共空間の緑化、下水道施設、学校などの公共公益施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、さらには緑化意識の普及啓発などのソフト面の施策も含めた、都市の緑に関する総合的な計画です。

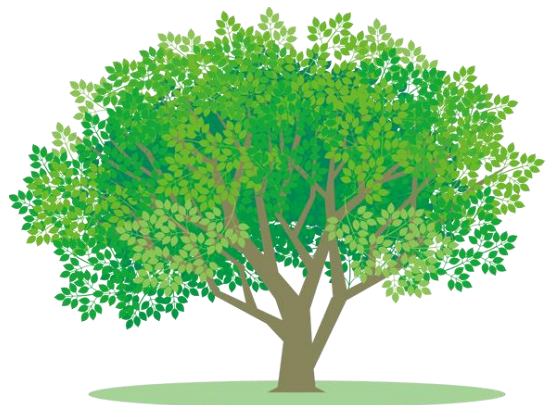
1.2 計画改定の背景

本市では、1996（平成8）年に「高知市緑の基本計画」を策定し、計画期間20年が経過した2016（平成28）年に、「2016 高知市緑の基本計画」として社会情勢等を踏まえた改定を行いました。

近年は、これまでに比べて短い期間に社会経済情勢が大きく変化しています。特に、2030（令和12）年を目標年とする持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組促進、脱炭素社会への移行や生物多様性の保全に対する意識の高まりなど、地球規模での環境保全の取組が活発化しています。また、国内では、都市農地の保全・活用に関する新制度創設など、社会動向を踏まえた法改正が進められています。

本市においても、高知市総合計画をはじめ上位・関連計画が改定されており、持続可能な都市経営の視点を踏まえた計画の見直しが求められています。

これらの背景を踏まえ、今後の緑の意義やあり方を再認識し、本市の「緑」全般に関する政策を基本計画としてまとめなおし、市民の皆様とともに取組を推進していくため、本計画の改定を行うこととしました。



1.3 緑の基本計画に関連する社会動向

1) 持続的な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの国際目標です。

本市では、SDGs の社会的な広がりを持続可能なまちづくりの好機と捉えており、SDGs を共通言語として活用することで、市民・団体・事業者など多様なステークホルダーと新たな連携を創出し、地域課題の解決に向け取り組むこととしています。



目標 1 貧困
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2 飢餓
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3 保健
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 教育
すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標 5 ジェンダー
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



目標 6 水・衛生
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7 エネルギー
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標 8 経済成長と雇用
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 9 インフラ、産業化、イノベーション
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10 不平等
国内及び各国間の不平等を是正する



目標 11 持続可能な都市
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 持続可能な消費と生産
持続可能な生産消費形態を確保する



目標 13 気候変動
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14 海洋資源
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 陸上資源
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 平和
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 実施手段
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：国際連合広報センターWEB サイト

「緑のまちづくりの施策」と SDGs 対応早見表

基本施策	SDGs 17 ゴール																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1.(1)山地・農地・河川などまとまった緑の保全・活用		●		●				●			●		●	●			
1.(2)生物多様性を支えるネットワークの形成											●		●	●			●
1.(3)ヒートアイランド現象の緩和				●							●		●	●	●		●
2.(1)ニーズにあった身近な緑の拠点の形成			●	●							●		●				
2.(2)豊かな自然にふれあえる広域的な緑の拠点の形成		●	●	●				●			●		●	●			
3.(1)安全・安心な避難場所の確保	●												●				●
3.(2)道路・河川などを活用した安全な避難路の形成											●		●				
3.(3)市街地内の緑による防災機能の強化											●		●				
4.(1)大規模な緑景観の保全											●				●		
4.(2)都市景観を構成する緑の保全・活用			●								●			●			●
4.(3)歴史・文化的景観に寄与する緑地の保全				●													
4.(4)まちの顔となる緑の創出			●								●		●				●
5.(1)魅力ある緑の拠点の創出			●	●				●			●						●
5.(2)緑の回遊性の創出			●								●						●

2) 関係法令の改正

2017（平成 29）年に、都市緑地法，都市公園法，生産緑地法が改正されました。

この改正により、都市公園の再生・活性化（都市公園法など）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法など）について、新たな制度が創設され、これらの制度に対応した緑の施策展開が必要となっています。

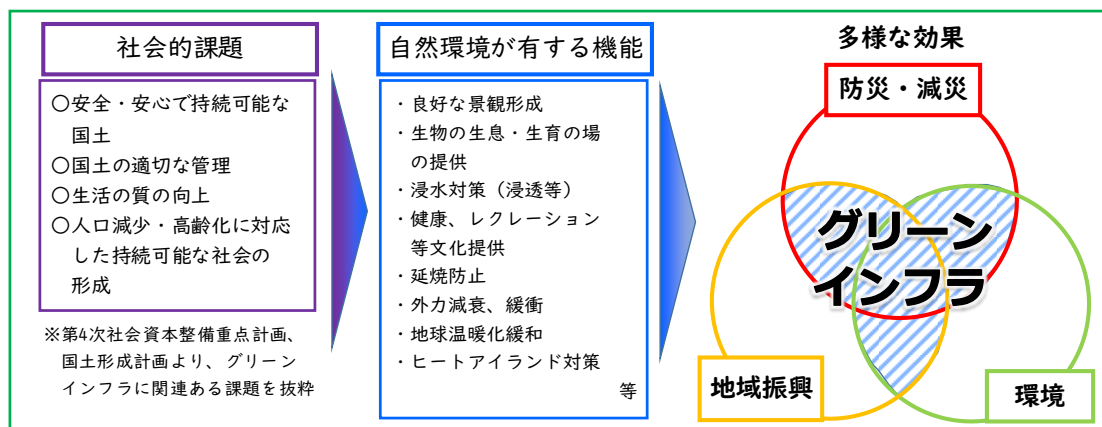
都市緑地法 (平成 29 年 6 月改正)	都市公園法 (平成 29 年 6 月改正)	生産緑地法 (平成 29 年 5 月改正)
<ul style="list-style-type: none"> ・「緑地」の定義に農地が含まれることを明記 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設等 ・緑の基本計画の記載事項の追加（公園の管理の方針と都市農地の保全） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募設置管理制度（P-PFI）の創設 ・都市公園で保育所等の設置が可能，公園活性化に関する協議会の設置，都市公園の維持修繕基準法令化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の面積要件の引き下げが可能に ・農作物等加工施設，農作物等直売所，農家レストラン等を設置可能施設として追加等

3) グリーンインフラ

グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する防災・減災，地域振興，環境など多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域形成を進める取組です。

これまでのコンクリートなどの人工物で造られたインフラ（グレーインフラ）に対して、自然環境への配慮を行いながら、自然環境が有する機能を引き出すことにより、地域の魅力や居住環境の向上，防災・減災，都市の脱炭素化など豊かで暮らしやすい地域づくりを進めるなど、持続可能かつ戦略的なグリーンインフラの推進が重要です。

また、グリーンインフラの推進は、SDGs の目標達成にも貢献することが期待されています。



○防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

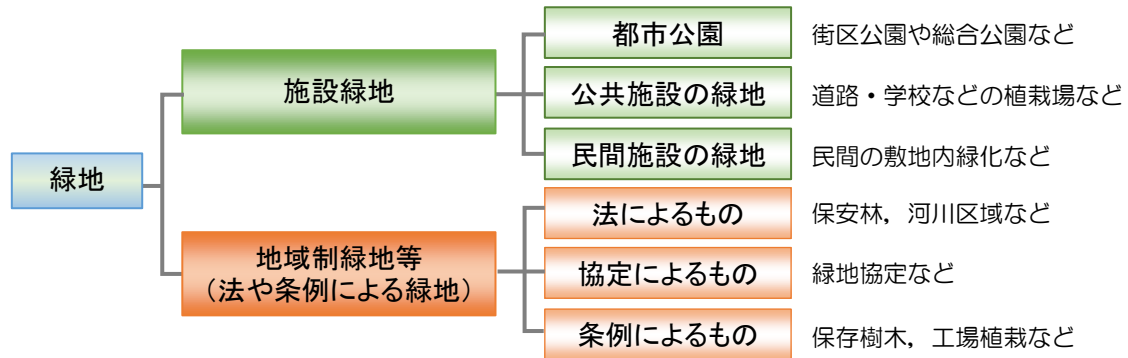
○持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省HP

1.4 本計画における緑の定義

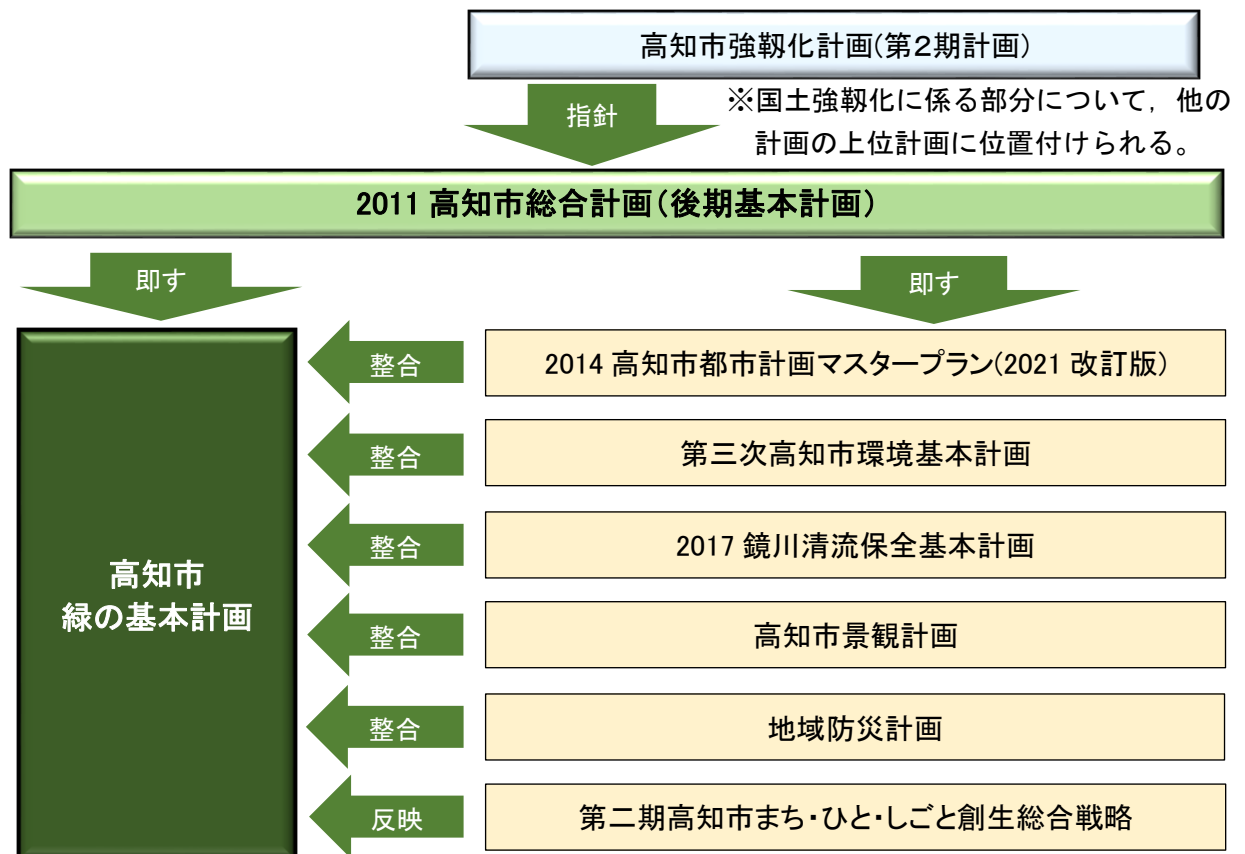
本計画が対象とする「緑」とは、樹林・樹木・草地といった植物の緑の他、ため池・河川・海岸といった水辺、田畑・果樹園といった農地、運動グラウンドや空閑地^{かん}といった裸地など、広い意味で自然的環境を有する「土地」や「空間」を指します。

また、「緑地」とは、大きく「施設緑地」と「地域制緑地等（法や条例による緑地）」の2つに分けられ、以下のとおり細分化されます。



1.5 上位・関連計画等

上位・関連計画は、「2011 高知市総合計画」、「高知市強靱化計画」、「第二期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「2014 高知市都市計画マスタープラン」、「第三次高知市環境基本計画」、「高知市景観計画」などがあり、高知市緑の基本計画はこれらの計画と整合を図りながら定めます。



高知市緑の基本計画の位置付け

上位関連計画の概要

計画名	概要
<p>高知市強靱化計画(第2期計画) ＜令和2年3月＞</p>	<p>1 人命の保護が最大限に図られること 2 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興の4項目を基本目標とし、強靱化の取組を推進する</p>
<p>2011 高知市総合計画(後期基本計画) ＜令和3年3月＞</p>	<p>【将来の都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」 ● 自然の理解と共生の環境づくり, 自然豊かなまちづくり, 共生文化の継承と創造, 地球温暖化防止への貢献, 安全安心の都市空間整備の施策の中で緑に対する取組方針や主な事業がまとめられている。
<p>2014 高知市都市計画マスタープラン(2021改訂版) ＜令和3年12月＞</p>	<p>【都市計画の基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「安全・にぎわい・コンパクト・共生・風情・環境」 ● 土地利用の方針, 地域環境の保全と活用の方針の中で緑に対する取組方針や主な事業がまとめられている。
<p>第三次高知市環境基本計画 ＜令和5年3月＞</p>	<p>【目指す将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「みんなで未来につなげよう! 豊かな自然と人が共生する 持続可能なまち 高知」 ● 「基本目標1 自然環境との共生」, 「基本目標4 生活環境の保全」の中で緑に対する取組方針や主な事業がまとめられている。
<p>2017 鏡川清流保全基本計画 ＜平成29年3月＞</p>	<p>【計画の理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～ ● 「つなげよう! 100年後も子どもたちの笑顔あふれる鏡川であるために, 今私たちができること」として, 「水と水辺」「森」「生きもの」「景観」「まち・ひと・しごと」の項目ごとに, 鏡川を未来につなげるために必要な取組がまとめられている。
<p>高知市景観計画 ＜平成21年11月＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「美しい眺めを守ります」「豊かな自然を育みます」「歴史, 風土に配慮した美しいまちなみをつくります」「まちの賑わいをつくります」を景観形成の目標とし, 緑に対する取組方針がまとめられている。
<p>地域防災計画 ＜令和3年2月改定＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策基本法第42条に基づき, 本市の地域における各種災害から市民の生命, 身体及び財産を保護するため, 市や県, 防災関係機関, 市民, 民間事業者, 地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防, 災害応急, 災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めている。
<p>第二期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ＜令和2年3月＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 地産外商, 観光振興等による産業活性化と安定した雇用の創出, 2 新しい人の流れをつくる, 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する, 女性の活躍の場を拡大する, 4 バランスの取れた県都のまちづくりと地域間の連携により安心なくらしを守るの4項目を基本目標とし, 人口減少問題を克服するための具体的な戦略を5カ年で推進する。

2 高知市の概況

2.1 自然的条件

1) 地勢

◆四国山地、田園、清流、海岸線など多様性の高い豊富な自然環境を有する

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、市域面積は 309.00 k㎡です。市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の土佐山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。標高 1,176mの工石山を有する北部の中山間地域は、豊かな自然が今も残されており、平成の名水百選に選定された清流鏡川の源流域は、市民の憩いとやすらぎの場ともなっています。

中央の平野部は、鏡川や国分川などによって形成された沖積平野で標高が低く、特に河口付近には約 7k㎡にわたって海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、過去に幾多の水害を経験してきました。南西部は、市域の西端を流れる清流仁淀川の堆積作用によって形成された低地に田園が広がり、農業が基幹産業となっています。



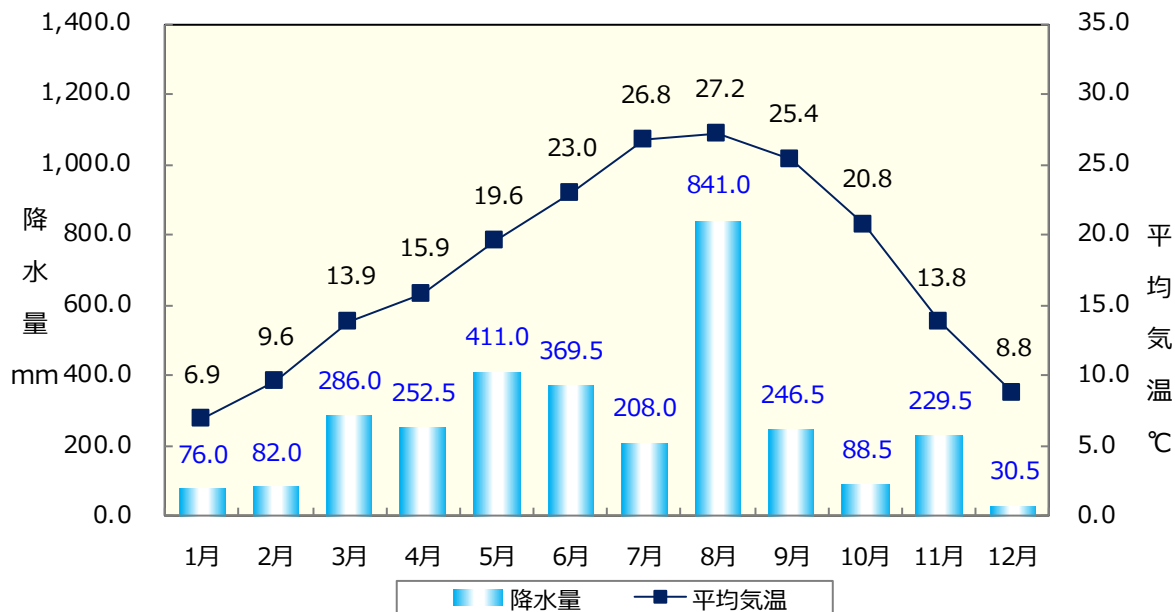
高知市の位置

2) 気候

◆温暖で降水量、日照、気温に恵まれた農作物生産に有利な気候条件

本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000 mmを越す世界的にも有数の降水量があります。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1~2度ほど高く、総じて温暖で降水量、日照及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。



出典：高知市統計書

高知市の月平均気温及び降水量 2022(令和4)年



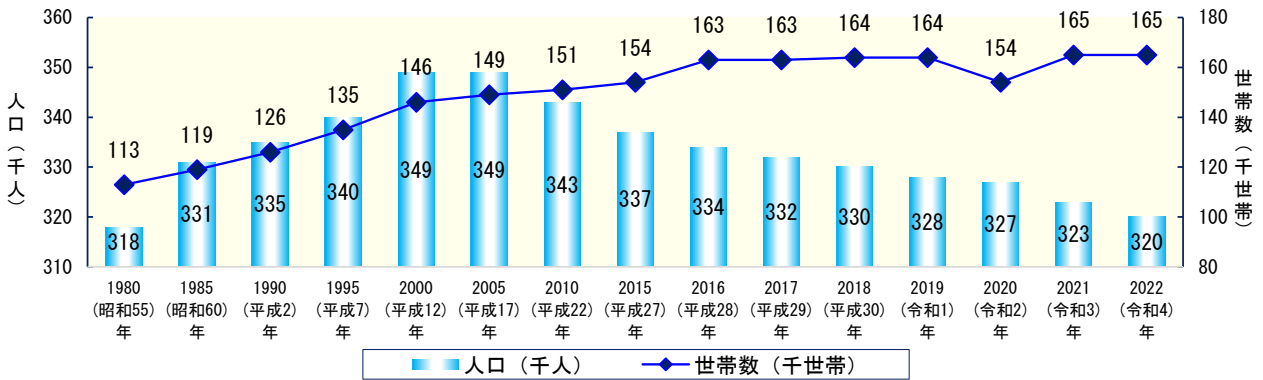
2.2 社会的条件

1) 総人口

- ◆2022（令和4）年の総人口は、約32万人、世帯数は約16万世帯
- ◆1世帯あたり人員は年々減少傾向

2022（令和4）年の総人口は、320,334人、世帯数は164,618世帯で、人口は2005（平成17）年がピークでその後、年々減少しています。

2005（平成17）年と2022（令和4）年と比較すると、人口は減少しているにもかかわらず世帯数は増加していることから核家族化が進んでいることがうかがえます。



(注) 人口、世帯数には旧鏡村、旧土佐山村、旧春野町を含む。

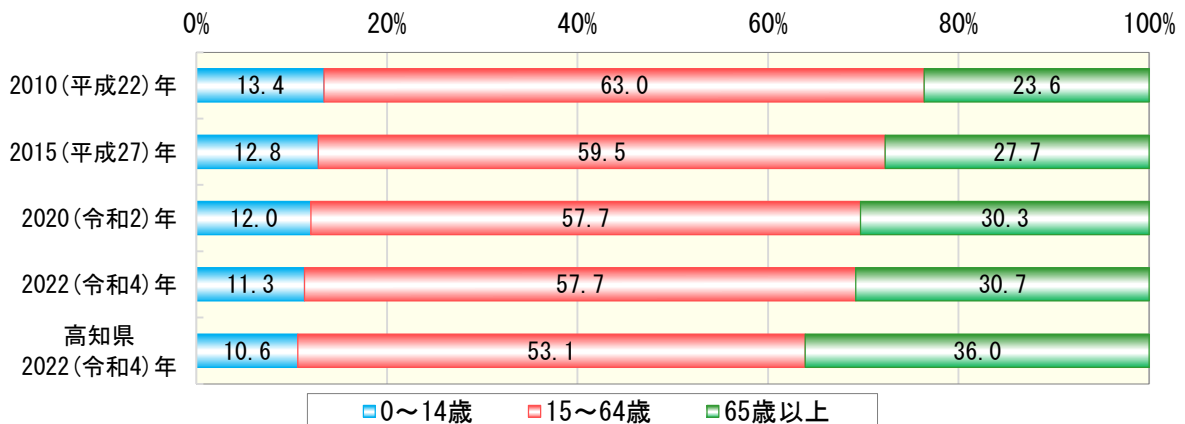
出典：国勢調査、高知市統計書

人口・世帯数の推移

2) 年齢別人口割合

- ◆少子化、高齢化が進行

本市では、2010（平成22）年と比較すると2022（令和4）年は、15歳未満が約2%減少し、65歳以上が約7%増加しており、少子化、高齢化が進行しています。高知県と比較すると65歳以上の人口は約5%低いものの、着実に高齢化が進んでいることがうかがえます。



出典：高知市統計書

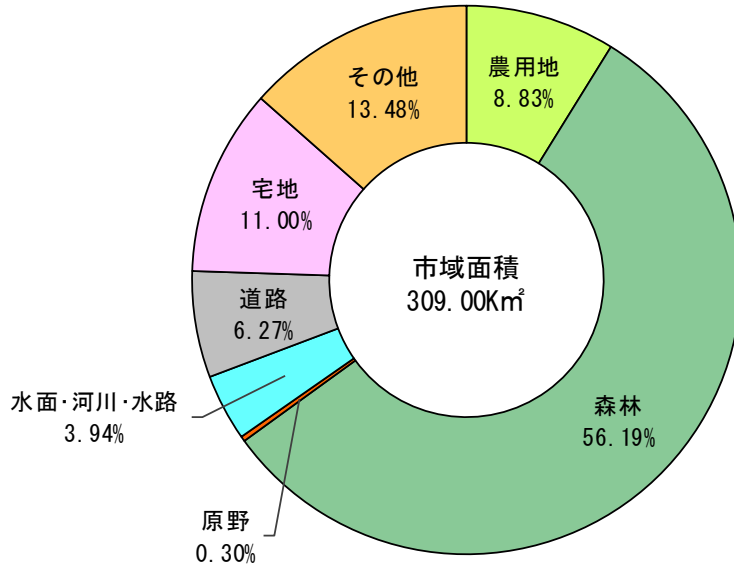
年齢別人口割合の推移

3) 土地利用

◆市域面積の6割は森林

本市の面積は 309.00 k㎡，うち森林面積が 2010（平成 22）年時点で市域面積の約 56%を占めています。

鏡村，土佐山村，春野町との合併により，農用地面積は約 2 倍に，また，森林面積は約 3 倍になっており，合併前と比較して自然的な土地利用の割合が大きく増加しています。



高知市の土地利用現況

出典：土地利用現況把握調査（高知県）

※ 2010(平成 22)年 10.1 現在

端数処理等の関係で表記数値合計は 100%にならない

4) 風土・文化

◆地産地消の食文化を支える農業，街路市

◆中山間地域の「山の文化」や田園地域の「里の文化」，社寺仏閣などを継承

本市は，懐の深い中山間地域や生産力の高い田園地域，魚種が豊富な海域などの高い多様性と優位性を併せ持つ自然と，その自然に対して先人が営々と働きかけてきた歴史，そして自然と調和しながら発展した産業が織りなす，独特の文化が花開く土壌を培ってきました。

特に高知市周辺の平野は県下有数の規模を誇り，食料の供給地として農業が発展してきました。

江戸時代から現在まで連綿と続く日曜市をはじめとした街路市には，新鮮で豊富な食材が並び，本市の地産地消の食文化を支えてきました。

また，鏡大利の太刀踊り，土佐山高川の早飯ぐい，春野の西畑人形(デコ)芝居，長浜のどろんこ祭りなどに代表される中山間地域の「山の文化」や田園地域の「里の文化」，豊かな社寺林の残る社寺仏閣などが，それぞれの地域において継承されています。



日曜市

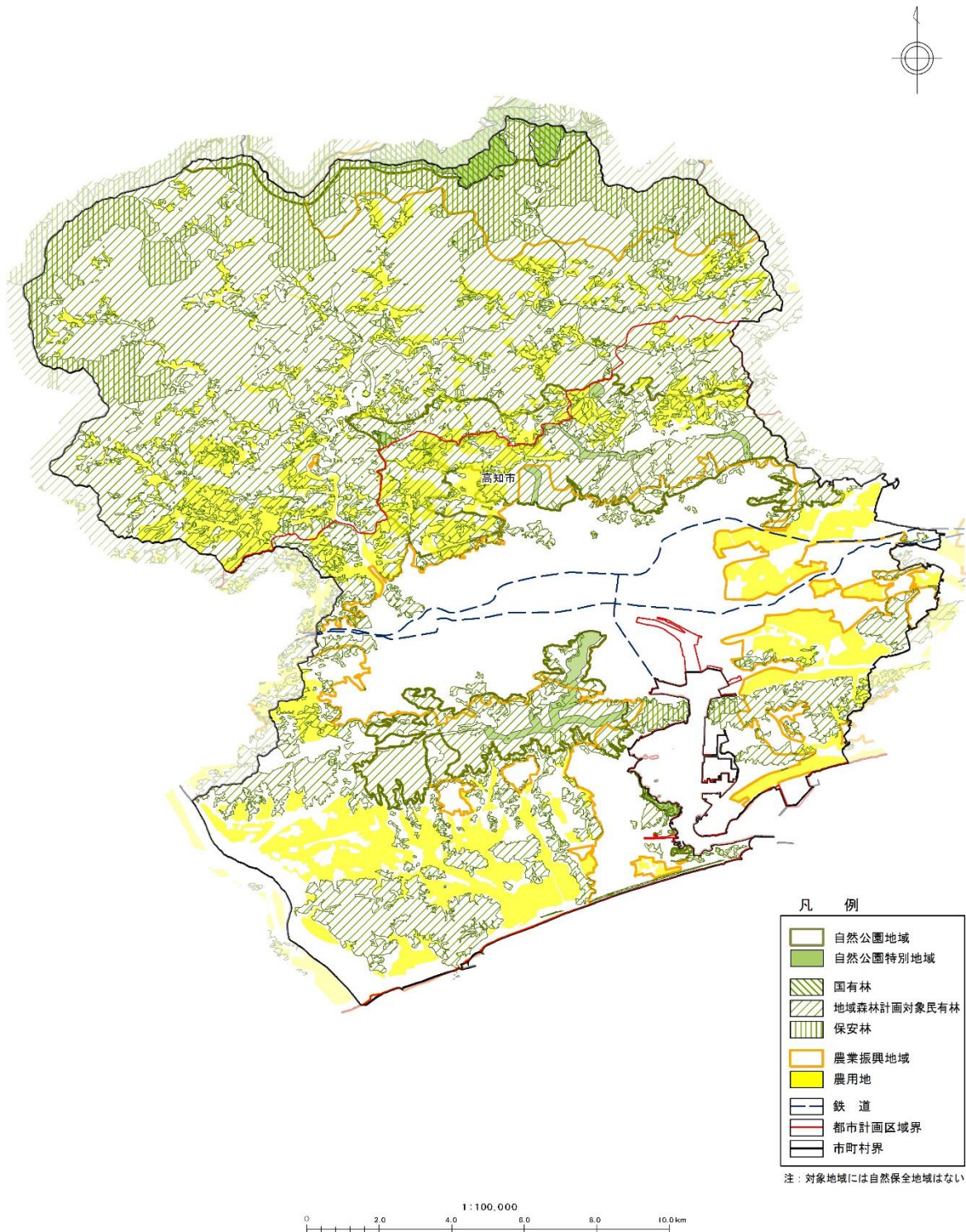
II 現況編

1 緑の現況と課題

1.1 緑の現況

1) 地域制緑地現況

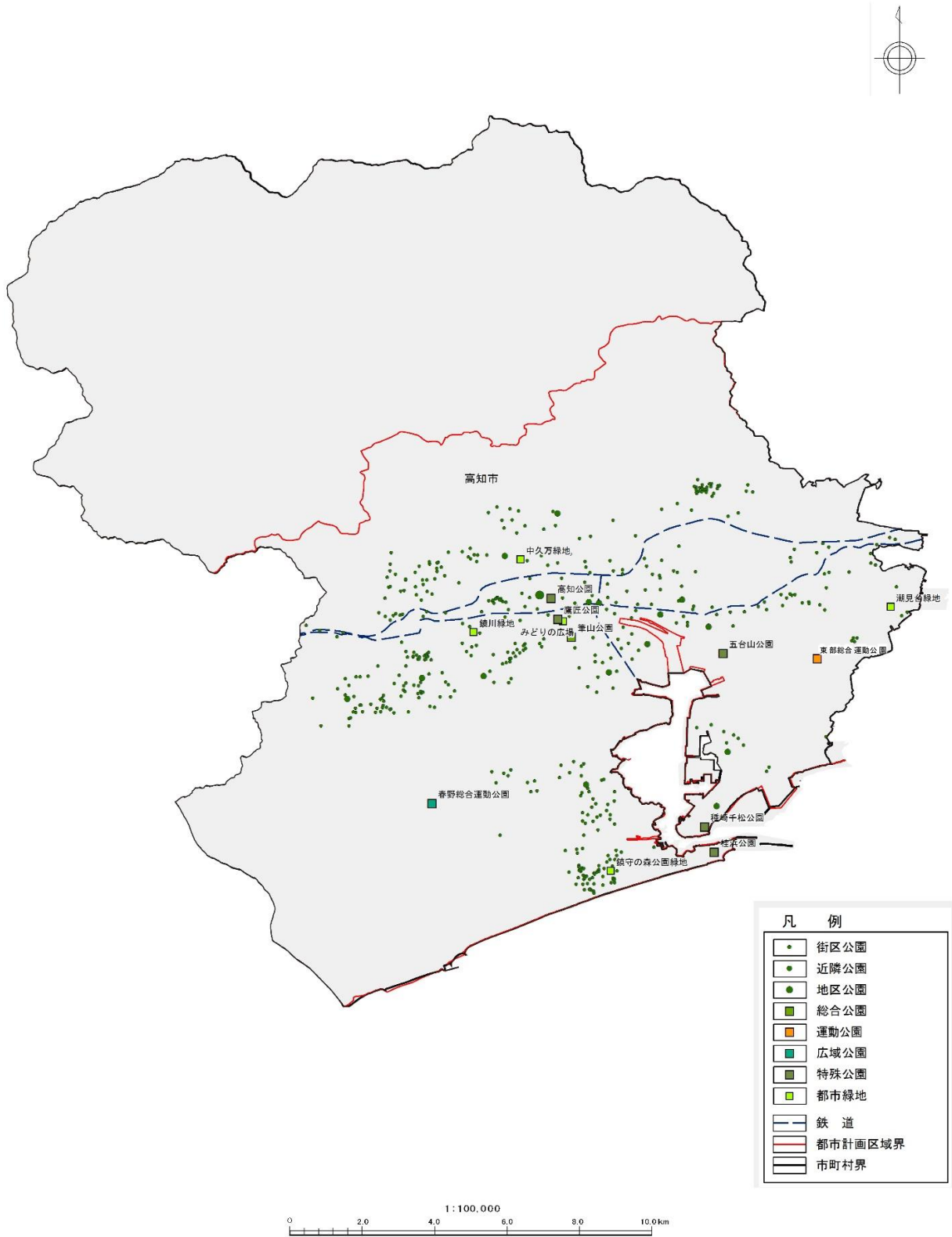
市域では下図にあげる目的にそって保安林が指定されているほか、自然公園（普通地域、特別地域）、国有林、地域森林計画対象民有林、農業振興地域の指定および農用地などにより、緑の保全が行われています。



地域制緑地指定状況

2) 都市計画公園・都市公園等現況図等

本市の公園整備状況は、広域公園，運動公園，総合公園，地区公園，近隣公園，街区公園，都市緑地など合計 732 箇所が整備されていますが，市民 1 人当たりの公園面積は，高知市都市公園条例に基づく設置標準 10 m²/人に対して 9.0 m²/人という現状となっています。



公園分布図

都市公園の整備状況(令和5年4月1日現在)

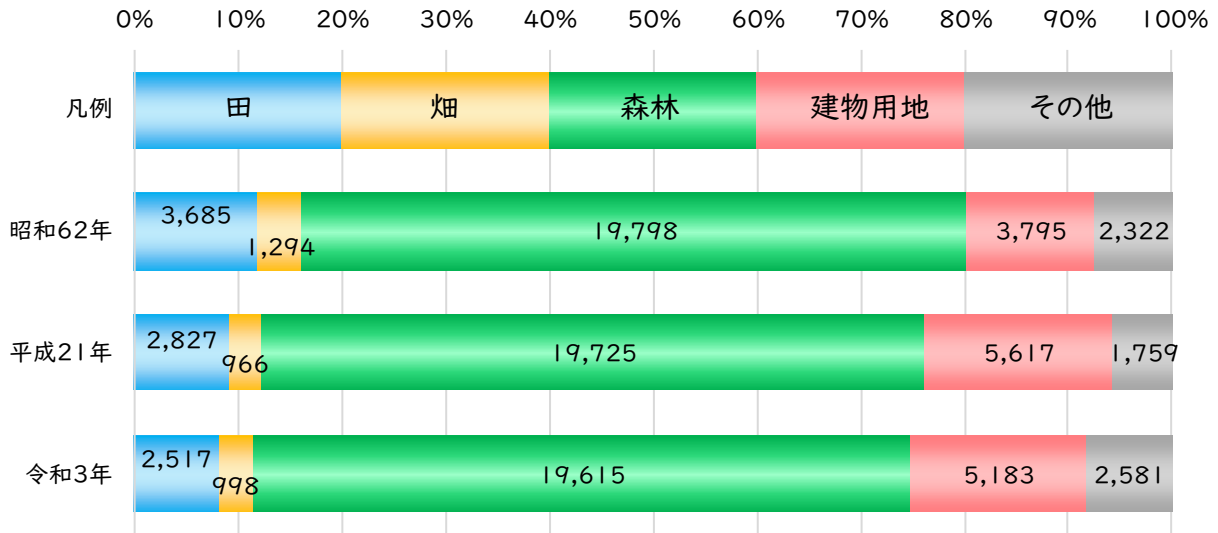
地区	都市公園数										一人当たり 公園面積 (㎡)
	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	広域 公園	風致 公園	歴史 公園	都市 緑地	計	
上街	3								1	4	25.2
高知街	8	1	1				1	1	3	15	35.5
南街	4								1	5	3.9
北街	2	1								3	1.5
下知	30	3								33	6.9
江ノ口	19								1	20	2.6
小高坂	22									22	1.7
旭街	68	1							1	70	1.5
潮江	49	2		1						52	16.0
三里	23	2					1			26	10.6
五台山	3						1			4	92.8
高須	22	1								23	2.7
布師田	1									1	3.1
一宮	60						1			61	2.0
秦	12	1								13	1.4
初月	23	1							1	25	2.5
朝倉	100	2								102	3.6
鴨田	43	1								44	1.9
長浜	118	2					1		7	128	9.2
御置瀬										0	0.0
浦戸							1			1	246.2
大津	18									18	1.3
介良	30	1			1				6	38	19.6
春野	23					1				24	45.8
鏡										0	0.0
土佐山										0	0.0
合計	681	19	1	1	1	1	6	1	21	732	9.0

(注) 児童遊園、交通公園は街区公園に含む

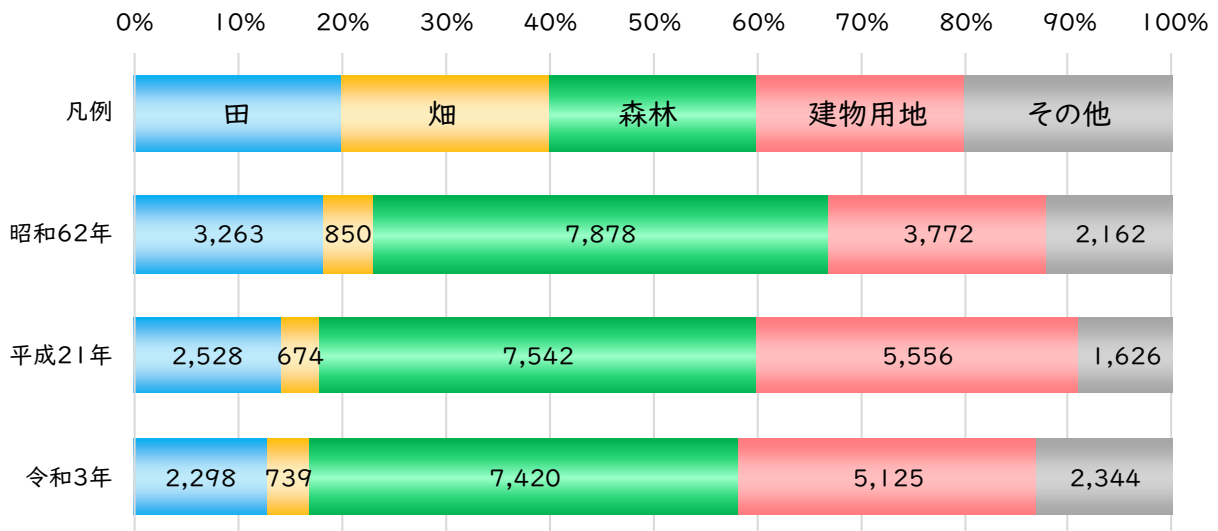
3) 緑地現況

昭和 62 年から令和 3 年までの緑地現況の推移をみると、市域全体で田・畑・森林の合計面積は 24,777ha から 23,130ha へ減少しており、都市計画区域内では、11,991ha から 10,457ha へ減少しています。

減少面積は市全域で 1,647ha、都市計画区域内で 1,534ha と約 93%が都市計画区域内での減少となっています。



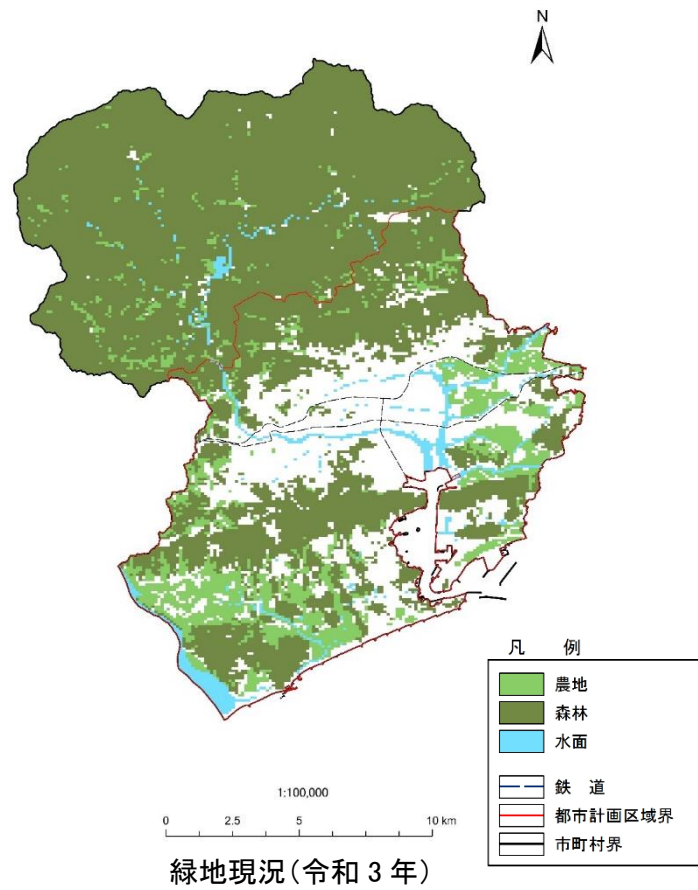
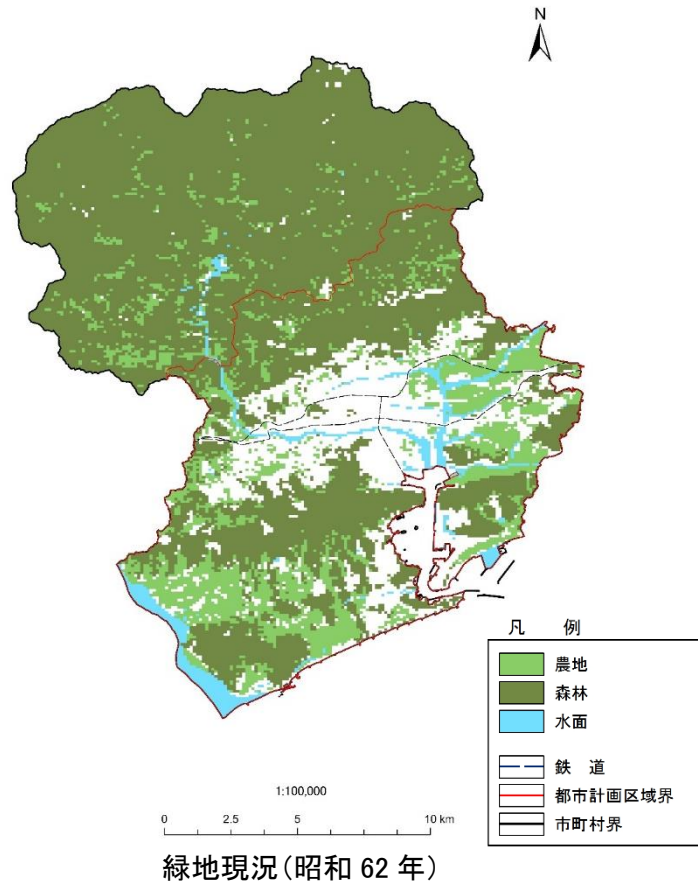
高知市内の緑地現況



高知市都計区域内の緑地現況

注：面積には旧鏡村，旧土佐山村，旧春野町を含む

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

1.2 緑に関する施策

1) 地域環境の保全施策

本市には、鏡や土佐山などの中山間、北山、鷲尾山などの豊かな森林、平野部に点在する丘陵地、春野や布師田などに広がる農地などの豊かな緑、平成の名水百選である鏡川などの貴重な水資源の保全施策として以下の条例を定めています。

地域環境の保全施策

施策名	概要
高知市里山保全条例	<ul style="list-style-type: none"> ●里山の保全について基本理念を定め、各自の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的に制定。 <p>【指定箇所】 泰山、葛島山、ノツゴ山</p>
高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ●自然の保護、緑化の推進などの緑のまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的に制定。 <p>【特別保護地区の指定】 玉島・衣ヶ島特別自然保護地区、朝倉神社山特別自然保護地区</p> <p>【保存樹木・保存樹林の指定】 保存樹木；50箇所、保存樹林；25箇所</p>
鏡川清流保全条例	<ul style="list-style-type: none"> ●河川管理者の清流保全対策並びに鏡川水系河川環境管理基本計画と相まって、市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、鏡川清流保全に関する必要な事項を定める。 <p>【鏡川清流保全条例による自然環境保全区域の指定】 筆山地区、山内神社の森、石立八幡宮の森、朝倉神社の森及びその裏山、岩ヶ淵及びその裏山、川上不動尊の森及びその周辺の森林、セツ瀨神社の森及びその周辺の森林</p>

2) 市民活動に関する調査

本市では道路沿道の花飾りや、市民に身近な公園の維持などについて、市民との協働により次のような活動が行われています。

市民活動の状況

活動名	概要
花ストリート整備	●電線地中化に伴い本市のメインストリート在花で飾り、花のネットワークの形成を図ることを目的に、中心市街地の幹線道路の花飾りを実施
公共花壇の整備	●地域住民やボランティアによって公共花壇の花の植え替えを年2回実施
筆山公園再生に向けたボランティア作業	●平成17年度から市民参加の公園管理作業を地域住民や各団体と実施
公園へのサクラ寄贈	●ライオンズクラブやロータリークラブ、学校や企業などの各団体がサクラなどを寄贈
公園愛護会による公園管理	●地域住民による清掃・除草、花や樹木への水やりなどの管理など約340団体が活動
桂浜花海道	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和63年から平成7年までに延長2,700mの花壇を整備 ●道路管理者、23の企業や団体がスポンサーとして管理経費を負担
あじさい街道	●老人クラブの花いっぱい運動から発展し、現在では春野町を流れる吾南用水沿いに約1万本のあじさいが植栽されている。毎年6月初めにはあじさいウォークが開催され、多くの市民が参加している。

2 主要機能についての分析評価

2.1 地区・資源の概要

本市の区分の基本単位である、大街をもとに、以下の 14 地区に分類を行い、地区ごとの資源の分布、概況を把握します。

なお、地区を縦断する河川や海域は、一体として評価を行い、2.2 機能別の分析・評価につなげます。



地区区分図

地区・資源の概要は以下のとおりです。

地区・資源の概要

区分	名称	概要
地区	1. 中央地区	● 高知城を中心に商業・業務が形成され、その周辺に住宅地が広がっている。
	2. 旭地区	● 北部は鴻ノ森などの低山地で、北山のふもとでは住宅開発が進んでいる。 ● 南部は密集した住宅地が広がっている。
	3. 潮江地区	● 高知港を中心とした工業地帯と住宅地が広がっている。 ● 地区北部は土地区画整理事業により宅地整備が進んでいる。
	4. 三里地区	● 西部は浦戸湾、南部は土佐湾に面しており、海岸沿いに高知新港や木材団地などの流通施設が立地している。 ● 北部は大畑山、大平山など低山地が広がっている。
	5. 布師田・一宮地区	● 北部は西ノ峰山などの低山地、東部はまとまりのある農地が広がっている。
	6. 五台山・高須地区	● 五台山とその北東に農地が広がっている。 ● 五台山周辺とその北部に住宅地が広がり、国道 32 号沿いは商業地となっている。
	7. 秦・初月地区	● 北部は北山県立自然公園に指定された山地であるが、北山のふもとにまで住宅開発が進んでいる。 ● 県道 44 号高知北環状線沿いは商業地となっている。
	8. 朝倉地区	● 北西部は城ヶ森などの低山地で山間に農地や果樹園や集落が広がっている。 ● 南部は住宅地の中に農地が残っている。
	9. 鴨田地区	● 南部は鷲尾山、烏帽子山など低山地、北部は住宅地が不規則に広がっている。
	10. 長浜地区	● 北部は宇津野山、鷲尾山などが連なる低山地が広がり、南部は農地と住宅が混在している。 ● 浦戸湾沿いは漁村集落、横浜、瀬戸などでは住宅開発が進んでいる。
	11. 大津・介良地区	● 地区の約 65%が市街化調整区域で広範囲に農地が広がっている。 ● 東部は高天ヶ原山や鉢伏山など低山地が広がっている。
	12. 鏡地区	● 標高の高い国見山など全域が高山地となっており、山間に集落が点在している。
	13. 土佐山地区	● 標高の高い工石山など全域が高山地となっており、山間に集落が点在している。
	14. 春野地区	● 北部は鷲尾山、南部は大谷山や高森山など低山地が広がり、山地に囲まれた農地が広がっている。 ● 南は太平洋に面し、西は仁淀川が流れている。
河川	鏡川	● 高知市を流れる河川で二級河川である鏡川水系の本流。
	仁淀川	● 愛媛県・高知県を流れる一級河川。
	久万川	● 高知市円行寺を水源とする二級河川。
	国分川	● 高知県香美市の西部を水源とする二級河川。
	舟入川	● 物部川を水源とする二級河川。
	下田川	● 物部川を水源とする二級河川。
	新川川	● 春野地区の農業用水として耕地灌がいにも利用される二級河川。
海域	土佐湾	● 室戸岬と足摺岬を結ぶ線の北側の海域。

2.2 機能別の分析・評価

1) 機能の考え方

緑の機能として、

- (1) 環境保全機能
- (2) レクリエーション機能
- (3) 防災機能
- (4) 景観形成機能
- (5) にぎわい創出機能

の5つの機能で分析・評価を行います。

各機能の分析・評価の視点は以下のとおりです。

機能別の分析・評価の視点

機能名	評価の視点
(1) 環境保全機能	①優れた自然 ②優れた農林業地 ③動植物の保全 ④快適な生活環境・都市環境の維持 ⑤優れた歴史的風土
(2) レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場 ②広域圏におけるレクリエーションの場 ③水辺のレクリエーションの場
(3) 防災機能	①自然災害からの危険防止の緑 ②災害に強い都市構造を形成する緑
(4) 景観形成機能	①都市を代表する景観 ②地区や住区の良い景観 ③ランドマークとなる緑 ④まちの顔となる緑
(5) にぎわい創出機能	①観光地等の良い緑 ②高知市の玄関口の緑 ③まちの顔となる緑

2) 機能別の分析・評価

(1) 環境保全機能

市北部の山地、筆山周辺などでは自然公園が指定されるとともに、鏡川は鏡川清流保全条例が制定されており、貴重な植物群などの分布や豊かな自然環境が保たれています。また、三里地区や五台山・高須地区、春野地区の田園地帯は優良農地がひろがっています。

街中や商店街、住宅地での敷地内緑化、国道や県道などの沿道緑化により快適な生活環境・都市環境が維持されている一方、街路樹の強剪定によって緑が感じられない道路もみられます。

本市のシンボルで国指定文化財として保護されている「高知城」は、豊かな自然環境が保たれ、歴史の感じられる場所となっています。

このように、本市の緑の環境保全機能は概ね良好な状況にあります。



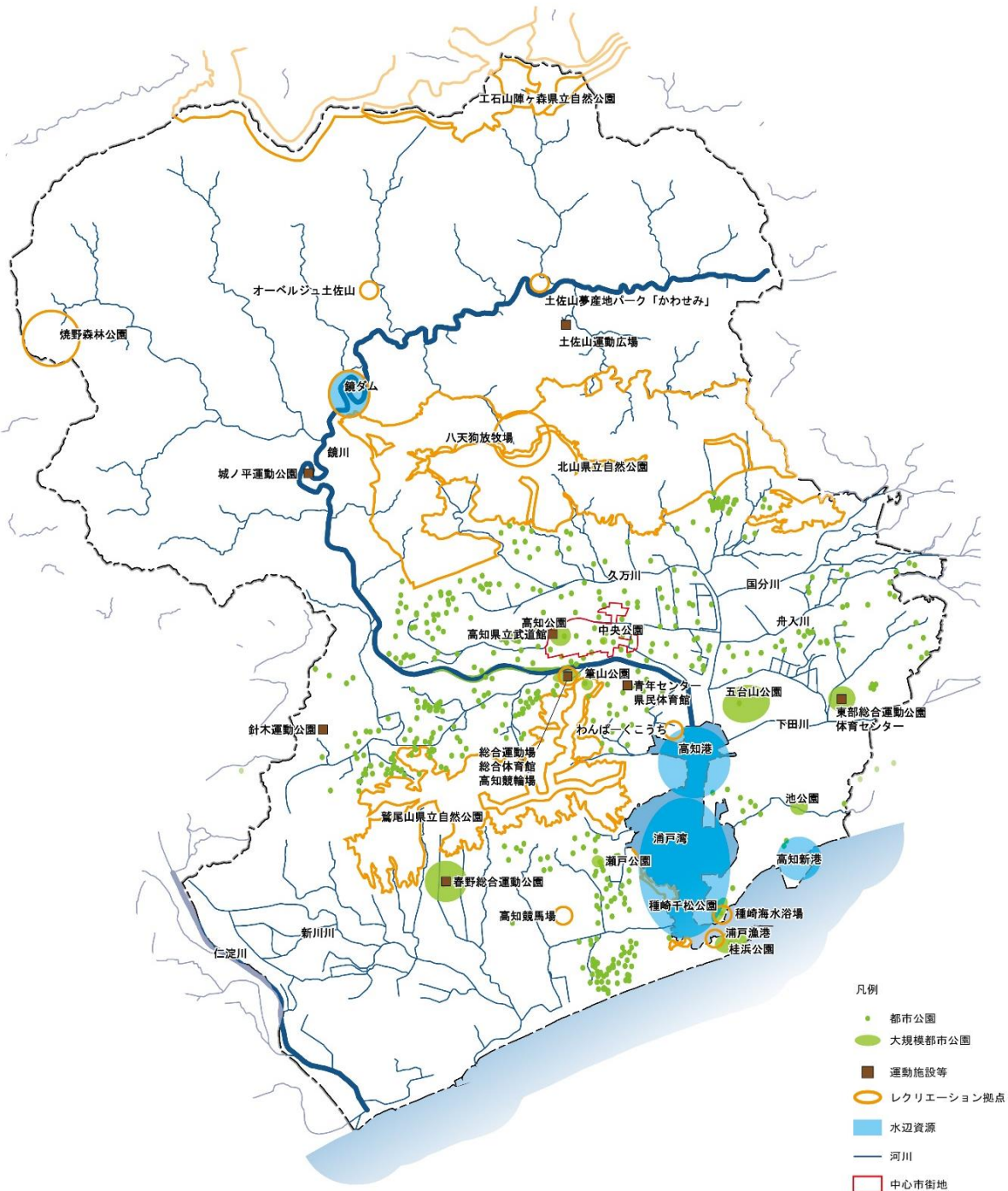
(2) レクリエーション機能

高知市内には子どもの遊び場としてブランコ、すべり台、鉄棒などの遊具がある公園が多く、日常的なレクリエーションの場が形成されています。

市北部の県立工石山自然公園をはじめとした自然を楽しむことができるレクリエーションの場、高知市総合運動場をはじめとした広域圏のスポーツレクリエーションの場も形成されています。また、わんぱくこうちや五台山、高知城、桂浜公園などは市民や観光客のレクリエーションの場として活用されています。

鏡川上流部のキャンプ場や久万川沿いの遊歩道は水辺のレクリエーションの場として市民に活用されています。

このように、本市では様々なレクリエーション機能をもつ緑が形成されています。



レクリエーション機能図

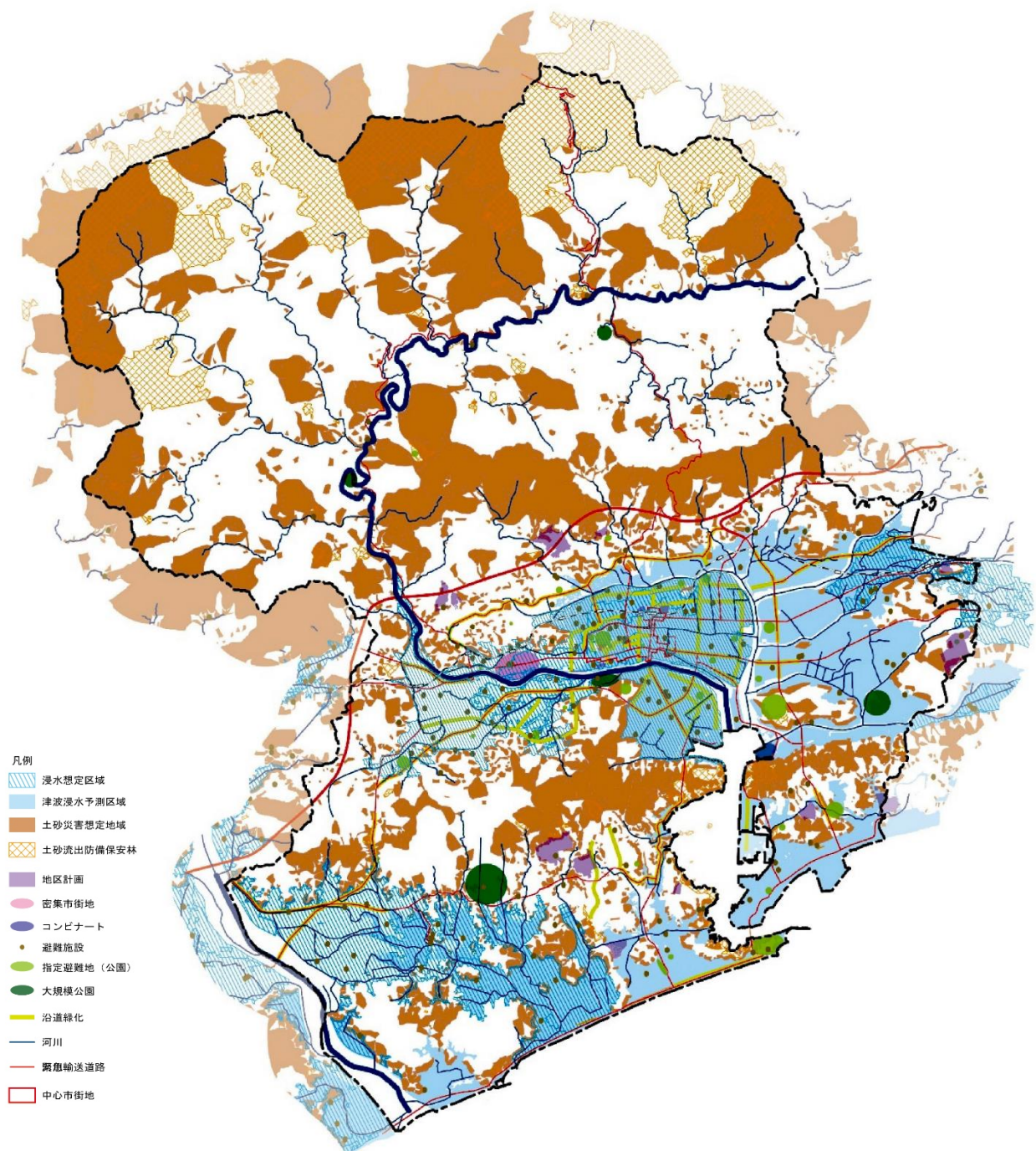
(3) 防災機能

土砂災害危険区域に指定されている北部の山地などの周辺には自然災害からの危険防止の緑が形成されています。また、浸水想定区域に指定されている鏡川、仁淀川沿いには、高知城や筆山、五台山、桂浜公園など高台にある緑地が防災機能をもつ緑となっています。

高知市総合運動場などの大規模な公園や小学校などは防災活動拠点として活用可能な緑を有しており、災害に強い都市構造を形成しています。

一方、地区計画や住宅開発が進んでいる住宅地や強剪定などにより緑が少ない道路では延焼防止機能は低い状況となっています。

このように、本市では自然災害を防止する緑を保全するとともに災害に強い都市構造を形成する緑の創出が必要となっています。



- 凡例
-  浸水想定区域
 -  津波浸水予測区域
 -  土砂災害危険区域
 -  土砂流出防備保安林
 -  地区計画
 -  密集市街地
 -  コンビナート
 -  避難施設
 -  指定避難地（公園）
 -  大規模公園
 -  沿道緑化
 -  河川
 -  緊急輸送道路
 -  中心市街地

防災機能図

(4) 景観形成機能

工石山や鷲尾山などの山地，三里地区や五台山・高須地区，春野地区の農地，鏡川や仁淀川などの河川，浦戸湾が都市の骨格を形成しています。また，高知城や筆山，五台山，景勝地桂浜は都市の骨格を形成するとともにランドマークとしても機能する緑となっています。

河川敷の緑や大小さまざまな規模の公園，住宅地での緑化，県道 14 号春野赤岡線沿いの松林による緑の街路景観は地区や住区の良い景観形成に寄与しています。

イオンモールやかるぽーとなどでは，まちのランドマークとして機能する緑が形成されている一方，JR 高知駅周辺は，緑が少ない景観となっています。

このように，本市では良好な景観を形成する資源を保全しつつ，まちの顔となる緑を形成するためには，JR 高知駅周辺などで良好な景観を有する緑の創出が必要となっています。



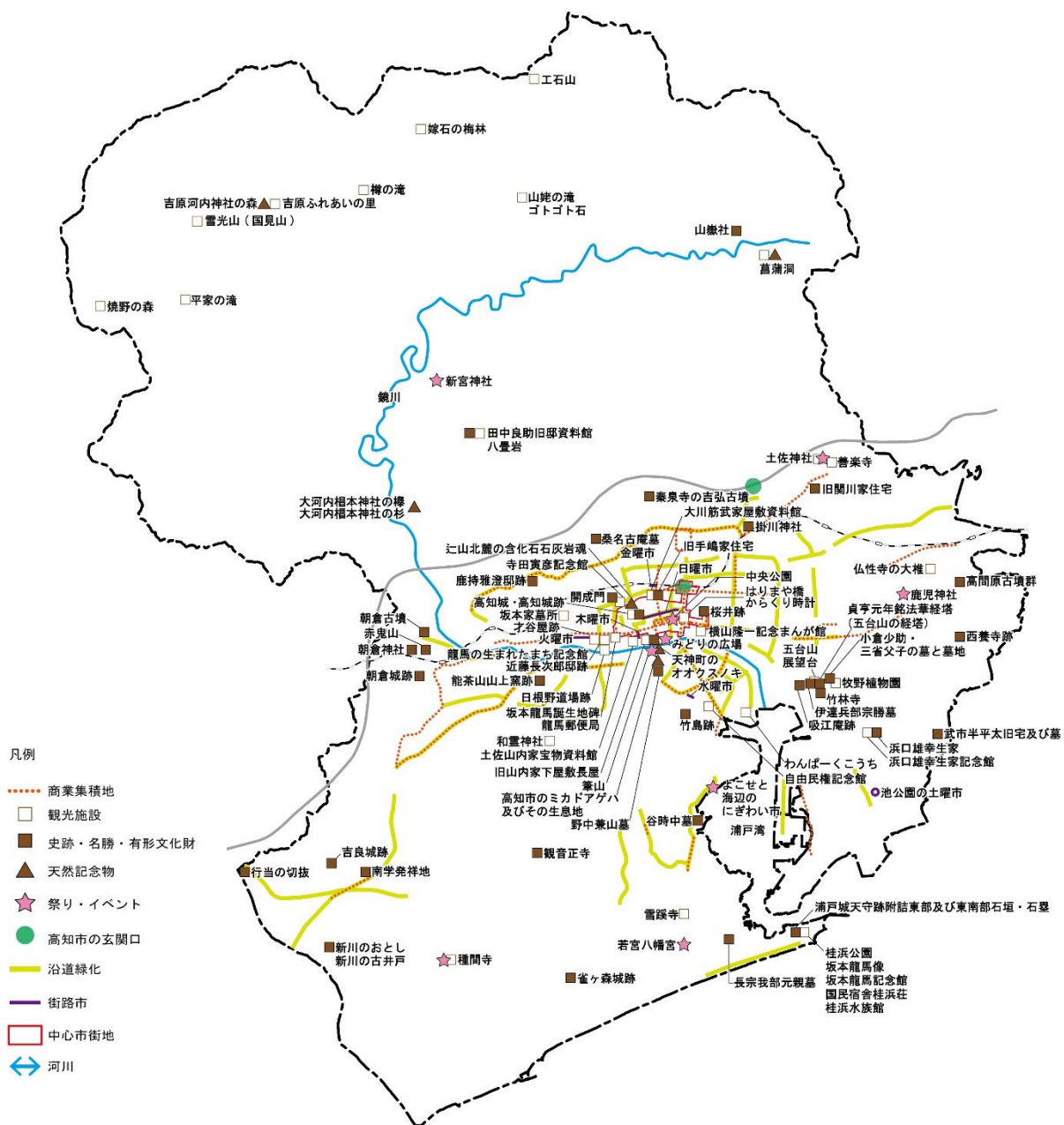
景観形成機能図

(5) にぎわい創出機能

業務地や商店街の敷地内緑化，路面電車の軌道の緑化，歩道の花壇整備などにより，まちににぎわいやうるおいを与えています。高知城（高知公園）や桂浜公園，日曜市の行われている追手筋，中央公園などは良好な観光地としての緑を形成しています。

一方，にぎわいはあるものの観光施設によっては緑の量が少ない施設もあります。また，高知市の玄関口であるＪＲ高知駅は緑が少なく，主要な道路の中には街路樹の強剪定によって限定的にしか緑を感じることができない状況もみられます。

このように，本市ではにぎわい創出機能として玄関口，まちの顔となる緑の創出が必要となっています。



にぎわい機能図

3 高知市の緑の課題

現況、市民意識調査、前計画の検証、高知市の緑を取り巻く環境の変化（高知市のまちづくりの方向性）を踏まえ、本市の緑の課題を抽出します。

	前計画	前計画の検証を踏まえた緑の基本計画改定の視点
緑の将来像	<p>「ひろがる緑いきいきわが街」</p> <p>—健全な生態系と循環系を目指して—</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生態学的に優れた構造と多様性をもつ緑 ● 環境への負荷の低減に寄与できるような緑 ● 雨水の地下浸透や貯留に優れ、市域に正常な水循環システムを再構築できる緑 ● 地域の気候・風土を映す個性ある緑 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の有する多様な機能を踏まえた将来像を提示 ● 高知らしい都市と自然が調和した特色あるみどりの形成をめざす
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地を広げる（緑地面積の拡大） ● 豊かで大きなみどりに育てる（個々の緑のボリュームの増大） ● いきいきとしたみどりをつくる（緑の質の向上） ● みんなでみどりをつくり育てる（人の輪の拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 量的拡大から質的（生物多様性・実感できる緑）充足への転換 ● 超高齢社会に対応した、公園が有する機能の転換 ● 維持管理コストの縮減や市民協働、民間事業者のノウハウ活用による維持管理手法を実施 ● 南海トラフ地震に対応した広域避難地などとなる都市公園の防災機能の向上など（安全・安心）
環境保全系統の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地・丘陵地・農地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の山地・丘陵地・農地の緑地は、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・貯蔵等のため今後も法規制や条例などによって保全
	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要河川・水路の保全、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川・水路は防災の視点も考慮しながら、水辺にふれることができる自然環境豊かな緑を創出
	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部全体の緑の総量拡大によるヒートアイランド現象の緩和等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部の緑の総量を増やすため、街路緑化基準に基づく維持管理や生産緑地制度を推進 ● 山地・丘陵地・農地などの緑と市街地を結ぶ水とみどりのネットワーク軸（河川・道路など）を形成
系統の配置方針 レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の適正配置・多様なレクリエーション需要への対応 ● 水路・農地・樹林帯などを活用したレクリエーション空間の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や団体、民間企業による公園の設置・管理など、新たな手法の活用を推進 ● 地域ニーズの把握を踏まえ、必要なレクリエーション機能を創出 ● 誰もが利用しやすい公園とするため、公園のユニバーサルデザイン化などを推進（都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】（令和4年3月 国土交通省））

	前計画	前計画の検証を踏まえた 緑の基本計画改定の視点
防災系統の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害全般に対応できる避難場所を確保（海岸部は津波対応も） ● 中心市街地は、水循環の正常化、水害に強い街に寄与できる緑地を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 南海トラフ地震等災害時に機能する都市公園等の防災機能の強化（復旧・復興拠点や復旧のための生活物資などの中継基地、周辺地区からの避難地など） ● 危険箇所に位置する公園緑地の見直し
	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な避難路，中心市街地内の防火帯として寄与する緑地帯を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹などが防災面で果たす役割を啓発し，緑地帯の形成を推進
景観形成系統の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の眺望点を確保 ● 都市景観の背景を構成する緑地，ランダムマークとなっている緑地を保全 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の位置付けを踏まえ，眺望景観の保全やビューポイントとなる公園・公共施設などの緑を創出
	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的，伝統的景観形成に寄与している緑地を保全 ● 地区のシンボルとなる大木を育て，配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺などの歴史的，伝統的景観形成に寄与している緑地を保全 ● 表彰制度などの活用により身近な緑（住宅・道路）を創出，維持管理を実施
にぎわい創出機能	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なイベントが開催され，観光や交流の場となる公園のパークマネジメントの導入を推進
	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路市，にぎわい施設などを結ぶ幹線道路の緑化の推進
	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知市の玄関口であるJR高知駅周辺や中心市街地活性化区域での先導的な緑化の推進（公共施設緑化に加え，民間施設緑化や市民との協働による沿道緑化など支援策を展開）
総合的な配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地を取り囲む環状緑地帯を維持・形成 ● 農地，水面を含めた緑地帯を市街地内に形成し，環状緑地帯とつなぐ ● 骨格となる緑地を構成し，シンボルとなる樹木の育成や民有地の緑化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 系統別方針を踏まえ，都市部の緑の質を向上 ● 生物多様性に配慮し，都市部の緑を河川や道路などをつなぐことで緑の見た目の量を増加 ● 既成市街地を取り囲む環状緑地帯・その背後の山地などの緑を維持

4 緑の基本計画の方向性

前項の「高知市の緑の課題」を踏まえ、緑の基本計画策定の方向性を次の視点で整理します。

4.1 計画の基本的な方針

人口減少社会に直面するなかで、これまでのように次々と新たな施設整備を進めていくことは効果的ではありません。

このため、限られた財源の中で効率的な緑の維持・保全・活用を図れるように、本計画は次のような方針で策定します。

1) 量的拡大から質的充足へ

- 量的拡大から質的（生物多様性・実感できる緑）充足への転換
- 超高齢社会に対応した、既存公園が有する機能の転換
- 維持管理コストの縮減や市民との協働による維持管理手法の導入

2) 緑の保全・活用

- 山地・丘陵地・農地などの緑地を保全し、生物多様性を維持
- 市民に身近な丘陵地などをレクリエーション空間として活用

3) 安全安心への対応

- 南海トラフ地震に対応した広域避難地などとなる都市公園の防災機能の向上

4.2 個別の方針

1) 緑を守り，創り，活用する

① 環境保全の視点

- 市北部に位置する工石山や鷲尾山などの山並みや、市街地に隣接する五台山や筆山などの丘陵地、市域を縦断するように流れる鏡川や仁淀川などに代表される高知市の自然を大切に保全し、様々な生物が共生可能な環境を形成するとともに、市民にとっても魅力ある地域資源としての活用を目指します。

② レクリエーションの視点

- 子どもの遊び場やスポーツの場としての機能が主だった公園を、少子高齢社会などの時代の変化に対応し、自然とのふれあいや健康志向といった、多様なニーズに対応可能な緑の創出につながるとともに、市民が気軽に訪れ、交流の場となる緑の拠点機能の充実を目指します。

③ 防災の視点

- 安全な避難経路の確保に役立ち、延焼の防止帯としても機能する道路沿いの街路樹や生垣のほか、学校や公共施設など個々の緑をつなげ、市街地を包み込むような緑を育み、うるおいある緑のネットワークの形成を目指します。

④ 景観の視点

- 通りや小さなオープンスペース、住宅などの庭やベランダなど、市民に身近な場所で、様々な工夫をしながら緑化を促進し、視界のどこかに絶えず緑があるような、緑あふれる景観の創出を目指します。

⑤ にぎわいの視点

- 市内外から多くの人が集まる JR 高知駅前や高知城、桂浜公園、商業集積地など拠点施設の緑の質を高め、まちのイメージの向上につながる、緑のネットワークの形成を目指します

2) 緑を守り，創り，育てる人づくり

○ みんなで支える緑のまちの視点

高知市の緑は，これまでも，市民による様々な活動に支えられ，豊かな自然環境が保たれてきました。

これからは，こうした取組について，これまで活動に関わってこなかった人にも活動の輪を広げていくために，普及啓発活動の推進などのほか，緑を守り，創り，育てる人材の育成などを進め，さらなる活動の展開を目指します。

また，市民や事業者などをはじめとした様々な方々が緑を増やすための支援制度の充実を図ります。

III 計画編

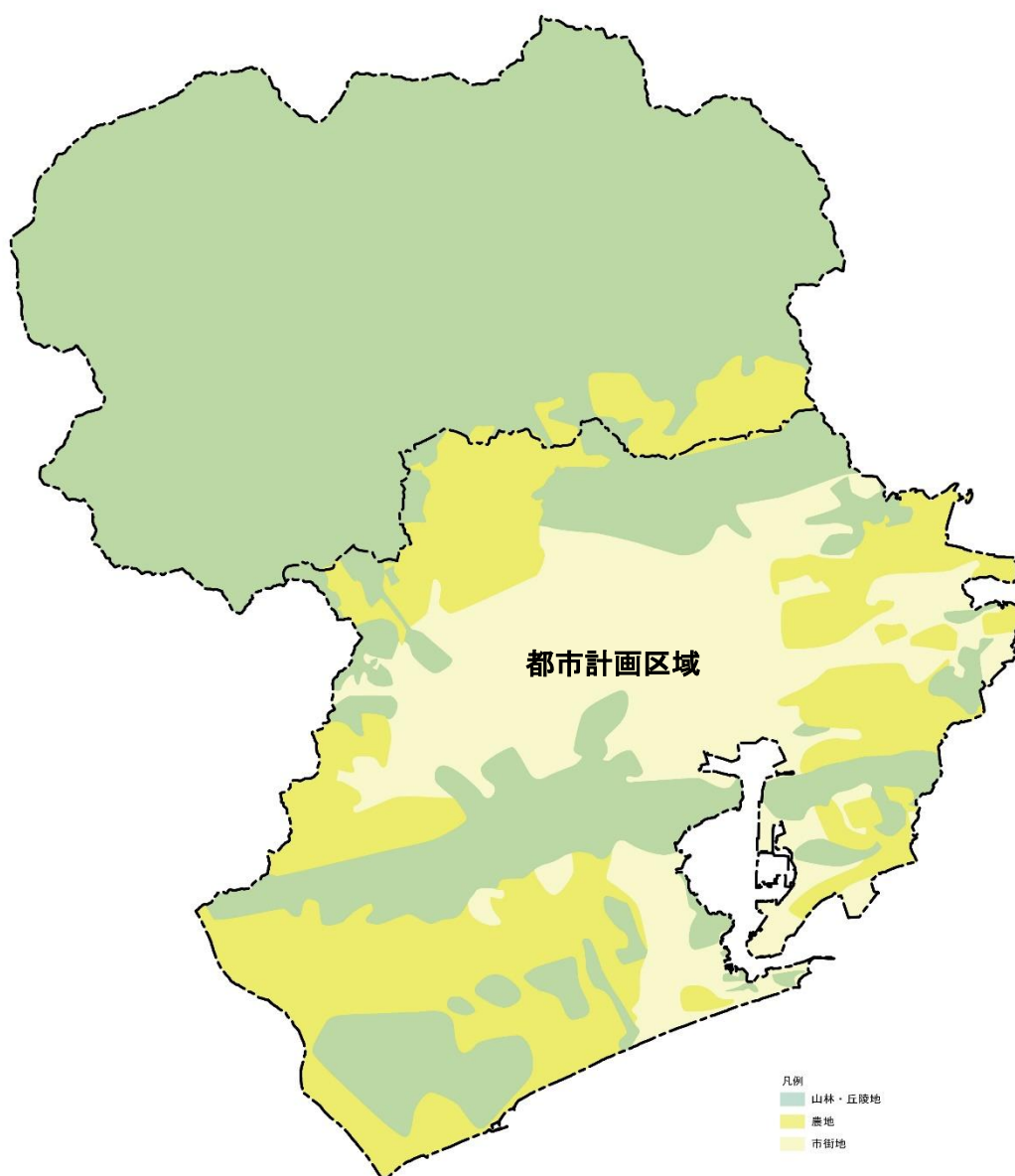
1 計画フレーム

1.1 緑の基本計画の対象区域

緑の基本計画の目標水準を定める対象区域は高知市都市計画区域 16,805ha としますが、都市計画区域外についても環境保全、防災、レクリエーションなど緑地の保全・活用に関する事項については方針を定めます。

計画対象区域

おもな計画対象区域	計画対象区域市町村名
高知市都市計画区域	高知市の一部（16,805ha）



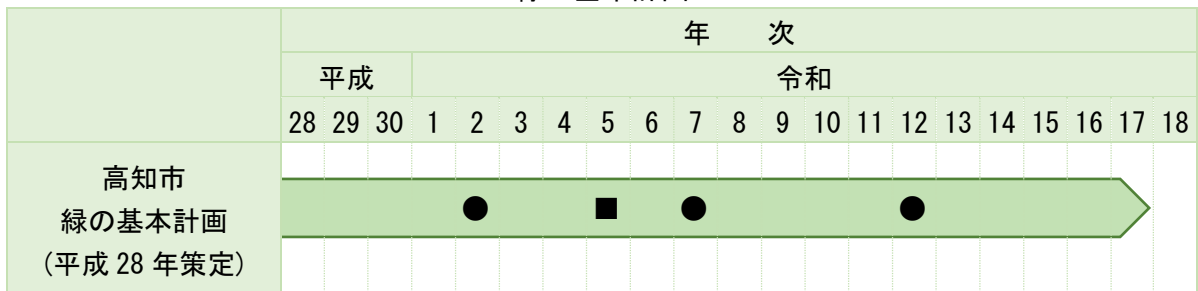
位置図

1.2 緑の基本計画の目標年次

緑の基本計画の計画目標年次は、計画を策定した 2016（平成 28）年から 2035（令和 17）年までの 20 年間とします。

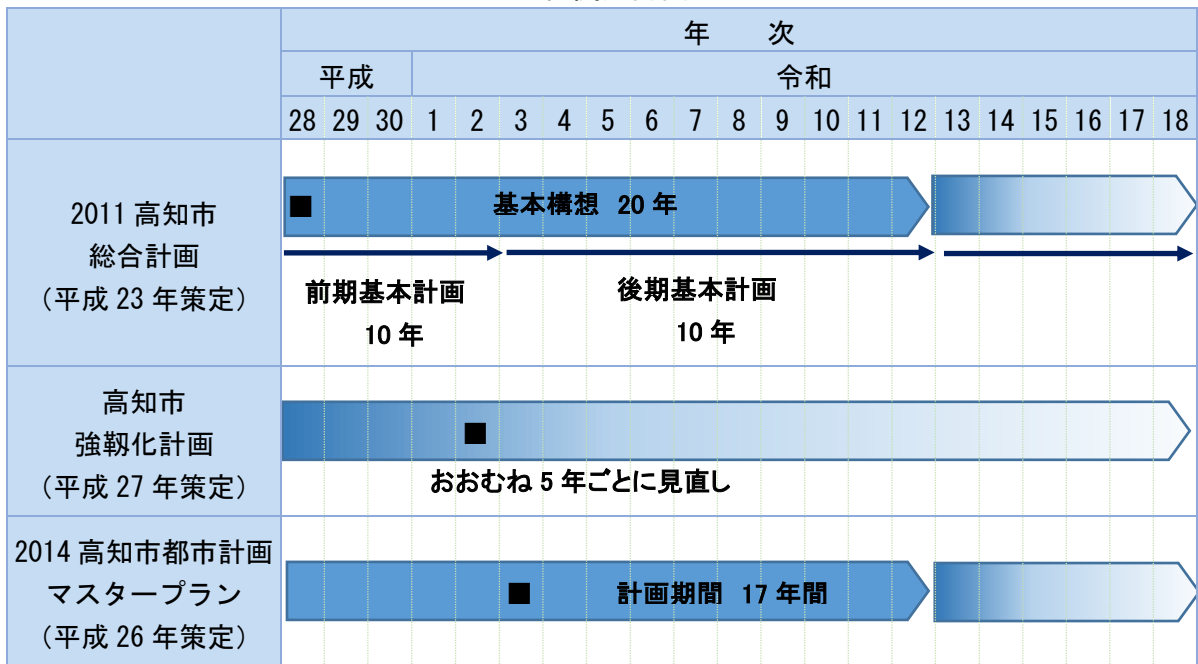
なお、本計画で設定した目標値については 5 年ごとに検証を行い、進捗の確認を行います。また、社会経済情勢の変化や上位関連計画の更新等、必要に応じて計画の見直しを行います。

緑の基本計画



● 検証年次, ■ 見直し年次

上位関連計画



■ 見直し年次

1.3 人口・市街地規模のフレーム

緑の基本計画の前提となる人口フレームは、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの数値をもとに設定します。また、人口減少などの社会潮流を踏まえ、今後、市街地が拡大していくことは考え難いため、都市計画区域及び市街化区域は現時点の面積で固定するものとします。

人口フレーム

	平成 27 年	現況 令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年
総人口	337,190 人	326,545 人	326,300 人	320,700 人	315,100 人

※1 実績人口：平成 27 年，令和 2 年は国勢調査による

※2 将来人口：令和 7 年～17 年は高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 27 年 10 月）による

市街地規模フレーム

都市計画区域面積	市街化区域面積
16,805ha	5,072ha

2 高知市の緑の将来像と基本方針

2.1 高知市の緑を取り巻く環境の変化

- 良好な自然環境を守り、ネットワークでつなげることで生物多様性を保全することが重要です。
- 人口減少と高齢化の進行に伴うコンパクトなまちづくりの推進や公園の多様な機能の更新が必要です。
- 地球温暖化問題の改善やヒートアイランド現象の緩和にもつながる「持続可能な都市づくり」への対応が必要です。
- 市民が日々安全・安心に暮らすことのできる災害に強いまちづくりが求められています。
- 行政だけにとどまらず市民や団体、企業などの主体的な取組による緑の創出が重要です。

2.2 緑の将来像

緑は多くの生物を育み、生態系の形成や環境の保全に関する様々な機能を発揮するもので、私たちが快適な生活を営んでいくうえで、無くてはならないものです。

今ある緑を良好に維持、保全、活用し、創っていくために、今後は市民・団体・企業・行政などが主体的に活動を行っていくことが重要となってきます。

また、本市は南海トラフ地震により甚大な被害を受けることが想定されていることから防災面での緑の強化が重要な課題となっています。

そのため、市民との協働の活動を通して高知市の緑を取り巻く環境の変化に対応し、総合計画の将来の都市像に掲げられている「森・里・海と人の環」を実現するため、将来にわたって本市が目指していく緑の姿を「森・まち・田園を水と人の環でつなぐ 安全でにぎわいのある緑のまち」とします。



緑の将来像の図

2.3 基本方針

緑の将来像をもとに、緑地の配置の基本的な方針や緑化の総括的な目標などをまとめます。

1 自然を守り、様々な生物と共生する(環境保全)

本市では、工石山や鷲尾山などの山並み、五台山や筆山などの丘陵地、鏡川や仁淀川などの河川、さらに山間に広がる農地、鎮守の森などの歴史性のある緑など、まとまりのある緑・水に囲まれて市街地が形成されています。これらの自然は希少生物を含む多様な生きものが生息し、市民にとっても魅力あふれる自然にふれあえる環境を提供してくれます。

このような豊かな緑を本市の誇りとして将来にわたって守り、育み、生物と共生するまちを目指します。



2 多様なニーズに対応する緑を創出し、交流する(レクリエーション)

都市公園などの緑の拠点は、自然とふれあったり、スポーツに励んだりする場として私たちに憩いや楽しみの機会を与えています。一方で、少子高齢社会などの時代の変化、自然とのふれあい、健康志向といった新しいニーズに対応した公園の整備が求められています。

そのため、市民の誰もが気軽に訪れ、楽しむことのできる魅力あふれる緑の拠点が充実しているまちを目指します。



3 安全・安心な緑で包む(防災)

道路沿いの街路樹や生垣など、つながりのある緑は延焼の防止帯となって安全な避難経路を提供してくれます。また、防災拠点となる学校などの公共施設の緑地は安全・安心なまちづくりには欠かせないものです。

そのため、道路などでの緑空間の確保を積極的に推進し、個々の緑をつなげることにより、安全で安心な緑のネットワークが形成されているまちを目指します。



出典：平成 23 年度 国土交通白書

4 協働でうるおいある緑を育む(景観)

市の中心部では、規模の大きな緑を新たに確保することは難しい状況です。しかし、通りや小さなオープンスペースを活用し緑を増やしたり、個人の住宅や事業所の庭やベランダなどに緑を創出したりすることは可能であり、都市の魅力向上につながります。

このような市民の身近な場所に様々な緑がつけられ、うるおいある都市環境が形成されたまちを目指します。



5 緑をつなぎまちのイメージを高める(にぎわい)

JR 高知駅前などの市の玄関口や高知城、桂浜公園など主要な観光地、商業集積地など人の集まる施設の緑は、本市のイメージを大きく左右します。また、大きく美しい街路樹が並んだ景観は、まちの風格を感じさせてくれます。

そのため、各拠点の緑の質を高めるとともに、これらの緑が相互に関係しながら緑のネットワークが市域全域に広がったまちを目指します。



2.4 基本方針を実現するための実施方針

みんなで支える緑のまち(市民との協働)

現在も市民により様々な活動が行われ、豊かな自然環境が保たれていますが、今後は、さらに市民や事業者など、様々な立場の方々が果たす役割が大きくなっていきます。

子どもの頃から緑にふれあい、遊び、学ぶ機会が豊富にあることは、市民が「緑を守り、育てたい、将来に残していきたい」と考える、緑への愛着心の育成につながります。

子どもから大人まで、そして市民、事業者、行政など様々な立場の人々が緑を守り、育てる取組に係わっていくことのできるまちを目指します。



市民との協働の考え方

2.5 施策の体系

「緑の将来像」の実現、「緑の目標水準」の達成に向けた施策の展開について体系図を以下に示します。



【取り組むべき施策】

①山地や丘陵地などの森林，農地の管理・保全 ③歴史・文化資源と周辺の緑との一体的な保全	②河川・海岸と周辺緑地の一体的な保全と活用
④生物多様性に配慮した緑の保全	⑤緑の質の向上
⑥市街地部の緑の保全	⑦民有地も活用した緑の総量の拡大
⑧森林の公益的機能の普及啓発	
①都市公園などのユニバーサルデザイン化 ③身近な緑空間の創出	②身近なスポーツ拠点の形成
④市街地に隣接する山林・丘陵地・農地などの活用	⑤広域的なレクリエーション機能の創出
①災害時の避難場所となる緑地などの確保 ③沿岸部の安全性を高める緑の保全	②公園・緑地の安全性，防災機能の向上
④延焼防止や避難路として活用できる緑の保全 ⑤安全な避難路として誘導できる街路樹の維持・管理	
⑥災害や公害を防止する緑地の維持	⑦緑による住宅地内の延焼防止・防災力の強化
①ランドマークとなる緑地の保全	②市街地を取り囲む緑の保全
③公共施設などの都市施設の緑化推進 ⑤目を楽しませる花や緑の道路の創出	④市街地の緑をつなぐ水辺軸の保全・活用
⑥社寺など鎮守の森の緑の保全	
⑦中心市街地の緑化推進	⑧民有地を活用した緑の創出
①まちの玄関口の魅力の向上	②交流拠点にふさわしい緑の拠点づくり
③沿道の街路樹・花壇の整備推進	④水辺を活用した緑のネットワーク形成

(市民との協働)

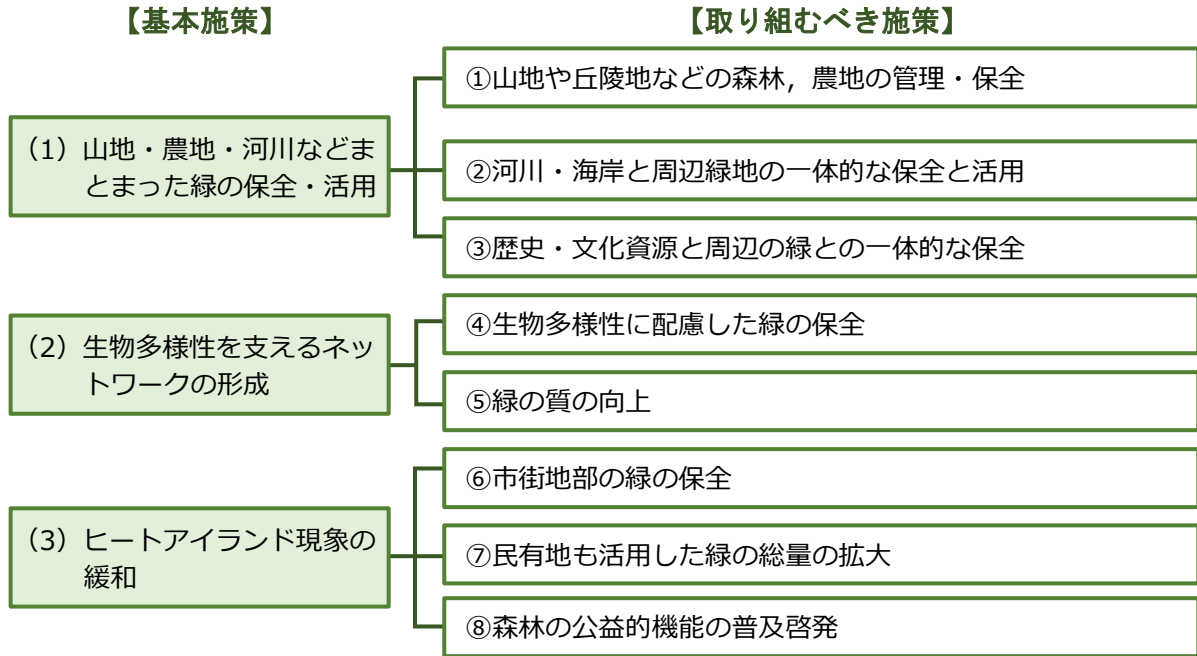
- (2) 緑に係わる人材の育成
 ③子どもたちの環境教育の推進
 ④市民参画の促進，学習機会の提供

- (3) 緑を増やすための支援制度の充実
 ⑤緑を増やすための財源の確保
 ⑥緑を増やすための支援制度・管理体制の充実

3 緑のまちづくりに向けた取組

3.1 自然を守り、様々な生物と共生する(環境保全)

1) 施策体系

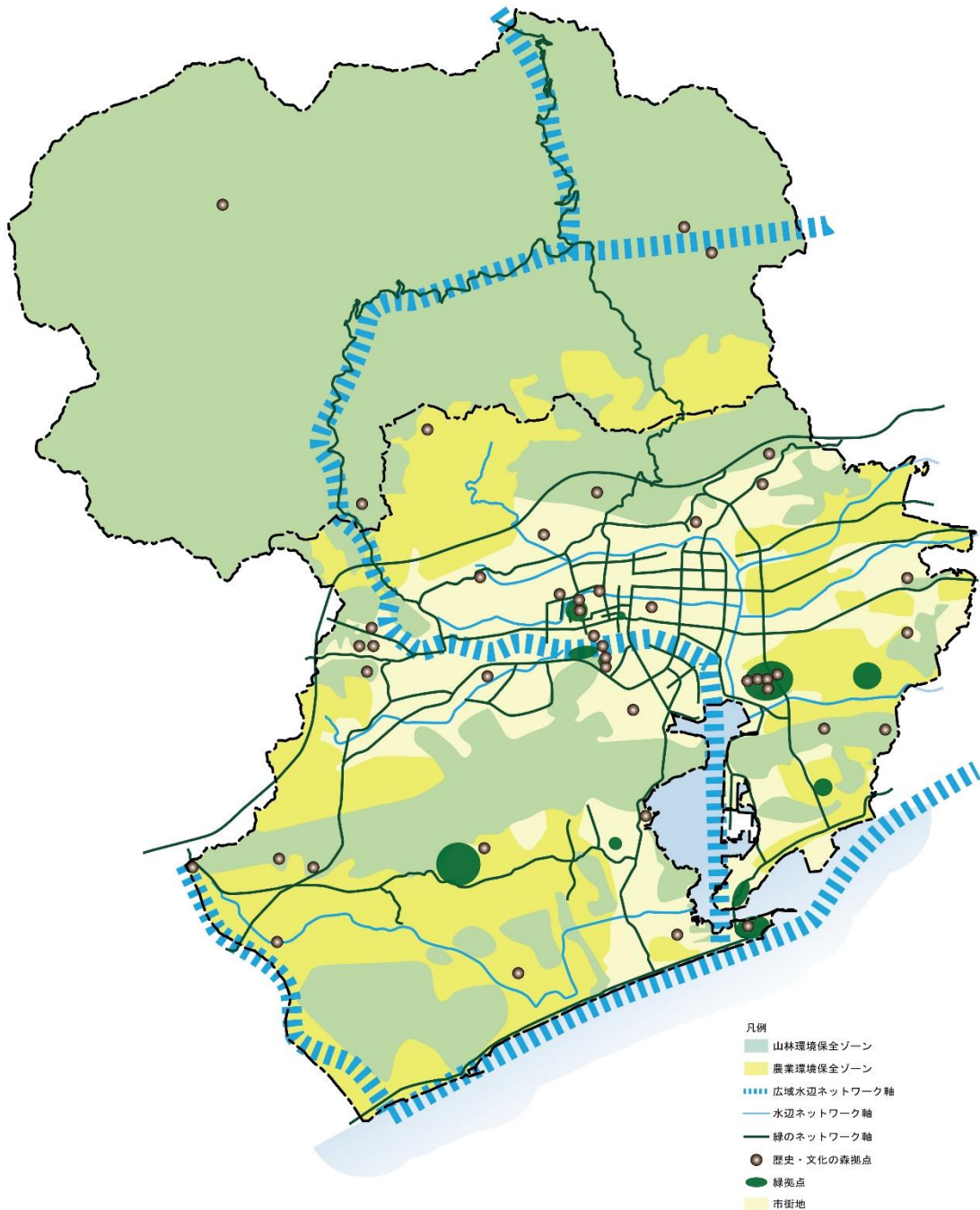


2) 配置方針

本市の都市の骨格を形成する鏡川，仁淀川を広域的な水辺ネットワーク軸として位置付け，この水辺ネットワーク軸につながって市全体の環境を保全するよう緑地を配置します。

ゾーンと配置方針

ゾーン名	配置方針
山林環境保全ゾーン	● 貴重な自然が残る工石山，国見山その他，市街地に隣接した北山山系，鷲尾山山系，五台山，鉢伏山，高天ヶ原山，大畑山，高森山を山林環境保全ゾーンに位置付けます。
農業環境保全ゾーン	● 東部農業地帯や春野の農業地帯は市街地を包み込む緑地であり，ヒートアイランド現象の緩和に寄与するとともに，様々な生態系が生育する環境であり，快適な都市環境を保全する農業環境保全ゾーンとして位置付けます。
水辺ネットワーク軸	● 鏡川，仁淀川，浦戸湾，土佐湾は本市の様々な緑をつなぐ軸であり，広域水辺ネットワーク軸として位置付けます。 ● 市街地の国分川，久万川，江ノ口川，舟入川，下田川，神田川，新川を水辺ネットワーク軸として位置付けます。
緑のネットワーク軸	● 市内を縦横に通る都市計画道路は，街路樹の植栽によって連続した緑の軸が形成されることから緑のネットワーク軸として設定します。
歴史・文化の森拠点	● 高知城やお遍路の寺，天然記念物のある社寺は鎮守の森として良好な緑として機能しており，歴史・文化の森拠点として位置付けます。
緑拠点	● 都市計画公園等は，ヒートアイランド現象の緩和等環境の維持・改善機能を持っており，骨格となる緑地を補完する緑拠点として位置付けます。



環境保全システムの緑地の配置計画図

3) 基本施策と取り組むべき施策

(1) 山地・農地・河川などまとまった緑の保全・活用



施策	施策内容	山林環境	農業環境	水辺軸	緑軸	歴史拠点	緑拠点
① 山地や丘陵地などの森林、農地の管理・保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 市北部の山地や丘陵地などまとまった緑は保安林、地域森林計画対象民有林などの各種制度を活用しながら保全します。 ● 森林環境税及び森林環境譲与税関係法令等に基づき、間伐や下刈り等の適正な森林整備を進めるとともに、木材利用の促進や普及啓発など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう事業に活用します。 ● 農業振興地域などの優良農地の適正管理を行うとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて「日本型直接支払制度」の活用による地域活動の継続により、持続的に農地を保全します。 ● 良好な都市環境を形成する市街化区域内の農地を、生産緑地地区の指定により保全します。 	●					
② 河川・海岸と周辺緑地の一体的な保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然に留意した護岸整備など生態系にやさしい水辺軸としての緑の創出に努めます。 ● 河川や海岸などは自然環境学習会などにより水辺とのふれあいの場としての活用を進めます。 			●			
③ 歴史・文化資源と周辺の緑との一体的な保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林などは地域のシンボルとして、地元住民と協議し各種法制度などを活用しながら、地域の歴史・文化資源と緑を一体的に保全します。 ● 地域の風土・文化を物語る資源や地域に親しまれる景観資源として特に重要性の高いものを、特別緑地保全地区や景観重要樹木などの指定により保全します。 ● 高知城や社寺などの歴史・文化資源と周辺の緑とは視線確保などに配慮しながら一体的な保全ができるように適切に管理します。 					●	

～ 森林環境譲与税とは ～

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2019年度より、市町村と都道府県に対して譲与されています。

法律に基づき、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

本市では、間伐を希望した森林所有者との協定締結や、林道等の維持管理、民間林業事業体の技術職員の人材育成、公共施設への木材利用促進などの事業に活用しており、持続可能な森林経営を目指して取り組んでいます。



森林整備



人材育成

(2) 生物多様性を支えるネットワークの形成



施策	施策内容	山林環境	農業環境	水辺軸	緑軸	歴文拠点	緑拠点
④ 生物多様性に配慮した緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 郊外部の山地や丘陵地，社寺林などは動植物の生息環境として保全するとともに，河川や緑地，街路樹などの緑でネットワーク化を進めます。 ● 豊かな自然環境の保全により，多様な生物の生息空間の確保と育成に努めます。 	●		●	●	●	
⑤ 緑の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地や丘陵地などの樹林地を市民，事業者，行政などが適切に管理することにより，緑の質の向上を図ります。 ● 河川や農業用水路，池などの水辺空間を市民，事業者，行政などで適切に管理し水質改善を図ります。 ● 市街地の緑を充実させるために，樹木の維持管理などを適切に行い，緑視率の向上を図ります。 	●		●			



出典：こども環境白書 2016

～ 生産緑地地区とは ～

生産緑地地区は，良好な都市環境の形成を図るために，市街化区域内農地の緑地としての機能を活かし，計画的に農地等を保全していこうとする「生産緑地制度」に基づき，土地所有者等の同意のもと，都市計画決定の手続きを経て地区指定が決定されます。

生産緑地制度で指定される農地等は，営農の継続を前提として，市街化区域内における一団の農地等であり，都市環境の保全等良好な生活環境の確保のほか，防災や交流創出，食育・教育など都市農業の多面的機能により相当の効用があると見込まれています。

本市では，令和元年度から生産緑地制度を導入し，市街化区域内の農地 9.3ha を指定しています。（令和 5 年 1 月 1 日時点）都市の緑として農地保全を推進し，減災，市民農園，農業体験・学習の場など農地の持つ多面的機能を発揮するとともに生産基盤の強化を図る取組を推進しています。





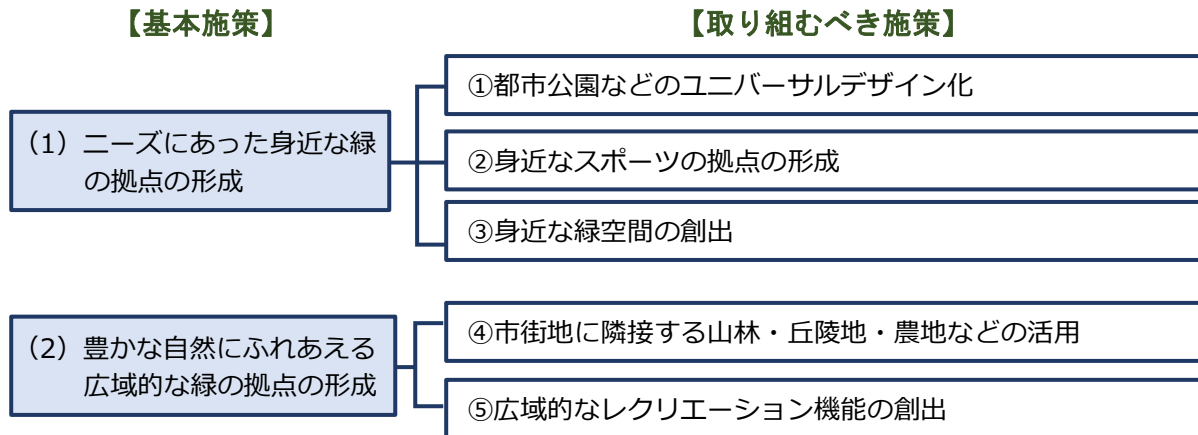
(3) ヒートアイランド現象の緩和

施策	施策内容	山林環境	農業環境	水辺軸	緑軸	歴史拠点	緑拠点
⑥ 市街地部の緑の保全	● 街路樹や河川敷緑地など市街地の緑を保全します。			●			●
⑦ 民有地も活用した緑の総量の拡大	● 都市公園等市街地に点在する緑をつなげるように民有地も活用した緑の総量（緑視率）の向上を図ります。						●
⑧ 森林の公益的機能の普及啓発	● 森林の水源涵養，ヒートアイランド現象の緩和，二酸化炭素の吸収・貯蔵などの様々な公益的機能の普及啓発を行います。	●	●	●	●	●	●



3.2 多様なニーズに対応する緑を創出し、交流する(レクリエーション)

1) 施策体系



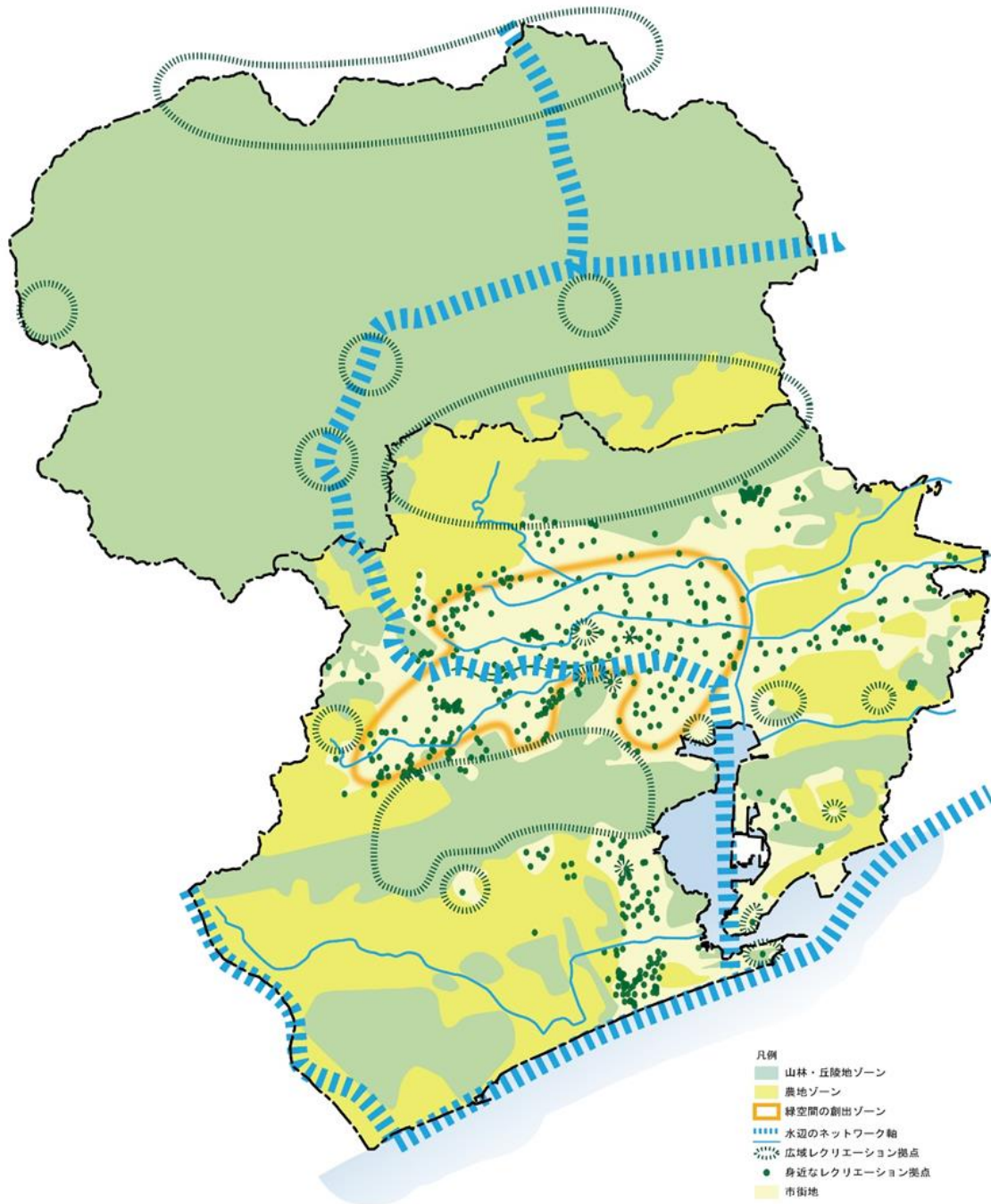
2) 配置方針

本市の都市の骨格を形成する鏡川、仁淀川を水辺のネットワーク軸として位置づけ、この水辺のネットワーク軸につながる自然を活かした広域レクリエーション拠点をバランスよく配置します。

また、身近なレクリエーション拠点となる公園や緑地を誰もが歩いていける範囲にバランスよく配置します。

ゾーンと配置方針

ゾーン名	配置方針
山林・丘陵地ゾーン	●市街地に隣接した北山山系、鷲尾山山系、五台山、筆山、鉢伏山、高天ヶ原山、大畑山、高森山を山林・丘陵地ゾーンに位置付けます。
農地ゾーン	●東部農業地帯や春野の農業地帯は様々な生態系が生育する環境であり、豊かな自然と触れ合える農地ゾーンとして位置付けます。
緑空間の創出ゾーン	●市街化区域は、市民のニーズに沿った身近な緑空間を創出するゾーンとして位置付けます。
水辺のネットワーク軸	●本市の骨格を形成する鏡川、仁淀川、浦戸湾や市街地内の緑をつなぐ国分川、久万川、江ノ口川、舟入川、下田川、神田川、新川川を水辺のネットワーク軸として位置付けます。
広域レクリエーション拠点	●県立工石山自然公園や北山県立自然公園、鷲尾山県立自然公園は山林の自然を楽しむ広域レクリエーション拠点として位置付けます。 ●桂浜公園や種崎千松公園、鏡ダムは水辺を楽しむ広域レクリエーション拠点として位置付けます。 ●東部総合運動公園、春野総合運動公園、高知市総合運動場などはスポーツを楽しむ広域レクリエーション拠点として位置付けます。 ●わんぱくこうちや高知競馬場はレクリエーション機能のある公園であり、広域レクリエーション拠点として位置付けます。
身近なレクリエーション拠点	●身近なレクリエーション機能を有する街区公園、近隣公園、地区公園等の都市公園などは、身近なレクリエーション拠点として位置付けます。



レクリエーションシステムの緑地の配置計画図

3) 基本施策と取り組むべき施策

(1) ニーズにあった身近な緑の拠点の形成

施策	施策内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">3 健康・安全に 配慮し推進</div> <div style="text-align: center;">4 市民の暮らしを 豊かに</div> <div style="text-align: center;">11 自然環境を 保全し推進</div> <div style="text-align: center;">14 海の豊かさ 実現</div> </div>					
		山林	農地	緑創出	水辺軸	広域拠点	身近拠点
① 都市公園などのユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代や高齢者などの利用に対応したユニバーサルデザインに配慮し、高齢化率などの地域特性や市民ニーズに対応した施設内容へのリニューアルや、公園施設長寿命化計画に基づき計画的、効率的な維持管理を推進します。 外国人観光客などに対応したピクトグラム（視覚記号）などの整備を進めます。 						●
② 身近なスポーツの拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> 鏡川や久万川では、水辺を活かしたウォーキングコースなど身近なスポーツ拠点としての活用を推進します。 				●		
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近なスポーツや健康づくりの場となるよう、都市計画公園などの整備を推進します。 						●
③ 身近な緑空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内では、新たな公園用地の確保が難しいことから、空き地や空き家跡地などを活用した身近な緑空間の創出を検討します。 市街地内に残る農地を、生産緑地制度により、市民農園など身近な緑と触れ合える場としての活用を推進します。 中心市街地においては、建替えや再開発事業などの際のオープンスペースの創出、既存施設も含めた周辺空間の緑化により、憩いの場づくりを進めます。 市民の身近な交流の場である小規模公園については、地域ニーズを踏まえた公園機能の見直しなどのリニューアルを進めます。 既存の公園などの緑については、適切な維持管理ができるように樹種や配置を考慮して樹木などのリニューアルを進めます。 まちの緑を実感できるように人の視界に入りやすい箇所の緑化を進め、緑視率の向上を図ります。 			●			





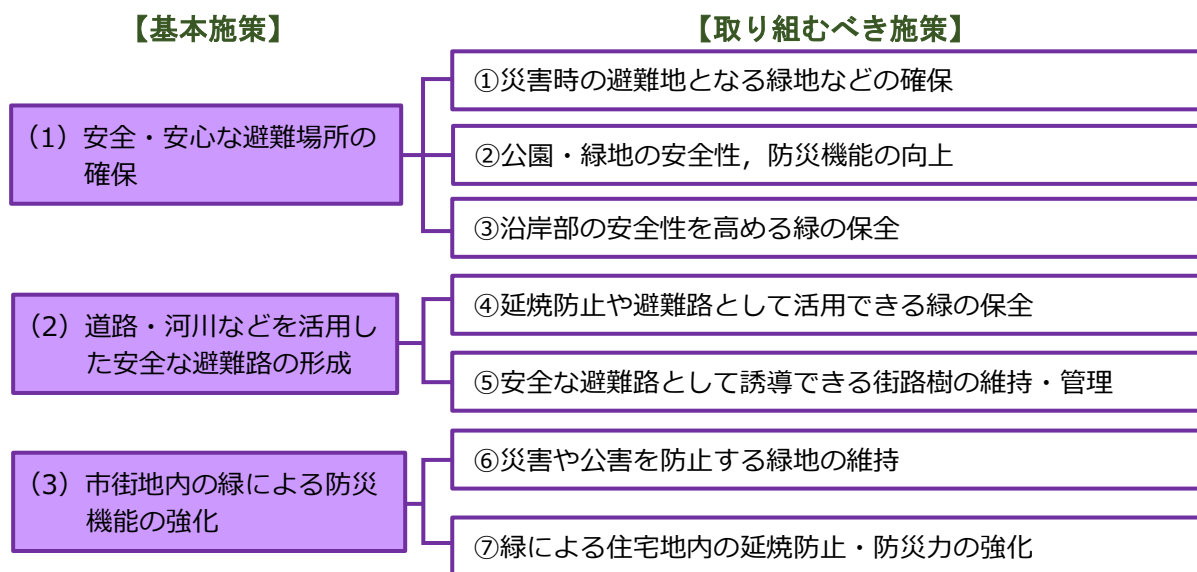
(2) 豊かな自然にふれあえる広域的な緑の拠点の形成

施策	施策内容	山林	農地	緑創出	水辺軸	広域拠点	身近拠点
④ 市街地に隣接する山林・丘陵地・農地などの活用	● 市街地に隣接した五台山や筆山などの豊かな丘陵地を里山に親しむ空間などレクリエーションや環境学習の場として活用します。	●					
	● 耕作放棄地などは、市民農園など市民の農業体験・学習の場としての活用を検討します。		●				
⑤ 広域的なレクリエーション機能の創出	● 貴重な自然が残る工石山，国見山などの自然公園は豊かな自然環境に親しむことのできる場として自然環境を保全しながら，活用します。					●	
	● 鏡ダムや鏡川上流部は生態系にも配慮した保全や，水辺のふれあい空間として活用を進めます。						
	● 民間事業者のノウハウを活かして完了した桂浜公園に指定管理者制度を導入し，市民や観光客が豊かな自然を楽しむレクリエーション拠点として活用します。						●
	● 種崎千松公園はキャンプ場として利用され，また高知市唯一の海水浴場と隣接しているため，広域レクリエーション拠点として活用します。						●
	● 運動公園や総合公園などは，市民スポーツの拠点として充実を図るとともに維持・活用します。					●	
	● わんぱーくこうちや高知競馬場は，市民のレクリエーション拠点として維持・活用します。					●	



3.3 安全・安心な緑で包む(防災)

1) 施策体系

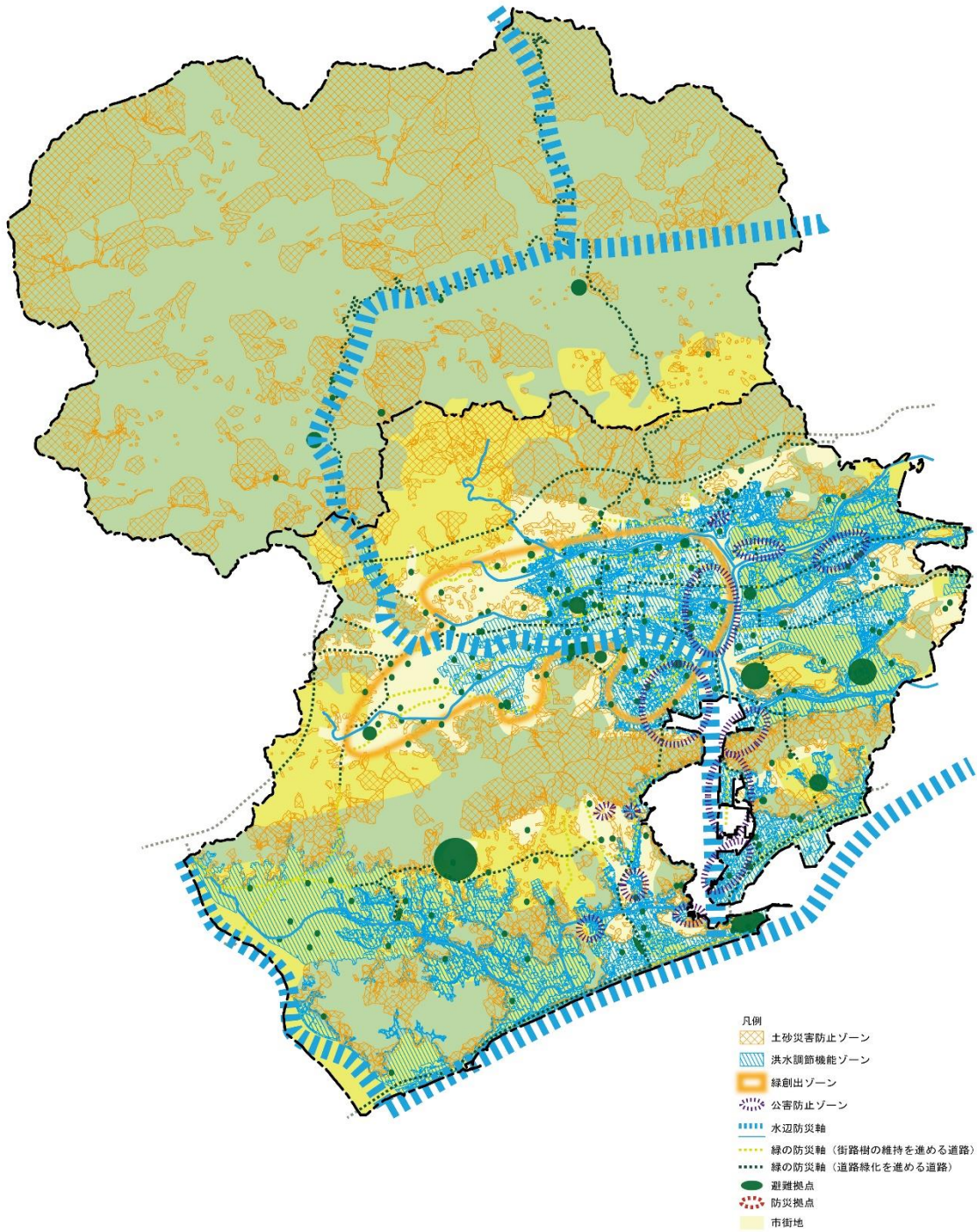


2) 配置方針

災害時の避難場所ともなるオープンスペースが身近にあるように、公園緑地を配置するとともに、土砂災害、浸水災害、津波災害を軽減する緑を配置します。

ゾーンと配置方針

ゾーン名	配置方針
土砂災害防止ゾーン	●土砂災害の恐れのある市街地に隣接した北山山系、鷲尾山山系などは土砂災害防止ゾーンとして位置付けます。
洪水調節機能ゾーン	●東部農業地帯や春野の農業地帯は洪水調節機能を果たしていることから洪水調節機能ゾーンとして位置付けます。
緑創出ゾーン	●公害防止や災害防止のための緑を創出する市街化区域内を緑創出ゾーンとして位置付けます。
公害防止ゾーン	●工場の集積している地区は工場の排煙による公害を防止するとともに大規模火災時の防火帯としても機能するよう公害防止ゾーンとして位置付けます。
水辺防災軸	●鏡川、仁淀川、江ノ口川、久万川は防火帯の骨格として水辺防災軸として位置付けます。
緑の防災軸	●緊急輸送道路や市内を縦横に通る都市計画道路は、街路樹の植栽によって連続した緑の帯が形成されることから緑の防災軸として位置付けます。
避難拠点	●都市計画公園などは、災害時に地域住民の安全性を確保するための避難地として利用されることから避難拠点として位置付けます。
防災拠点	●高知市強靱化計画で整備が必要とされた公園緑地を防災拠点として位置付けます。



防災システムの緑地の配置計画図

3) 基本施策と取り組むべき施策

(1) 安全・安心な避難場所の確保



施策	施策内容	災害防止	洪水調節	緑創出	公害防止	水辺軸	緑軸	避難拠点	防災拠点
①災害時の避難地となる緑地などの確保	<ul style="list-style-type: none"> 高知城，筆山，小高坂山，旭丘陵地，朝倉城跡は浸水災害時の避難場所としての機能を確保します。 市街化区域内では災害時の避難地となる公園や広場，公共施設などのオープンスペースに避難できるように緑地などの確保に努めます。 							●	
	<ul style="list-style-type: none"> 高知市強靱化計画で密集市街地の防災性向上や緊急避難場所の役割を位置付けられた公園緑地として，旭緑地や福井公園などの整備を推進します。 							●	
	<ul style="list-style-type: none"> 高知市強靱化計画で位置付けられた弥右衛門公園や，竹島公園などの防災機能を果たす公園緑地の維持管理を進めます。（2019年度に整備完了） 								●
②公園・緑地の安全性，防災機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 公園内の見通しの確保や樹木の適切な維持管理などにより，安全性確保と防災機能向上を進めます。 必要に応じて防火用水の確保，備蓄倉庫，貯水槽などの災害対策機能の充実を進めます。 							●	
③沿岸部の安全性を高める緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部では保安林や津波に対する緑地などの確保を関係機関に働きかけます。 災害時の避難場所となる緑地を適正に確保します。 						●	●	



(2) 道路・河川などを活用した安全な避難路の形成

施策	施策内容	災害防止	洪水調節	緑創出	公害防止	水辺軸	緑軸	避難拠点	防災拠点
④延焼防止や避難路として活用できる緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川，江ノ口川，久万川などの河川は延焼防止の役割を果たすため河川緑化に努めます。 ● 避難路，延焼防止や建物の倒壊防止など減災に資する道路では，街路樹の整備を進めます。 					●	●		
⑤安全な避難路として誘導できる街路樹の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の街路樹においては，良好な生育環境の確保や剪定などの適切な維持管理により緑の質の向上に努めます。 						●		





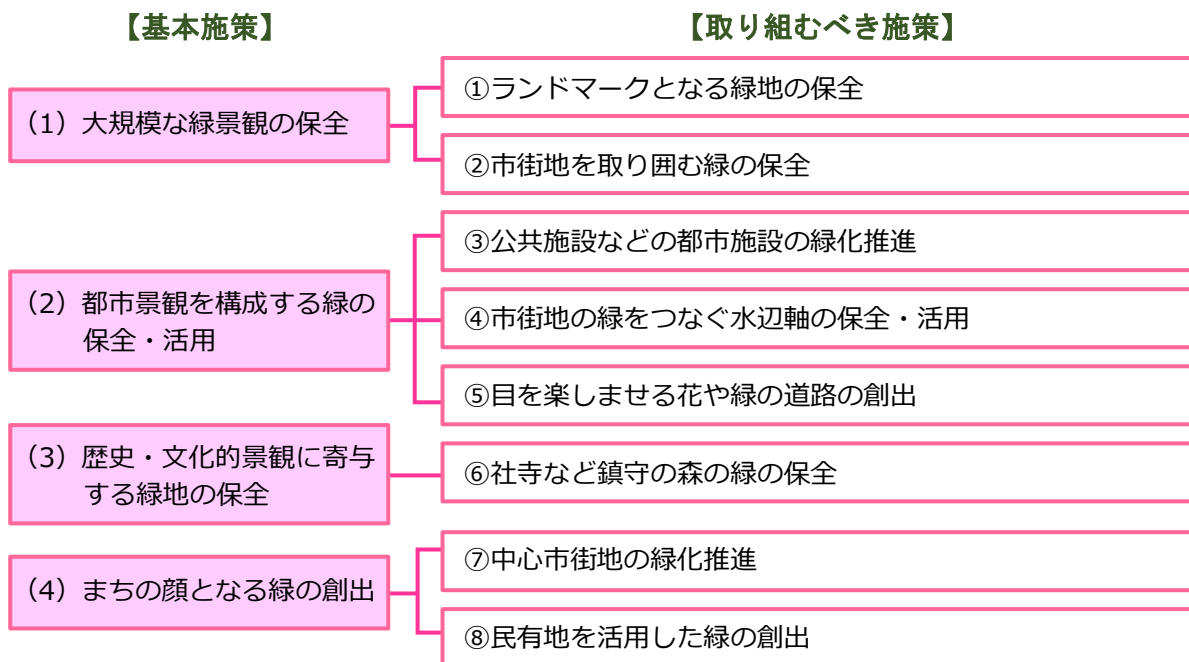
(3) 市街地内の緑による防災機能の強化

施策	施策内容	災害防止	洪水調節	緑創出	公害防止	水辺軸	緑軸	避難拠点	防災拠点
⑥ 災害や公害を防止する緑地の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂流出，土砂崩れなどの防止や災害時の延焼抑制となる樹林地は保安林，地域森林計画対象民有林などの各種制度を活用しながら緑を保全します。 	●							
	<ul style="list-style-type: none"> ● 東部農業地帯や春野の農業地帯などのまとまりのある優良農地の適正管理を行うとともに，農地・水・環境保全向上活動の継続により，持続的に農地を保全します。 		●						
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化区域内では，大気汚染緩和，雨水流出率抑制のため，街路樹の増殖・育成，民有地の緑化などの施策を総合的に展開します。 						●		
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害や公害を防止するため工場緑地の維持・保全を行うとともに，工場緑地の少ないものについては，適正な緑の量となるよう緑の創出を促します。 				●				
⑦ 緑による住宅地内の延焼防止・防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地が密集する既成市街地では洪水調節機能や地震時の同時多発火災の延焼防止機能を持つ公園や緑地を維持・保全します。 ● 住宅地では地震により倒壊し通行の障害となりうるブロック塀を生垣にするなど，緑の力を活かして防災力の強化を図ります。 			●					



3.4 協働でうるおいある緑を育む(景観)

1) 施策体系

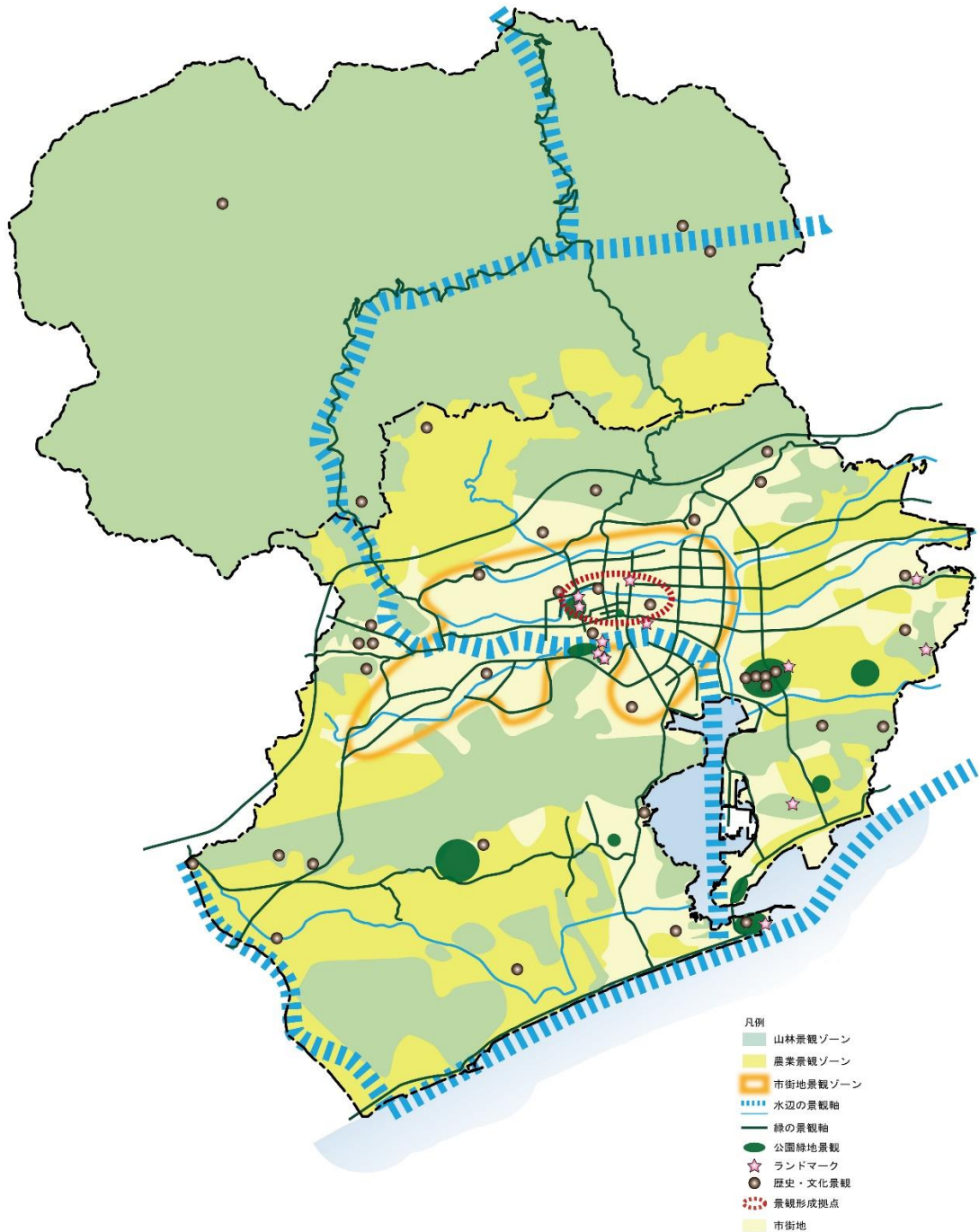


2) 配置方針

ランドマークとなっている山林や丘陵地の緑を保全するとともに、市街地の背景の緑、公園緑地を河川や街路樹でつなげることで、うるおいを感じられる緑地をバランスよく配置します。

ゾーンと配置方針

ゾーン名	配置方針
山林景観ゾーン	●都市にうるおいを与えている市街地に隣接した北山山系、鷲尾山山系などを山林景観ゾーンに位置付けます。
農業景観ゾーン	●都市にうるおいを与えている東部農業地帯や春野の農業地帯を農業景観ゾーンとして位置付けます。
市街地景観ゾーン	●公共施設や第1種住居地域内の一定規模の住宅団地、大規模工場地など緑化を推進していくべき地区を市街地景観ゾーンと位置付けます。
水辺の景観軸	●鏡川、仁淀川、江ノ口川、久万川など都市にうるおいを与えている河川を水辺の景観軸として位置付けます。
緑の景観軸	●市内を縦横に通る都市計画道路などは、街路樹の植栽によって連続した緑の帯が形成されることから緑の景観軸として位置付けます。
公園緑地景観	●都市公園などは、都市にうるおいを与えると同時に市民の憩いの場として利用されていることから公園緑地景観として位置付けます。
ランドマーク	●五台山、鉢伏山、高天ヶ原山、筆山など市街地のランドマークとなっている丘陵地をランドマークとして位置付けます。
歴史・文化景観	●高知城やお遍路の寺、天然記念物のある社寺は鎮守の森として良好な自然景観を形成しており、歴史・文化景観として位置付けます。
景観形成拠点	●高知駅を含む中心市街地は、市の玄関口であることから良好な景観形成を図るため、景観形成拠点として位置付けます。



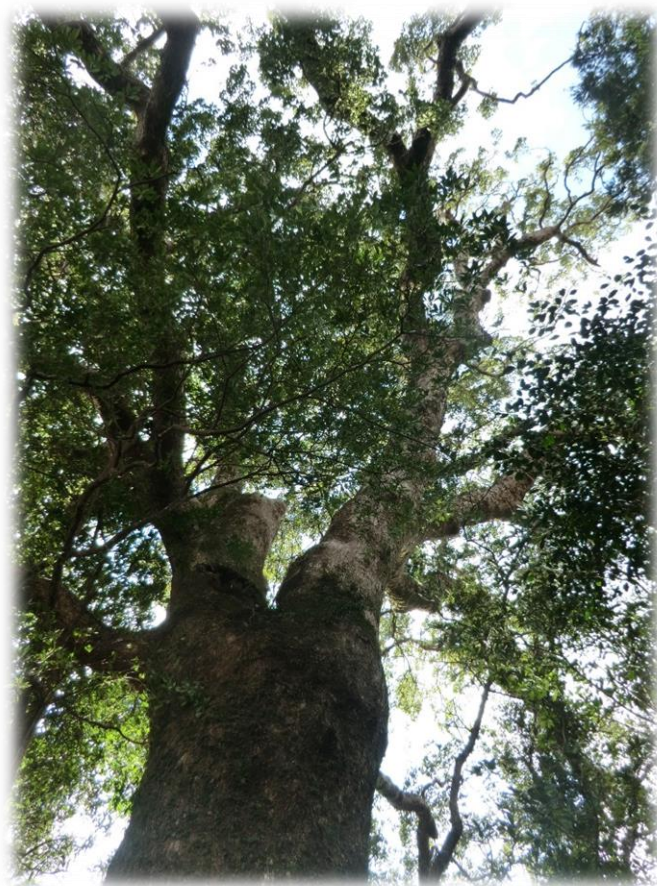
景観システムの緑地の配置計画図

3) 基本施策と取り組むべき施策



(1) 大規模な緑景観の保全

施策	施策内容	山林	農業	市街地	水辺軸	緑軸	公園	マーク	歴史文化	景観形成
①ランドマークとなる緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 筆山、五台山など市街地に隣接した丘陵地の緑を法的な各種制度などを活用しながら保全します。 ● 市内にある巨樹や巨木など地域のシンボルとなる樹木を景観重要樹木などに指定します。 							●		●
②市街地を取り囲む緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 市北部の山地や丘陵地、田園などまとまった緑について各種制度を活用しながら景観を保全します。 ● 市北部の山地や丘陵地は自然とふれ合える場所、自然景観や市街地を望むビューポイントとして維持保全します。 	●	●							





(2) 都市景観を構成する緑の保全・活用

施策	施策内容	山林	農業	市街地	水辺軸	緑軸	公園	マーク	歴史文化	景観形成
③ 公共施設などの都市施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の屋上，壁面，外構などを植栽や花壇・プランターの設置などによって緑化を進めます。 			●						
④ 市街地の緑をつなぐ水辺軸の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 護岸には植生ができるブロックを使用し，川底には瀬や淵を再現するなど，関係機関と連携し，自然環境，景観や生態系の保全・回復を図ります。 ● 既存の遊歩道やランニングコース沿いの緑は市民との協働による維持管理を進めます。 ● 河川沿いを緑や花で演出し，回遊の楽しさを向上させます。 				●					●
⑤ 目を楽しませる花や緑の道路の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺への影響や視線確保に配慮しながら，樹種に合わせ美しい樹形形成につながる街路樹の維持管理を進めます。 ● 街路樹については周辺環境や視線確保，倒木の危険性などを考慮し，適切な維持管理ができるように樹種や配置に配慮してリニューアルを進めます。 					●				



(3) 歴史・文化的景観に寄与する緑地の保全

施策	施策内容	山林	農業	市街地	水辺軸	緑軸	公園	マーク	歴史文化	景観形成
⑥ 社寺など鎮守の森の緑の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 社寺林や屋敷林などにおいて、地域の風土・文化を物語る資源や地域に親しまれる景観資源として特に重要性の高いものを、文化財や特別緑地保全地区、景観重要樹木などの指定により保全します。 								●	●





(4) まちの顔となる緑の創出

施策	施策内容	山林	農業	市街地	水辺軸	緑軸	公園	マーク	歴史文化	景観形成
⑦ 中心市街地の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境への負荷の低減を目指した低炭素都市を推進するため、市街地の緑化を推進します。 ● 民間と協力してオープンスペースの確保と緑化に努めます。 ● まちの緑を実感できるように人の視界に入りやすい箇所の緑化を進め、緑視率の向上を図ります。 									●
⑧ 民有地を活用した緑の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な商業施設などの民間開発や民間施設の緑化に努めます。 ● 市民や事業者の参加と協働により地区計画、緑地協定制度などを利用した住宅地の緑化を推進します。 ● 市内に立地する大規模な工場に対し、法的な各種制度などにより敷地内緑化を進めます。 			●						



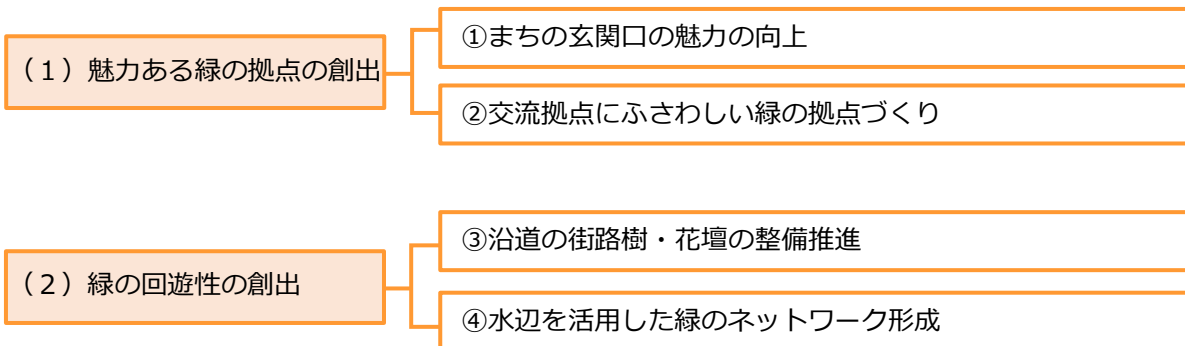
3.5 緑をつなぎまちのイメージを高める(にぎわい)

1) 施策体系



【基本施策】

【取り組むべき施策】



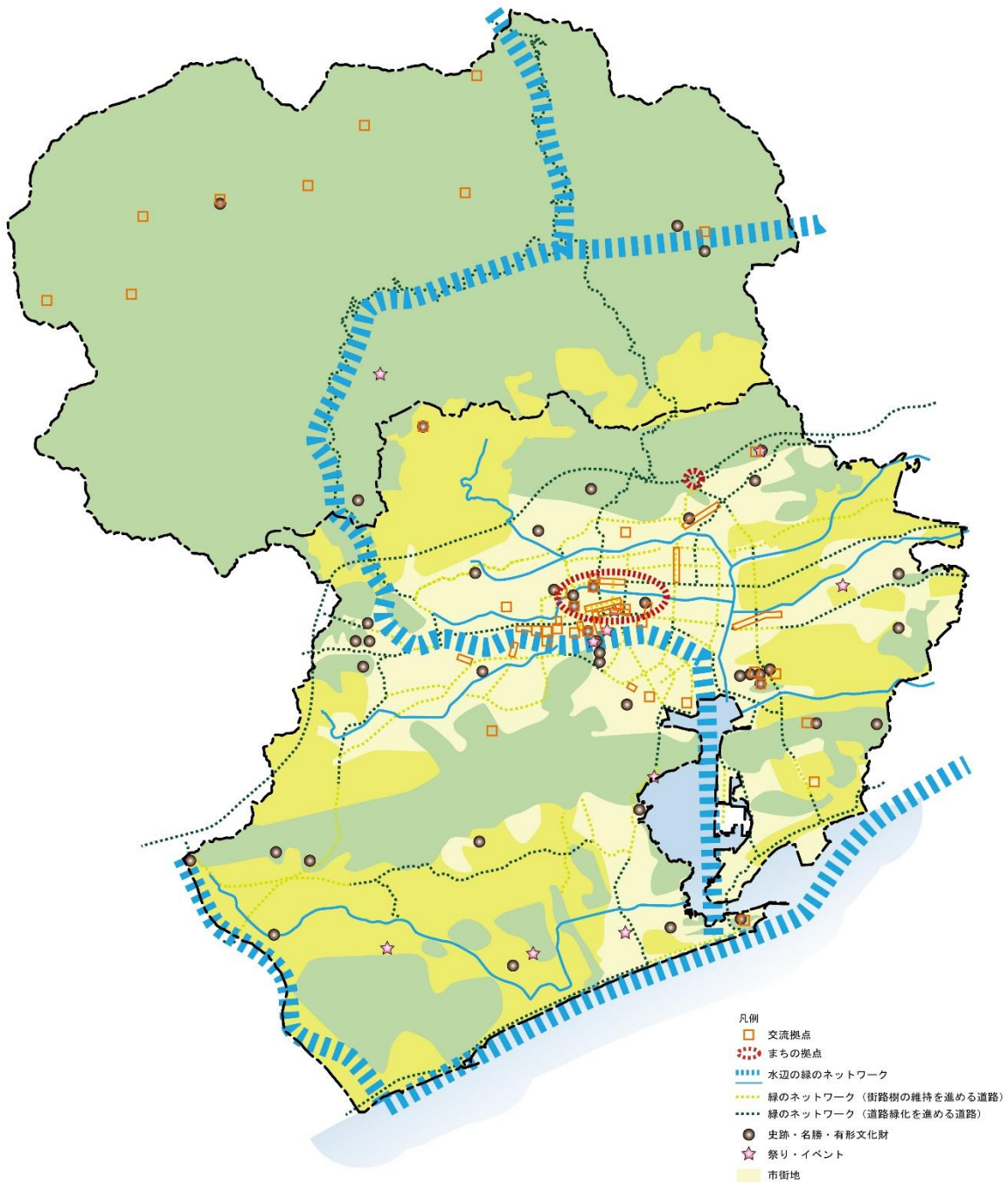
2) 配置方針



観光地や中心市街地など人の集まる場所を中心に公園緑地を配置するとともに、それらをつなげるように緑地を配置します。

ゾーンと配置方針

ゾーン名	配置方針
交流拠点	● 主要な観光地及び商業地を交流拠点と位置付けます。
まちの拠点	● JR 高知駅周辺の中心市街地及び高知 I C 周辺は市の玄関口であることからまちの拠点として位置付けます。
史跡・名勝・有形文化財	● 高知城やお遍路の寺，天然記念物のある社寺などは観光客などが多く集まることから史跡・名勝・有形文化財として位置付けます。
祭り・イベント	● 中央公園やみどりの広場などよさこい祭りなどの各種イベントの開催会場となっている拠点を祭り・イベントとして位置付けます。
水辺の緑のネットワーク	● 鏡川，仁淀川，江ノ口川，久万川など都市にうるおいを与えている河川を水辺の緑のネットワークとして位置付けます。
緑のネットワーク	● 市内を縦横に通る都市計画道路などは，街路樹の植栽によって連続した緑の帯が形成され，観光資源やにぎわい拠点をつないでいることから緑のネットワークとして位置付けます。



にぎわい系統の緑地の配置計画図

3) 基本施策と取り組むべき施策

(1) 魅力ある緑の拠点の創出

施策	施策内容	交流	玄関口	歴史文化	祭り	水辺軸	緑軸
① まちの玄関口の魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> JR 高知駅前などまちの玄関口に積極的な緑化を行い、緑視率を向上します。 花壇の設置や植栽帯の整備を進めるとともに、地元自治会や商店街などの地域住民の協力のものと維持管理に努めます。 中心市街地を中心に、民間事業者などと連携しながら、人の視界に入りやすい箇所の緑化を進めます。 		●				
② 交流拠点にふさわしい緑の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> 中央公園や高知公園、桂浜公園など大規模で観光客の集まる公園は、民間主体の多様な利用や、情報発信などの強化により、広域から人が訪れ、交流することのできる場としての活用を推進します。 丸ノ内緑地や藤並公園など中心市街地の都市公園については、まちの魅力向上や賑わい創出のため再整備を推進します。 外国人観光客などに対応したピクトグラム（視覚記号）などの整備を進めます。 高知城や社寺などの歴史・文化資源と周辺の緑とは視線確保などに配慮しながら一体的な保全ができるように適切に管理していきます。 	●		●	●		
	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地などにおいては法的な各種制度などによるオープンスペースの確保と緑化に努めます。 民間事業者のノウハウを活用する制度（Park-PFI、指定管理者制度等）を活用し、民間の創意工夫により公園の魅力を高め、賑わいのある公園づくりを推進します。 		●				

～ Park-PFI ～

公募設置管理制度（Park-PFI）は、都市公園において飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度です。事業者が設置する施設から得られる収益を公園の整備・管理に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。

本市では、高知県立五台山公園において、公園施設の再整備が進められています。



Park-PFI の制度概要



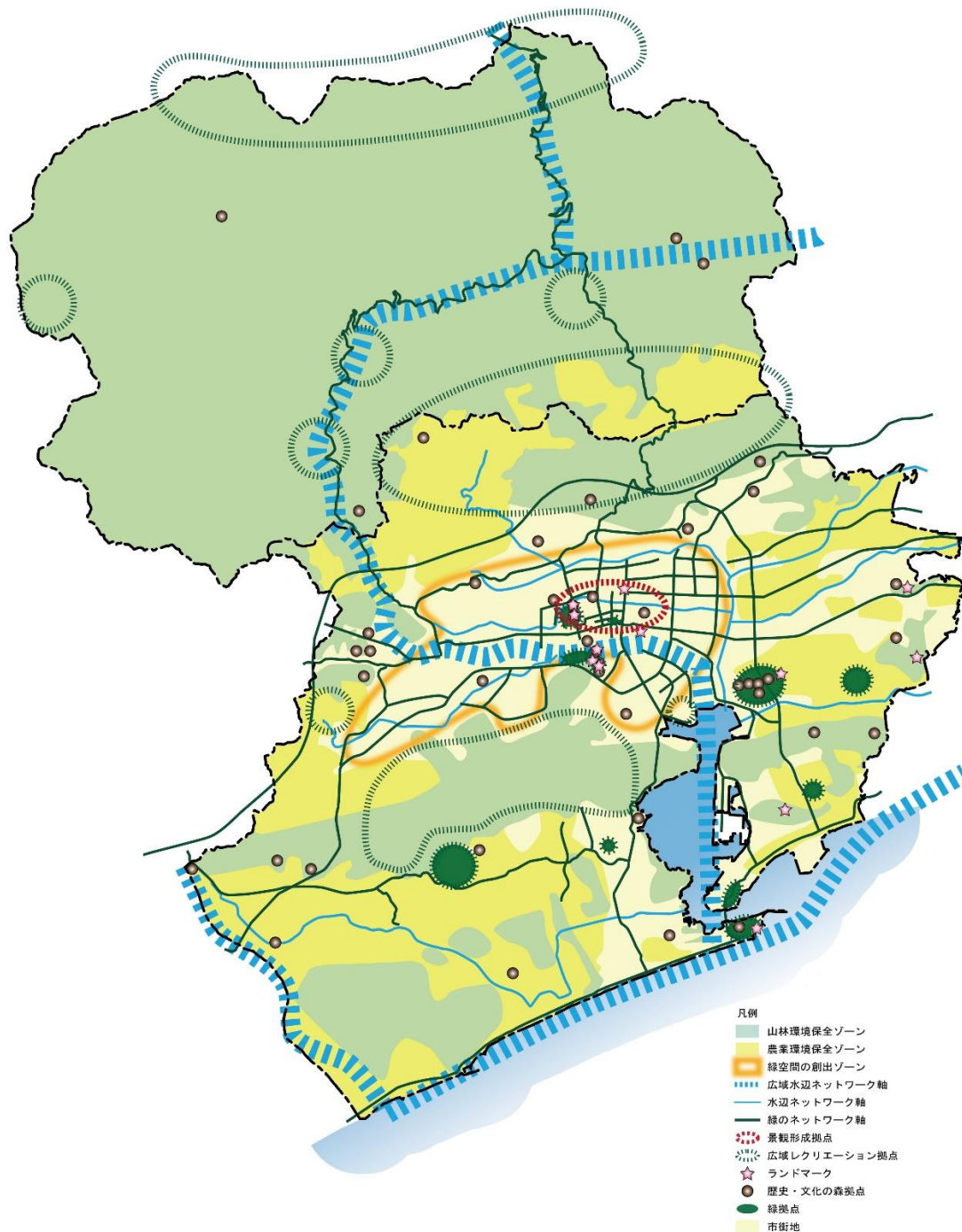
(2) 緑の回遊性の創出

施策	施策内容	交流	玄関口	歴史文化	祭り	水辺軸	緑軸
③ 沿道の街路樹・花壇の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑道や都市計画道路の街路樹整備，適切な維持管理の推進により沿道の緑の整備を進めます。 ● 周辺への影響や視線確保に配慮しながら，樹種に合わせ，美しい樹形形成につながる街路樹の維持管理を市民と協働して進めます。 						●
④ 水辺を活用した緑のネットワーク形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川と周辺緑地の一体的な保全と活用を図ります。 ● 河川の整備を行う際は，護岸には植生ができるブロックを使用し，川底には瀬や淵を再現するなど，自然に近づくような川づくりを関係機関に働きかけていきます。 ● 既存の遊歩道やランニングコース沿いの緑は市民との協働による維持管理を進めます。 ● 河川沿いを緑や花で演出し，回遊の楽しさを向上させます。 					●	



3.6 総合的緑地配置計画

本市の特性である郊外部に広がる山林や農地などの大きな緑，市街地やその周辺の都市公園や丘陵地などの小さな緑が相互につながりをもち，緑のネットワークが市域全域に広がるまちを目指します。



総合統括図

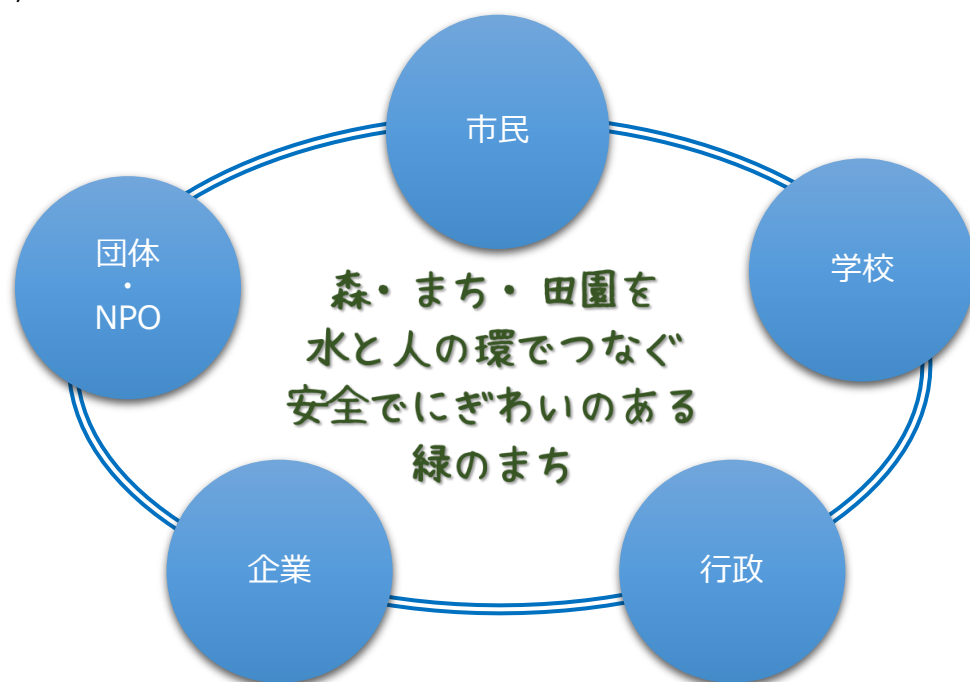
3.7 みんなで支える緑のまち(市民との協働)

現在も市民による様々な緑を守り育む活動が実施されていますが、今後は、さらに市民、団体・NPO、企業、学校、行政がそれぞれの立場から係わり合いを持ちながら緑を守り育むことが必要となります。

そのため、本市では、緑の相談・緑の保全、緑化に関する啓発活動や小中学校などと連携した緑化環境教育の推進、森林ボランティア団体との連携など様々な施策を各種団体が連携しながら実施し、緑のまちづくりを支えています。

1) 市民との協働の仕組み

協働とは『市民と行政が、双方の信頼関係をもとに、同一の目的のためにお互いの特性を生かし、役割分担をしながら協力し合うこと』で、様々な施策や取組を実現するために、市民との協働を進め、緑に係わる人々との連携を強化していきます。

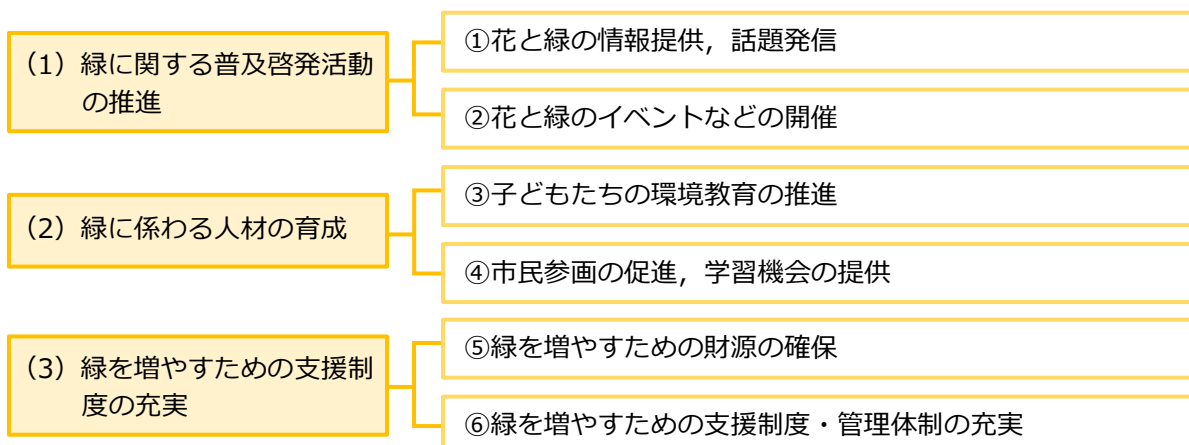


市民との協働の仕組みイメージ

2) 施策体系

【基本施策】

【取り組むべき施策】



3) 基本施策と取り組むべき施策

個人や団体、学校、NPO など様々な緑化活動団体との協働により緑化を推進します。



(1) 緑に関する普及啓発活動の推進

施策	施策内容
①花と緑の情報提供、話題発信	<ul style="list-style-type: none"> ●みどりの日や都市緑化月間など緑化PR活動などにより、緑化に関する啓発活動を実施します。 ●緑の基本計画の基礎調査（緑視率）などを定期的実施し、自然環境に関する基礎情報を蓄積し、市民へ情報提供を行います。 ●広報紙、パンフレット、緑の相談所、インターネットを活用し、緑に関する情報を広く発信します。
②花と緑のイベントなどの開催	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化功労者・団体の表彰などを行うことで市民の緑に対する意識の向上を図ります。 ●緑に関するイベントを市民や団体、企業、学校、PTAなどと協働のもと実施します。





(2) 緑に係わる人材の育成

施策	施策内容
③子どもたちの環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境学習の場として小学校，中学校の緑の保全を推進します。 ● 小学校，中学校，PTAなどと連携して環境教育を推進します。
④市民参画の促進，学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 講習会などの開催により緑化指導者の育成を図ります。 ● 緑化イベントにあわせて緑の相談窓口を設置し，市民参画の促進を図ります。 ● 生涯学習の中で自然体験学習や環境学習講座を実施します。 ● 森林ボランティア団体などと連携して緑化活動を行います。 ● 花壇，プランターの設置や植栽帯の整備を進めるとともに，地元自治会や商店街，学校，PTAなどの地域住民の協力のもと維持管理に努めます。 ● ワークショップの開催などにより，多様な意見を取り入れた緑化や公園整備を進めます。 ● 市民との協働のもと，公共施設や中心市街地，住宅地などを花で飾ります。



(3) 緑を増やすための支援制度の充実

施策	施策内容
⑤ 緑を増やすための財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑を増やすための施策の今後の推進方策について整理し、その実現に必要な財源確保に努めます。
⑥ 緑を増やすための支援制度・管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生垣助成制度の積極的な運用を行います。 ● 緑化事業にともなう民有地借上げ（固定資産税の減免などを含む）を推進します。 ● 良好な緑を管理するため指定管理者制度を活用します。 ● 公園愛護会や花いっぱい会などの地域団体が行う活動への支援に取り組めます。 ● 公園・道路・河川などの維持管理活動を行う市民・団体などの支援を充実します。



4 計画の目標水準

緑地の確保目標水準，都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準，緑化の目標からなる総量目標と住民生活の改善を表す成果目標を設定します。

なお，目標水準は20年後（令和17年）を目標年次として設定しますが，緑を維持することは高知市として重要な施策であることから50年，100年と長期的な視野をもって取組を進めていきます。

計画の目標水準を定める項目は次のとおりとします。

- 目標値の指標として緑視率を導入し，調査地点の種別ごとに緑視率の目標水準を設定
- 緑地面積は都市計画区域で目標水準を設定
- 緑被率は都市計画区域で目標水準を設定
- 公園の整備量は1人あたり面積で目標水準を設定

4.1 基本的な考え方

「緑の目標水準」は，「緑の将来像」を踏まえ，今後，将来像の実現に向けた取組を推進していくなかで達成を目指す数値指標です。

「緑の目標水準」の設定にあたっては，今後も，私たちの快適で豊かな生活を支えてくれる緑を市全体で守り，増やしていくことを基本的な考え方としています。また，それらの緑が量だけでなく質的にも高く，市民にとって満足度の高い状態であることを目指します。

4.2 目標水準

目標水準としては，中心市街地において人が憩い，楽しむことのできる緑を増やしていくため，人の目に見える緑の量である「緑視率」を目標として設定します。

また，市全域で緑を守り，増やしていくことを目指す「緑地面積」や「緑被率」，「一人当たりの都市公園等面積」を目標として設定します。

目標水準の指標

指標	目標対象範囲
1) 緑視率	市街化区域で目標値を設定
2) 緑地面積（施設緑地＋地域制緑地）	都市計画区域，市街化区域で目標値を設定
3) 緑被率	都市計画区域，市街化区域で目標値を設定
4) 一人当たりの都市公園等面積	都市計画区域で目標値を設定

1) 緑視率

(1) 市民が実感できる緑の評価手法

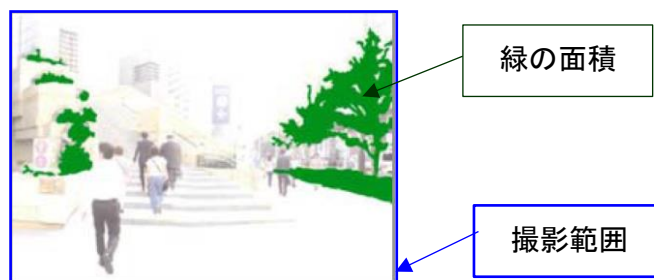
今後人口減少社会となり都市部にまとまった緑を創出することが難しくなる中、今までのようにどれくらいの緑を植えたか、公園を整備したかなどの「緑の量」を増やすという手法ではなく、市民が心地よいと感じる「緑の質」をあげることが重要となります。

このため、市民が実感できる緑の評価手法として「緑視率」という考え方を導入しています。

(2) 緑視率とは

緑視率は、直接視覚で認識できる樹木（幹、枝等も含む）や草地、壁面緑化、芝生などの緑を、人の視界における緑の多さを計る割合のことで、一定ルールに従って撮影した写真を用いて測定します。

緑視率 = 緑（樹木・草花）の面積 ÷ 撮影範囲



例：国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040812_3_.html)

(3) 緑視率による実態の把握

市民（又は来訪者）がまちの緑を「実感」するのは、日常的な生活の中や観光などで訪れる立ち寄り場所であり、その場所で「視野に含まれる（視野に入る）緑の状況」を「緑視率」により定量的に把握し、緑の状況进行评估します。

緑視率の実態を把握する場所の設定は次のように設定しました。

調査地点の選定

- ① 緑化推進が求められる場所（JR 高知駅、はりまや橋交差点 など）
 - 多くの人を訪れる場所、目に付きやすい場所であり、緑化推進により、緑の実感に対する効果が上がる交通結節点、観光施設、公共施設など
 - 緑の基本計画の中で重点的に緑化する必要があると位置付けられる場所など
- ② 日々の生活の中で緑が感じられる場所（旭グリーンヒルズ、観月坂団地 など）
 - 商業地、住宅地、公園など日々の生活の場で緑に接する場所など
- ③ 現在良好な場所であり、継続的に緑の現状を守っていく必要がある場所（桂浜花海道 など）
 - 社寺など歴史文化施設、景観重要樹木がある場所、地域住民などにより良好に緑化された地区など
- ④ 今後事業が進められる場所（高知市役所、桂浜公園 など）
 - 開発等新たな事業が検討されている場所、現在事業中の場所など

なお、一つの視点だけでなく、複数の視点から選定される場所もあります。

(4) 目標値の設定

中心市街地においては、公共施設や商業・業務施設などの都市機能が集積している現在の土地利用状況などから、公園の整備などの新たにまとまった緑の創出は難しい状況です。しかし、現在も道路沿いのフラワーポットや街路樹、店先のプランターなど、人の目に映り、楽しませてくれる緑は多くあり、今後も、特に景観的に大きな役割を果たす小規模な緑の創出は可能です。

そのため、街路樹や植樹帯などの道路沿いの緑を増やしたり、商業・業務施設などの民有地において、緑化に関する基準の設定や緑化への支援を実施したりすることにより、人の目に映る緑の量である緑視率を向上させ、うるおいや安らぎの感じられる中心市街地の形成を目指します。

目標値設定の考え方

国土交通省の調査(平成 17 年(2005)年 8 月報道発表)で、緑視率が高いほどうるおい感、安らぎ感などの心理的効果が上昇し、およそ 25%を超えると緑が多いと感じるという結果が出ています。

このことを踏まえ、25%の緑視率を確保することを将来目標に掲げ、多くの市民、来訪者などが安らぎを感じられる市街地景観づくりを目指します。

- 平成 27 年に実施した調査により、市街化区域 55 地点の緑視率の平均値は 22.9%です。
- 実感できる緑を増やすため、街路樹の適切な維持管理や、沿道の花壇設置、施設周辺の緑化など身近な緑の創造を市民との協働体制を構築しながら、継続的、段階的に進めます。
- 本計画では、公共施設などにおいて先導的な緑化を進め、市民との協働による緑化を継続的に進めることとし、目標値を人がうるおい感、安らぎを感じることでできる 25%とします。

緑視率の目標水準

分類	抽出の考え方	現状値 (平成 27 年)	中間目標値 (令和 2 年)	中間目標値 (令和 7 年)	中間目標値 (令和 12 年)	目標値 (令和 17 年)
交通結節点 (6 地点)	JR、とさでん交通、バスなど乗降者数が多い駅・港	10.3%	12.4%	12.9%	13.3%	13.3%
都市の骨格 (22 地点)	河川、道路、公園など地域の緑の骨格となる資源	17.9%	18.6%	19.1%	19.6%	20.0%
観光施設 (9 地点)	主要な観光施設	30.4%	33.3%	33.5%	33.6%	33.7%
公共施設 (9 地点)	地域の生活拠点・顔となる庁舎や文化施設などを抽出	36.5%	38.2%	38.2%	38.2%	38.2%
商業施設 (3 地点)	地域の生活拠点・顔となる商店街や大型商業施設など	13.7%	15.3%	16.7%	16.7%	16.7%
住宅地 (6 地点)	地区計画や緑化協定などでみどりの創出をめざしている地区	26.9%	27.1%	27.4%	27.7%	27.9%
平均 (55 地点)	—	22.9%	24.3%	24.7%	25.0%	25.2%

2) 緑地面積（施設緑地＋地域制緑地）

(1) 目標値の設定

緑を法律や条例などによって保全していくことで、将来的にも良好な環境で保全された緑を確保することができます。また、公園や樹林地、農地など、様々な緑を一体的に保全していくことで緑の量を確保することも今後重要となってきます。

このため、都市計画区域においては、農地保全や森林保全に係わる法制度を活用しながら緑地面積を確保し、市域全域で現在の緑地の量を維持していきます。

市街化区域では、開発を進めるなかでもオープンスペースの緑化や緑地協定、地区計画などの地域が一体となった緑化を進めることによって緑を確保します。また、主要な河川とその周辺の緑の保全、法律に基づく地域制緑地を維持することで、長年にわたって保全される可能性の高い緑の量の確保を目指します。

目標値設定の考え方

国土交通省が策定した「緑の政策大綱」（平成6（1994）年）において、緑豊かな市街地の形成のために、市街地において確保すべき緑の割合として30%が示されています。

高知市においては、市街化区域の周囲に多様な緑が位置しているほか、地域性緑地により保全されているくさび状の丘陵地が東西から伸びています。

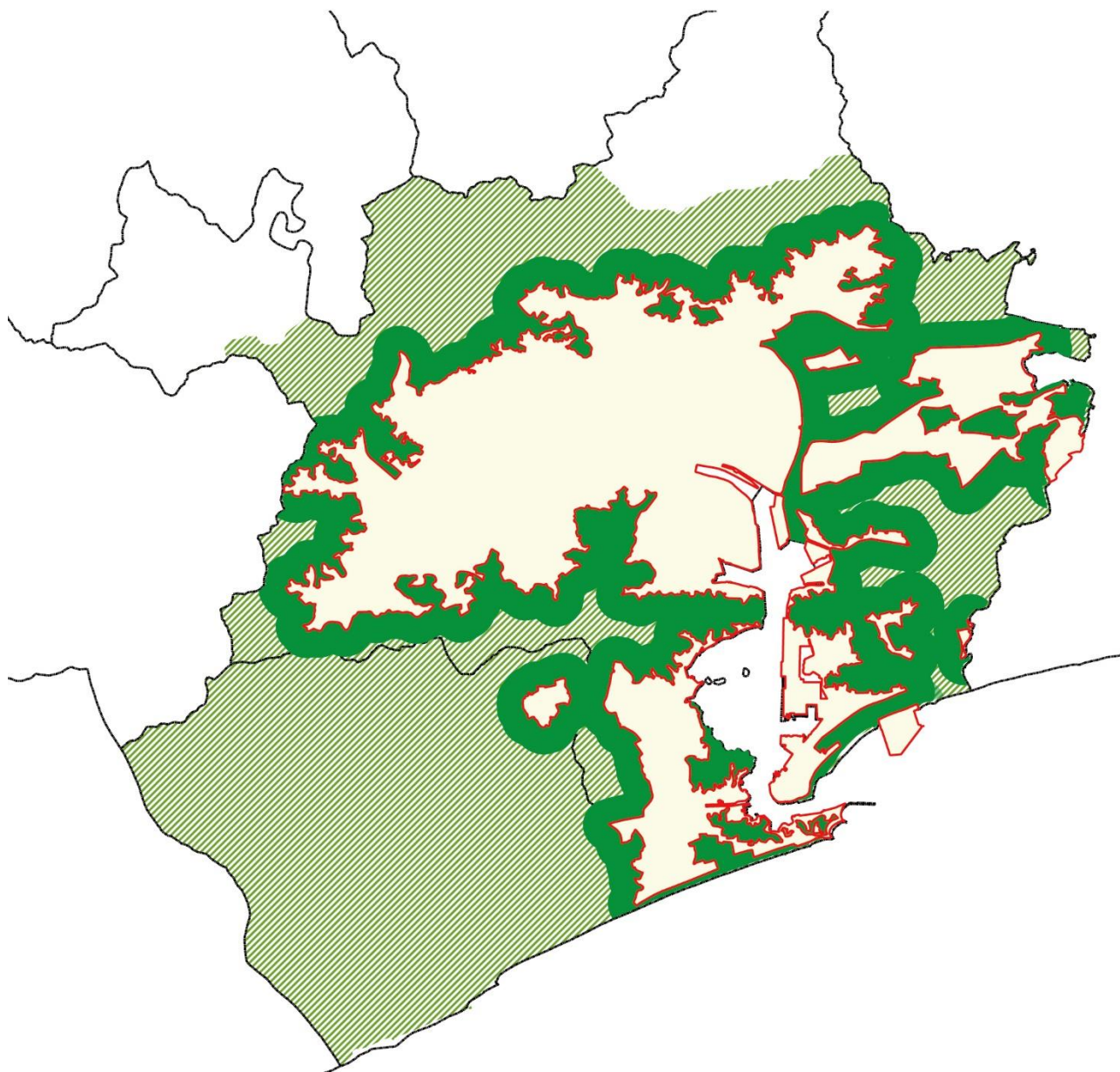
こうした現状を踏まえ、市街化区域と市街化調整区域を通じて、一体となった緑地を確保することを将来目標に掲げ、十分な緑が将来にも引き継がれていくことを目指します。

- 平成27年に実施した調査により、緑地面積は都市計画区域で68.2%、市街地で46.4%、市街化区域で9.0%です。
- 都市計画区域と市街地では現状も30%を超える緑地があるため、今後も維持していくこととします。
- 市街化区域内では都市計画公園の整備や民間開発による適切な緑地の配置を促進させて、将来的に10%程度の緑地の確保を目指します。

緑地面積（施設緑地＋地域制緑地）の目標水準

分類	現状値 (平成27年)	中間目標値 (令和2年)	中間目標値 (令和7年)	中間目標値 (令和12年)	目標値 (令和17年)
都市計画区域	11,467.2ha (68.2%)	11,473.2ha (68.3%)	11,476.6ha (68.3%)	11,491.8ha (68.4%)	11,513.3ha (68.5%)
市街地 (市街化区域周辺 500m)	4,466.2ha (46.4%)	4,472.1ha (46.4%)	4,475.6ha (46.5%)	4,490.8ha (46.6%)	4,512.2ha (46.8%)
市街化区域	457.1ha (9.0%)	463.1ha (9.1%)	466.6ha (9.2%)	481.7ha (9.5%)	503.2ha (9.9%)

※高知市都市計画区域面積は16,805ha、市街地面積は、9,633ha、市街化区域面積は5,072ha（令和4年3月31日現在）



凡例

市街化区域 =

市街地 = +

※市街地とは、まちなか（市街化区域）から気軽に緑を楽しめる範囲として、徒歩圏である周辺500m を追加したもの

都市計画区域 = + +

目標区域概念図

3) 緑被率

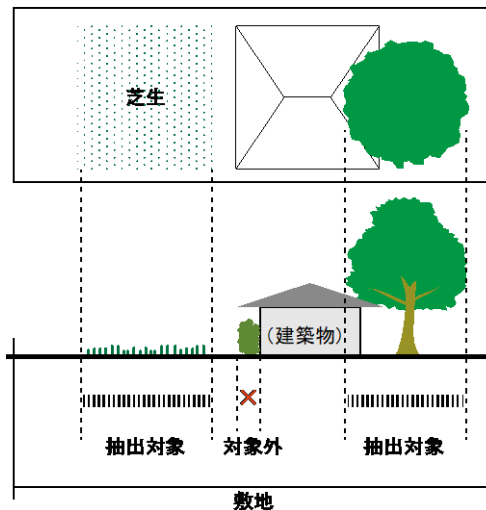
(1) 目標値の設定

緑被率とは、ある区域の中に占める緑被地の面積の割合のことで、緑被地とは樹林地・草地・農耕地・水辺地及び公園緑地などのうち、植物の緑で覆われた土地のことです。

緑で覆われている面積を増やすためには、公園や樹林地、農地など、多様な形態、多様な機能を有する市内の緑の量を一体的に確保していくことが重要です。しかし、市域における緑被率は減少傾向となっており、特に、市街化区域ではこれまでも緑被率が大きく減少してきました。

そのため、市街化区域では、新たに開発を進める地区においては、開発における公園緑地の量を積極的に確保するとともに、オープンスペースの緑化や緑地協定、地区計画などにより地域が一体となった緑化を進めることによって緑を確保します。また、郊外部においては、北部の山地や、主要な河川とその周辺の農地などの緑を保全していくことによって市域全域における緑被率の現状維持を目指します。

中心市街地においては、公園の整備などの新たにまとまった緑の創出は難しい状況であると考えられますが、今後、緑の喪失を防ぎ、街路樹や植樹帯などの道路沿いの緑の維持や商業・業務施設等の民有地における緑の創出によって緑を確保し、緑の質を高めることを目指します。



緑被率の算出イメージ図

×：実際に緑はあっても上空から見た場合に屋根などで隠れる部分は対象とはならない

目標値設定の考え方

主要都市の土地利用の状況と都市内外の気温差との関係を見ると、緑地・水面・畑地の面積の割合（面積率）が小さくなるに連れて、気温差は急激に大きくなります。

真夏の日中、まとまった樹林地では、市街地に比べて平均気温が5℃程度の差があります。

これらを踏まえ、まちなかのまとまった樹林地を適切に維持管理していくとともに、宅地開発等に合わせた緑地の確保などにより、今後20年間で、市街地内の緑被面積を約28ha拡大することを目標とし、うるおいある市街地づくりを目指します。

- 平成27年に実施した調査により、緑被率は都市計画区域で14.6%、市街化区域で3.0%です。
- 高知市の中心部である市街地は周囲を山や海に囲まれており、多様な緑が存在しています。こうした緑を維持していくとともに、まちなかの限られた緑の喪失を防ぎ適切に維持管理していくこととします。

緑被率の目標水準

分類	現状値 (平成 27 年)	中間目標値 (令和 2 年)	中間目標値 (令和 7 年)	中間目標値 (令和 12 年)	目標値 (令和 17 年)
都市計画区域	2,454.5ha (14.6%)	2,458.2ha (14.6%)	2,460.5ha (14.6%)	2,469.7ha (14.7%)	2,482.8ha (14.8%)
市街化区域	154.2ha (3.0%)	157.9ha (3.1%)	160.2ha (3.2%)	169.4ha (3.3%)	182.5ha (3.6%)

※高知市都市計画区域面積は 16,805ha、市街化区域面積は 5,072ha（令和 4 年 3 月 31 日現在）

4) 一人当たりの都市公園等面積

(1) 目標値の設定

市民が日常生活や余暇活動において憩い、レクリエーション活動を楽しむ場所として、市民一人ひとりの身近な場所に都市公園が確保されることが重要です。

市内の都市公園は、地域間で整備の充足度に差が見られる状態であり、都市計画公園の計画的な整備が必要ですが、社会情勢や地域ニーズに合わせた柔軟な対応が課題です。

一方、高知市強靱化計画では、都市部における災害時の緊急避難場所や防災拠点として果たす役割が大きい公園・緑地の整備（1人当たり公園面積：7.81㎡（平成 26 年）→8.09㎡（令和 2 年））による防災力の向上が求められています。

このため、今後は、民有地を活用した借地公園の整備など、新たな手法も取り入れながら、公園の配置状況や災害に備えた整備など、優先度を考慮するとともに、人口減少を鑑みながら、市民の身近な場所に公園が存在し、気軽に利用できる状態であることを目指します。

目標値設定の考え方

都市計画中央審議会答申（平成 7（1995）年）において、一人当たり公園面積として 20㎡が将来目標に設定されています。

また、高知市都市公園条例では公園の設置基準は一人当たり 10㎡とされています。

このことを踏まえ、都市公園の一人当たり公園面積は 10㎡以上確保することを将来目標とします。

また学校などの文教厚生施設やその他公園機能を有する施設で都市公園法によらないものも含めた都市公園等については、一人当たり 20㎡以上確保することを将来目標とし、市民一人ひとりの活動に十分な公園の確保を目指します。

- 平成 27 年に実施した調査により、都市計画区域内の一人当たりの公園面積は都市公園で 8.0㎡、都市公園等で 19.6㎡です。
- 都市計画公園の整備や借地公園の活用、民間開発による適切な緑地の配置を促進させて、一人当たりの公園面積の確保を目指します。

一人当たりの都市公園等面積の目標水準

分類	現状値 (平成 27 年)	中間目標値 (令和 2 年)	中間目標値 (令和 7 年)	中間目標値 (令和 12 年)	目標値 (令和 17 年)
都市公園	8.0 ㎡ (264.4ha)	8.2 ㎡ (270.4ha)	8.5 ㎡ (273.9ha)	9.1 ㎡ (289.0ha)	10.0 ㎡ (310.5ha)
都市公園等	19.6 ㎡ (650.7ha)	20.0 ㎡ (656.6ha)	20.5 ㎡ (660.1ha)	21.3 ㎡ (675.3ha)	22.3 ㎡ (696.7ha)

※高知市都市計画区域面積は 16,805ha (令和 4 年 3 月 31 現在)

※都市計画区域内人口は 331,905 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

5) 令和 2 年度の評価, 課題 

(1) 令和2年度の実績

「緑の目標水準」を示す 4 つの指標について、令和 2 年度の現況は以下のとおりです。

緑の目標水準と現況

指標	分類	現状値 (平成 27 年)	中間目標 (令和 2 年)	
			目標値	実績値
1) 緑視率	平均 (55 地点)	22.9%	24.3%	22.4%
2) 緑地面積	都市計画区域	11,467.2ha (68.2%)	11,473.2ha (68.3%)	11,469.2ha (68.3%)
	市街地	4,466.2ha (46.4%)	4,472.1ha (46.4%)	4,467.2ha (46.4%)
	市街化区域	457.1ha (9.0%)	463.1ha (9.1%)	458.1ha (9.0%)
3) 緑被率	都市計画区域	2,454.5ha (14.6%)	2,458.2ha (14.6%)	2,455.3ha (14.6%)
	市街化区域	154.2ha (3.0%)	157.9ha (3.1%)	155.0ha (3.1%)
4) 一人当たりの 公園面積	都市公園	8.0 ㎡ (264.4ha)	8.2 ㎡ (270.4ha)	8.7 ㎡ (281.3ha)
	都市公園等	19.6 ㎡ (650.7ha)	20.0 ㎡ (656.6ha)	20.3 ㎡ (652.7ha)

(2) 各指標の評価と課題

① 緑視率

市街化区域 55 地点の緑視率の平均は 22.4%で、平成 27 年調査から 0.5 ポイント低下しています。高知市役所やイオンモール高知周辺などいくつかの調査地点で建物の更新や道路整備により植栽等の配置が大きく変化しています。今後は、緑視率の向上に向けて、再整備された植栽等の生育状況の経過観察を行います。また、令和 5 年 5 月からアフターコロナに移行し、社会経済活動の再開や観光交流の促進が進むなか、うるおいや安らぎを実感できる緑の創出を推進するため、市民との協働体制の再構築と緑化の推進に努めます。

② 緑地面積(施設緑地+地域制緑地)

緑地面積は増加していますが、目標値を下回っている状況です。財政事情から旭緑地など都市計画公園の整備を見合わせていることにより、緑地面積が目標水準に達していないと見込まれます。

今後は、丸ノ内緑地ほか中心市街地の都市公園整備を完了し、旭緑地など都市計画公園の整備を順次推進します。また、市街地及び市街化区域の緑の量を確保するため、生産緑地制度による市街地内に残る農地の保全・活用を推進し、身近な緑とふれ合える場や実感できる緑の創出に努めます。

③ 緑被率

市域における緑被率は目標値を達成しましたが、緑被面積は平成 27 年現況値から増加したものの、目標値を下回っています。

今後は、都市計画公園の整備を推進するとともに、市民・団体・企業との協働により、市内の緑の量の一体的な確保に努めます。

④ 一人当たりの都市公園等面積

一人当たりの都市公園等面積は、都市公園・都市公園等ともに令和 2 年目標値を大きく上回り、令和 7 年の目標水準となっています。平成 27 年調査から、弥右衛門公園や竹島公園等の整備のほか、東部総合運動公園を都市公園としたことで都市公園の面積が増加し、目標を達成した一因とみられます。

一方、少子高齢社会の進展により総人口の減少傾向が続いていることから、本市全体での一人当たりの都市公園面積は今後も目標水準の達成は可能と見込まれますが、地区別に見ると一人当たりの都市公園等面積は偏りが大きく、著しく不足する地区もみられます。

今後は、居住誘導区域や人口密度等を考慮し、地域二ーズの高い地区を優先するなど、市民の身近な場所に公園が存在し、気軽に利用できる状態であることを目指します。

5 計画の実現に向けて

緑の将来像実現のためには、本計画に基づくグリーンインフラの視点をもった取組を、その整備効果、重要性、必要性などを踏まえ、優先順位を考慮し着実に進めていく必要があります。

また、その進捗状況や取組の効果（目標などの達成状況）を点検・評価し、次のステップに反映させていくことが重要です。

そのため以下の視点から計画を見直すことでより実現性の高い計画とします。

5.1 社会経済状況の変化に基づく見直し

本計画は、概ね20年先（令和17年）を見据えて、緑のあるべき姿（将来像）や方針などを整理していますが、今後の社会情勢の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しの検討を行います。

5.2 上位・関連計画等の更新に伴う見直し

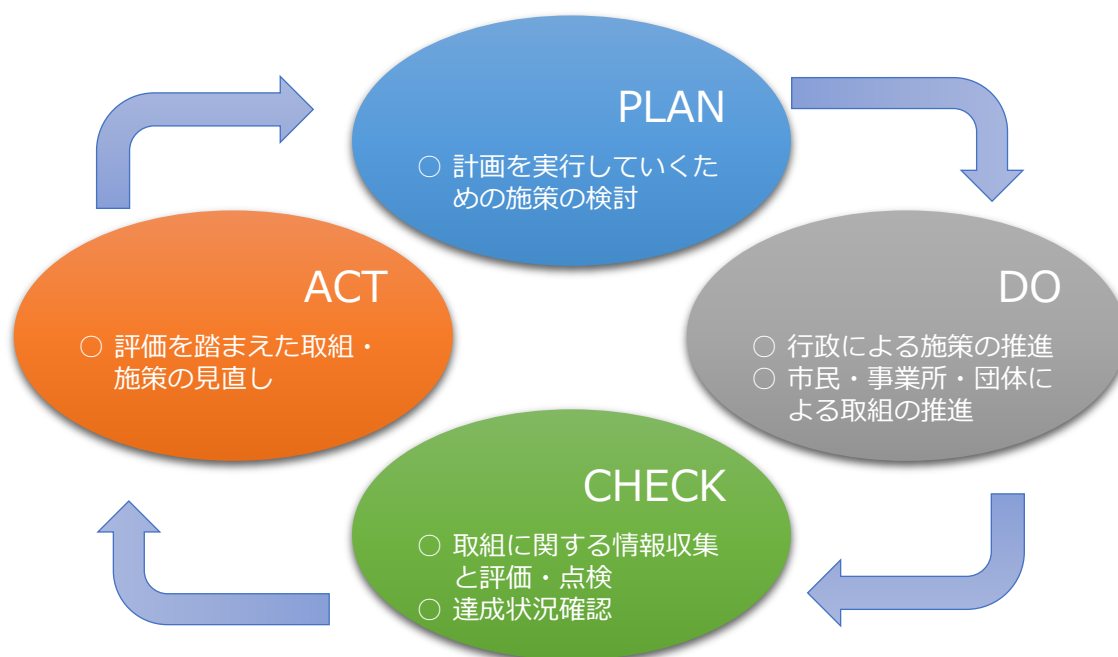
本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために「2011 高知市総合計画」や「2014 高知市都市計画マスタープラン」、防災の視点から計画されている「高知市強靱化計画」、今後5年間で集中的な施策を実現していくための「高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略」など様々な計画が策定されています。

そのため、これら上位・関連計画等の更新に伴い、その動向や見直しの内容を踏まえながら、必要に応じ計画の見直しや目標値及び目標年次の見直しを行います。

5.3 P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（修正）サイクルに基づく見直し

本計画では、PDCA サイクルによる進行管理を導入することにより、計画の実効性を高めていきます。

特に、CHECK（評価）においては、本計画で設定した「緑の目標水準」および、視点ごとの「取組目標」を定期的に確認し、目標値の見直しを行います。



PDCAサイクル

IV 資料編

計画策定当時の資料（2015 年度時点）

- 4 緑に対する市民の意識
- 5 地区別の現況分析

2 緑視率調査

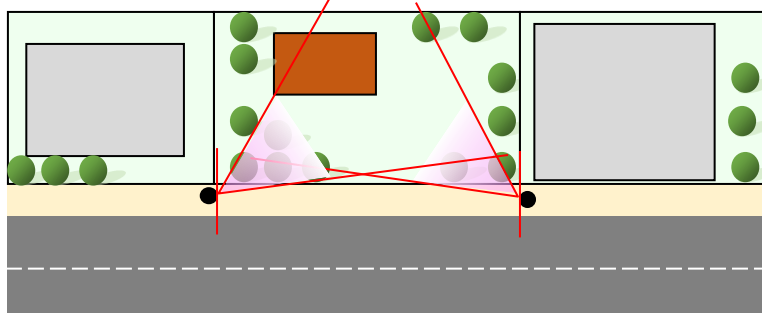
2.1 緑視率測定地点の撮影方法

緑視率の調査方法は、市民（又は来訪者）が日常歩いたり、立ち止まったりした時の目線で見
た時の緑の状況进行评估するものとし、それぞれの調査の視点場は以下のとおりです。

(1) 視点場に応じた撮影方法

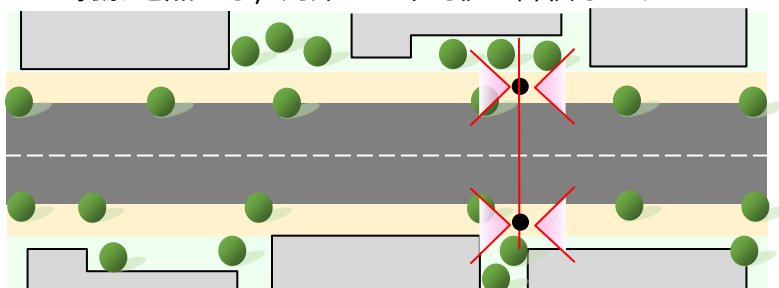
a) 施設・公園

施設の緑視率は、歩道の中央部（歩道がない場合は車道の路側帯の中央部）から当該施設の
緑を最初に感じる場所である敷地の角地から当該施設を見たときを撮影地点とし評価します。



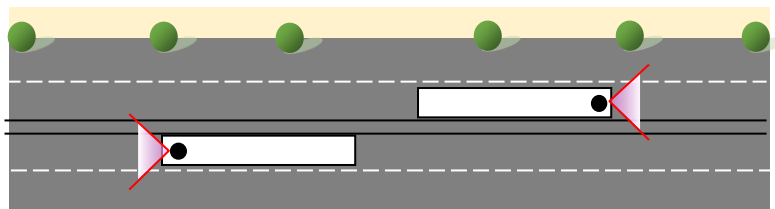
b) 道路(歩道)

道路（歩道）の緑視率は、歩道の中央部（歩道がない場合は車道の路側帯の中央部）から進
行方向を見たときを撮影地点とし、対岸との平均値を評価します。



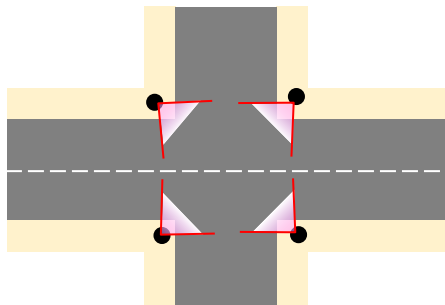
c) 軌道

軌道の緑視率は、駅（停留場）から進行方向を見たときを撮影地点とし、対方向との平均値
を評価します。



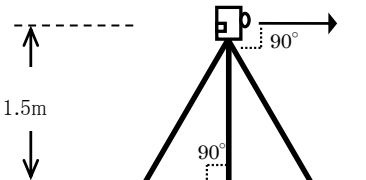
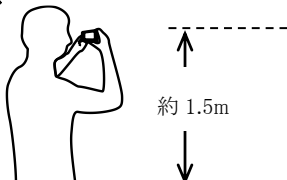
d) 交差点

交差点の緑視率は、歩道から交差点中心部を見たときを撮影地点とし、4方向との平均値を
評価します。



(2) 緑視率の測定方法

- 35mm 換算の焦点距離 25mm の広角レンズのカメラを用い、1.5mの視点でカメラを地面に対して平行に固定し、現状を撮影します。
- 撮影した画像データを、画像処理ソフトを用いて緑の部分を着彩し、緑が占める割合を測定します。
- 撮影時期は、緑の最も多い7月下旬から8月上旬に実施します。

三脚を用いた場合	カメラを手で持って撮影する場合
	<p>目線平行に撮影</p> 



撮影画像





処理画像

2.2 緑視率による緑の評価

緑の評価カルテの例を以下に示します。

調査地点	(3)はりまや橋（とさでん交通）	
対象地区名	中央地区	
区分	交通結節点	
調査地点の概要	とさでん交通の棧橋線と後免線，伊野線の結節点にあたる。 とさでん交通棧橋線の路面は芝生による緑化が行われている。	
調査年	平成 27 年	令和 2 年
撮影状況	<p>① 1.7%</p>  <p>② 1.9%</p>  <p>③ 2.1%</p> 	<p>① 1.8%</p>  <p>② 1.1%</p>  <p>③ 2.2%</p> 

調査年	平成 27 年	令和 2 年
撮影状況	④ 26.0% 	④ 26.3% 
緑視率 (%)	7.9% (平均)	7.9% (平均)
目標値	10.0%	
目標に向けての施策	低木の植栽。中高木の植栽。樹木の適切な維持管理。	

3 2016 高知市緑の基本計画策定の経緯

計画策定時（平成27年度～）

平成27年	4月28日	高知市緑の基本計画策定委員会（第1回）	
	5月25日	高知市緑政審議会（第1回）諮問	
	6月	市民意識調査（アンケート調査）を実施	
	8月24日	高知市緑の基本計画策定委員会（第2回）	
	9月25日	高知市緑政審議会（第2回）	
	11月20日	高知市緑の基本計画策定委員会（第3回）	
	12月25日	高知市緑政審議会（第3回）	
	平成28年	2月18日	高知市緑の基本計画策定委員会（第4回）
		2月22日	高知市緑政審議会（第4回）
3月25日		パブリック・コメントを実施	
～4月22日			
4月26日		高知市緑の基本計画策定委員会（第5回）	
	4月28日	高知市緑政審議会（第5回）答申	

計画改定時（令和4年度～）

令和5年	2月 2日	高知市緑政審議会（第1回）
	8月21日	高知市緑政審議会（第2回）
	11月 8日	パブリック・コメントを実施
	～12月 5日	
令和6年	2月 8日	高知市緑政審議会（第3回）答申

4 緑に対する市民の意識(2015年度調査)

4.1 調査の概要

本市では、「高知市緑の基本計画」を平成8年3月に策定し、公園の整備や都市の緑化などを進めてきましたが、策定から20年が経過し、高齢社会への転換などの社会潮流の変化を受けて、計画の改定を進めることとなりました。

本調査は、緑の基本計画の改定にあたり、高知市内の緑に対する印象や、今後、守ったり増やしたりすべき緑、さらに市民の皆さんの緑に対する活動への参画意向などについての考えを、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

4.2 調査の方法及び回収状況

本調査の方法及び回収状況は以下のとおりです。

項目	概要
調査期間	平成27年6月11日発送 平成27年6月22日(月)消印有効
調査対象	平成27年5月11日現在の住民基本台帳から市内在住の満18歳以上のうち1,500名を地域区分や年齢構成を踏まえて無作為抽出
調査方法	調査票の配布・回収は郵送で実施 あわせて、郵送アンケートによる世代間の票数を平準化させるためWEBアンケートによる追加調査を実施
回収状況	郵送アンケート458票 WEBアンケート276票 合計734票
回収率	30.6% (458/1,497 (1500票のうち3票宛先不明))
調査内容	<ul style="list-style-type: none">● 回答者の属性● 緑の現状について● 守るべき緑, 増やすべき緑● 緑を守り, 育てる活動への参画意向

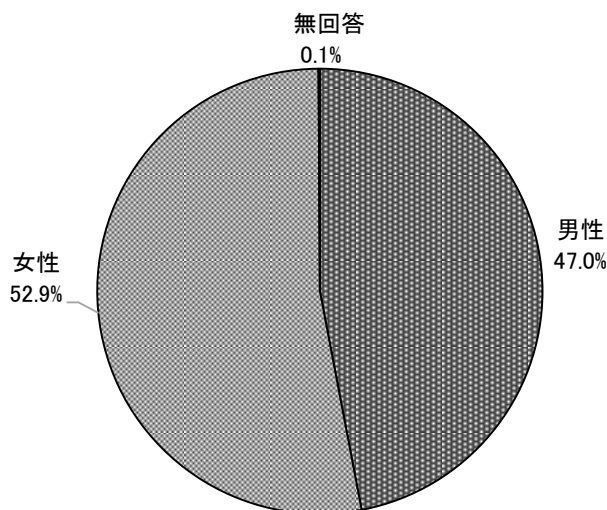
4.3 アンケート集計結果

1) 回答者の属性

(1) あなたの性別をお答えください。

- 回答者の性別の構成は「男性」47.0%、「女性」52.9%となっています。

N=734

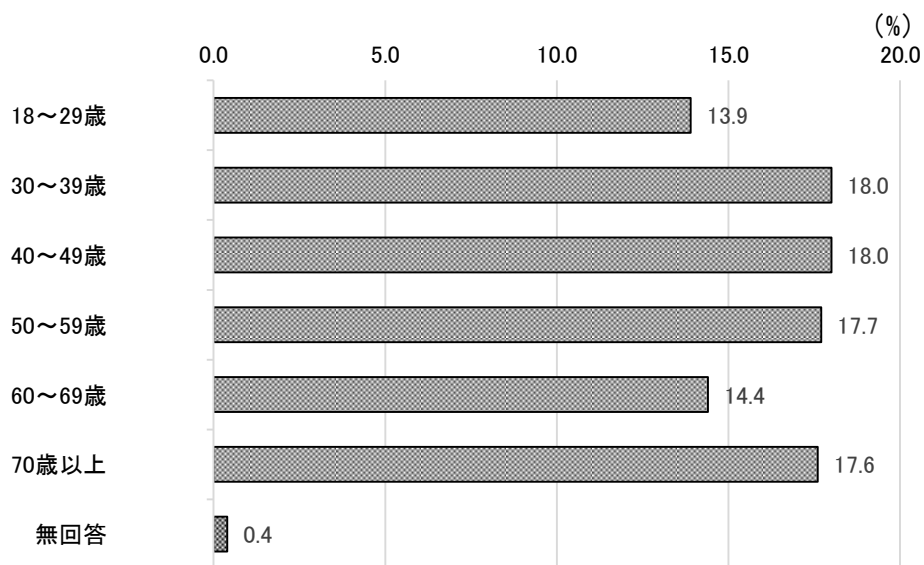


性別

(2) あなたの年齢をお答えください。

- 回答者の年齢構成は「18～29歳」「60～69歳」が若干少ないものの、概ね同じ割合となっています。

N=734

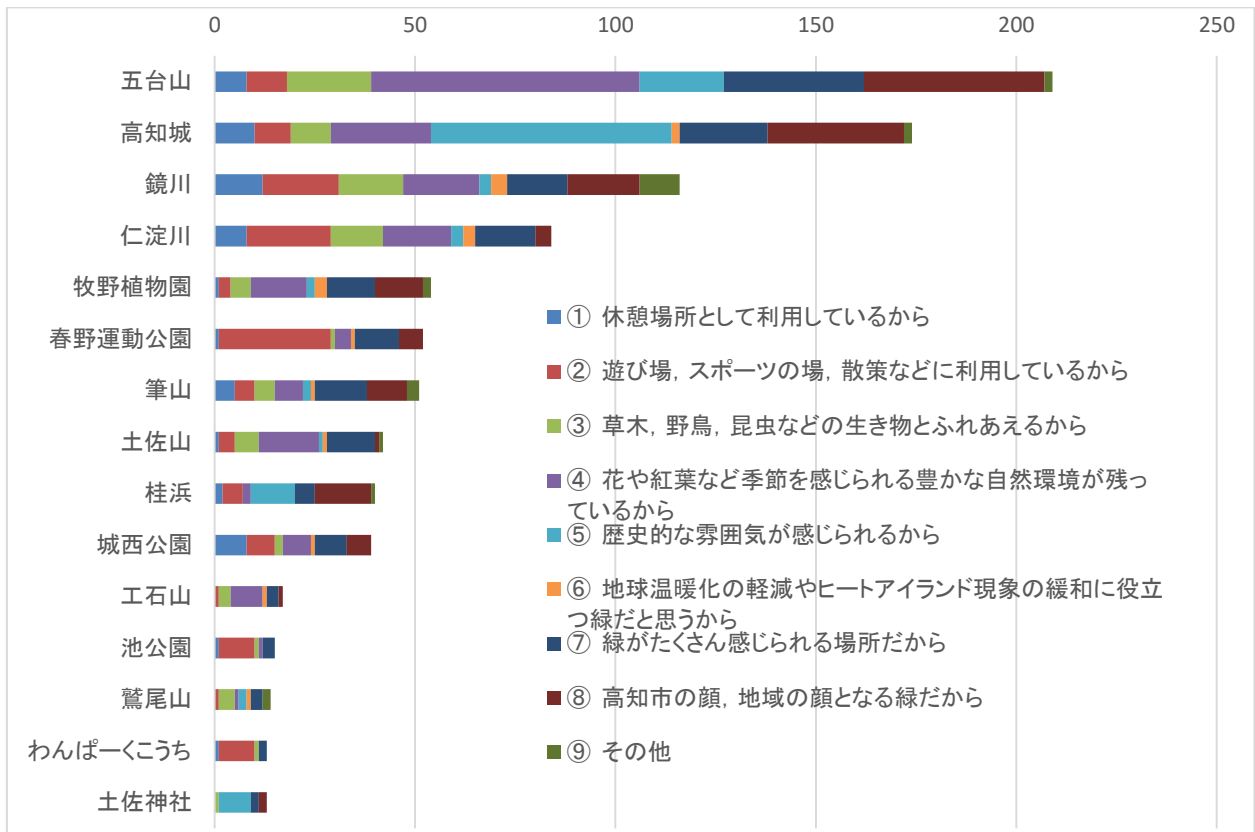


年齢

2) 緑の現状について

(1) あなたが好きな緑や自然を感じる事が出来る場所をお答えください。また、選んだ主な理由を下の枠の中より選んでお答えください。

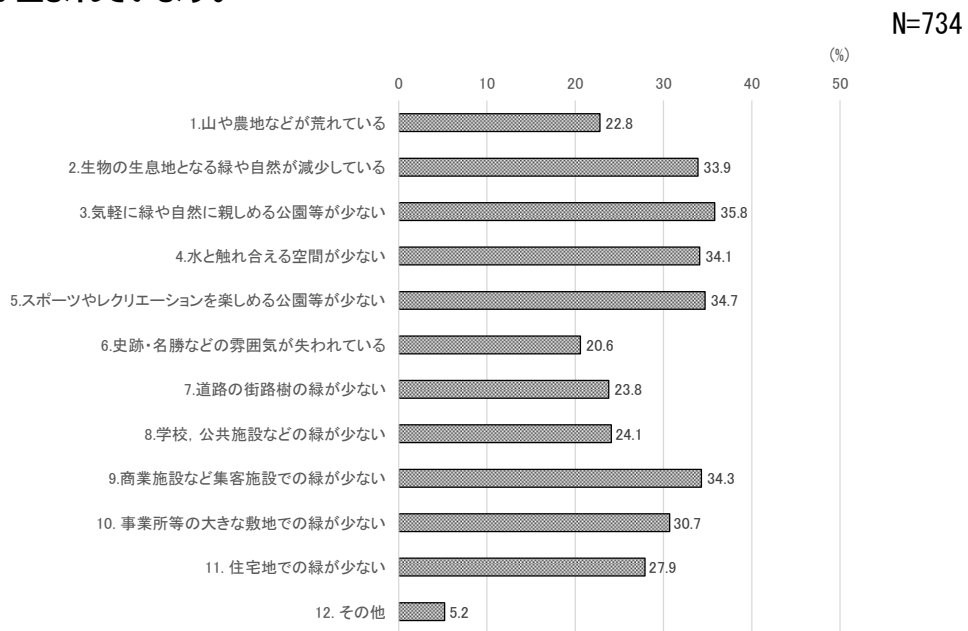
- 回答者の好きな緑は、「五台山」が 209 票で最も多く、その理由は④花や紅葉など季節を感じられる豊かな自然環境が残っているから (67 票) , ⑧高知市の顔, 地域の顔となる緑だから (45 票) , ⑦緑がたくさん感じられる場所だから (35 票) となっています。
- 次いで「高知城」が 174 票で、好きな理由は⑤歴史的な雰囲気が感じられるからが最も多く、「鏡川」116 票の好きな理由は②遊び場, スポーツの場, 散策などに利用しているから, ④花や紅葉など季節を感じられる豊かな自然環境が残っているからが最も多くなっています。



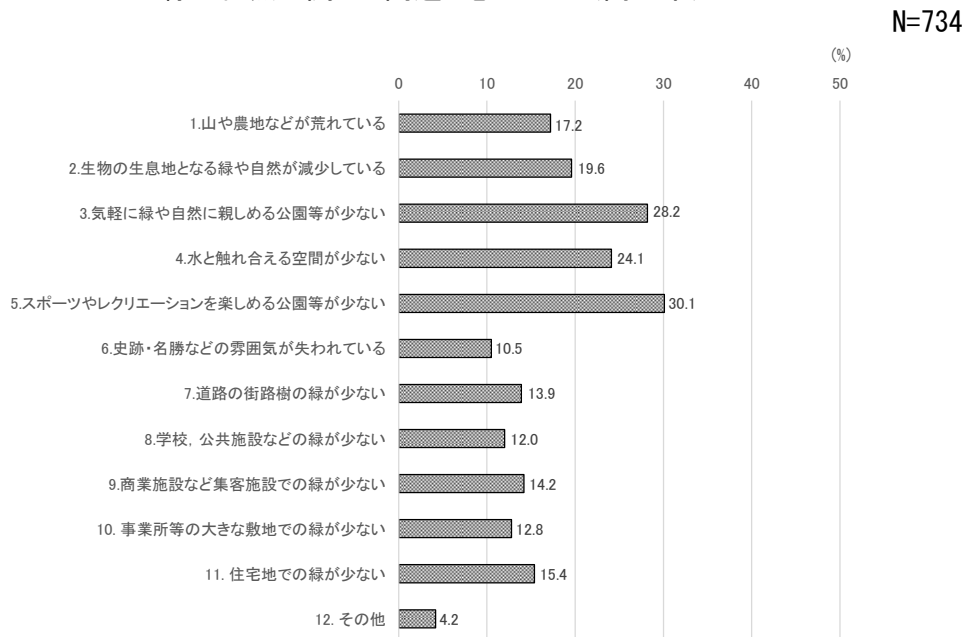
好きな緑・自然を感じる場所

(2) 高知市全体として、また、あなたの身近な場所で、緑や自然に関して問題と感じていることは何ですか。当てはまるもの全てに○印をつけてください。

- 高知市全体で緑や自然に関して問題と感じていることは、「3.気軽に緑や自然に親しめる公園等が少ない」が35.8%で最も多く、次いで「5.スポーツやレクリエーションを楽しめる公園等が少ない」34.7%、「9.商業施設など集客施設での緑が少ない」34.3%、「4.水と触れ合える空間が少ない」34.1%、「2.生物の生息地となる緑や自然が減少している」33.9%が上位となっています。
- 身近な場所で緑や自然に関して問題と感じていることは、「5.スポーツやレクリエーションを楽しめる公園等が少ない」が30.1%で最も多く、次いで「3.気軽に緑や自然に親しめる公園等が少ない」28.2%、「4.水と触れ合える空間が少ない」24.1%が上位となっています。
- 以上の結果から、市民ニーズに合わせた公園の質の向上や水辺空間や生物の生息地としての緑の増加が望まれています。



緑や自然に関して問題と感ずること(高知市)



緑や自然に関して問題と感ずること(身近な場所)

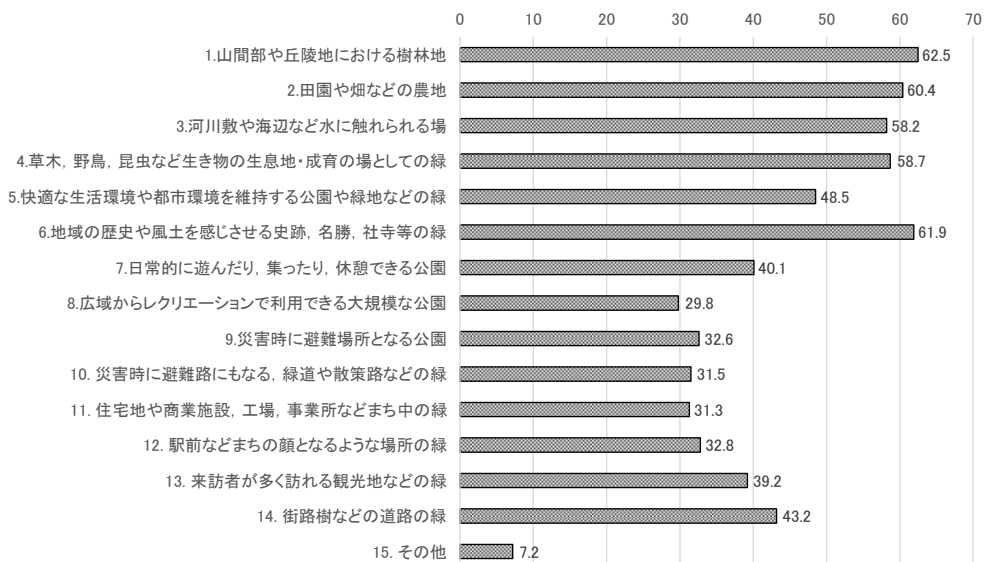
3) 守るべき緑, 増やすべき緑

(1) あなたは高知市にとってどのような緑を守ったり増やしたりすべきだと思いますか。それぞれ当てはまるもの全てに○印をつけてください。

- 守るべき緑は、「1.山間部や丘陵地における樹林地」が62.5%で最も多く、次いで「6.地域の歴史や風土を感じさせる史跡, 名勝, 社寺等の緑」61.9%, 「2.田園や畑などの農地」60.4%が上位となっています。
- 増やすべき緑は、「9.災害時に避難場所となる公園」が52.9%で最も多く、次いで「7.日常的に遊んだり, 集ったり, 休憩できる公園」49.2%, 「10.災害時に避難路にもなる, 緑道や散策路などの緑」「12.駅前などまちの顔となるような場所の緑」44.1%, 「13.来訪者が多く訪れる観光地などの緑」40.3%が上位となっています。
- 以上の結果から, 山間部や丘陵地の保全, 史跡, 名称, 社寺等の緑の保全が望まれている。また, 防災機能を有する公園の整備や避難路等の緑の向上が望まれています。

N=734

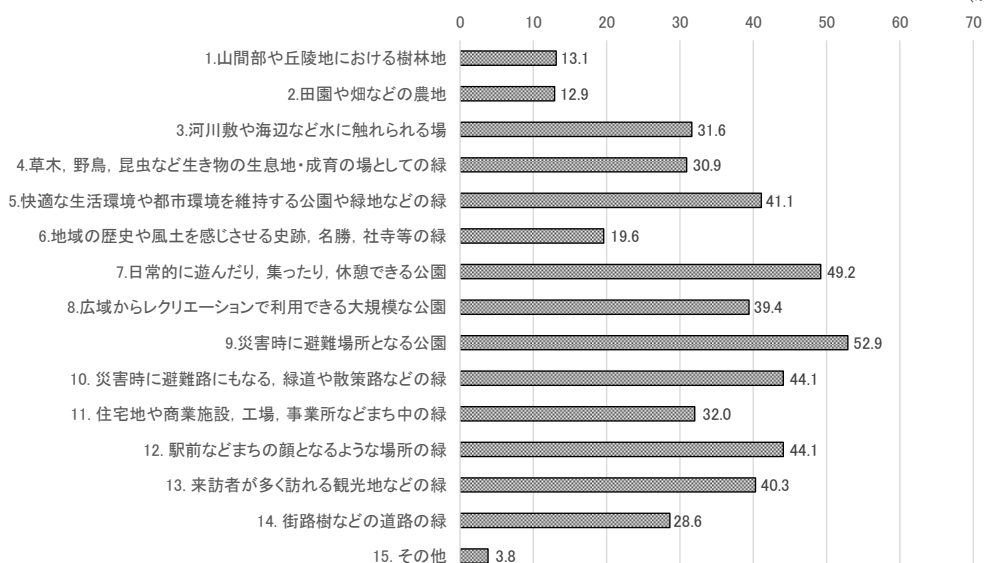
(%)



守るべき緑

N=734

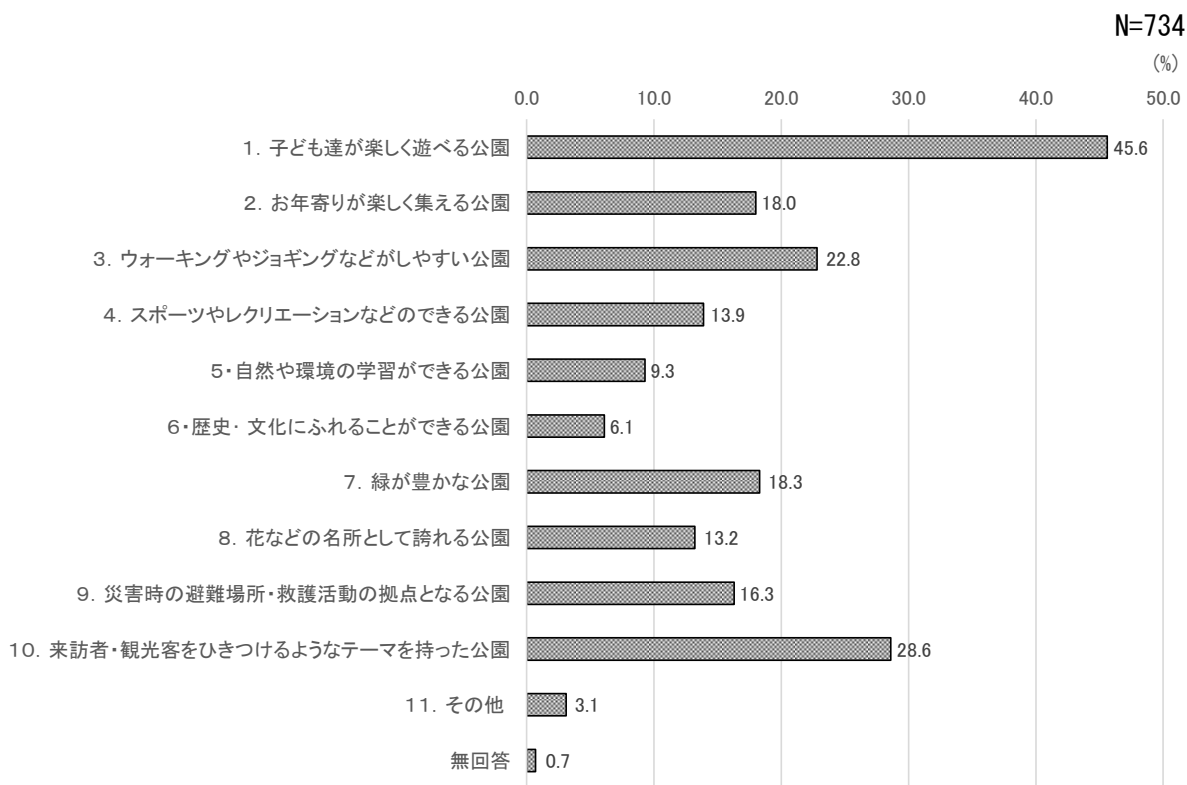
(%)



増やすべき緑

(2) 今後、高知市が公園を整備する場合、あなたはどのような公園が必要であると思いますか。当てはまるもの2つまでに○印をつけてください。

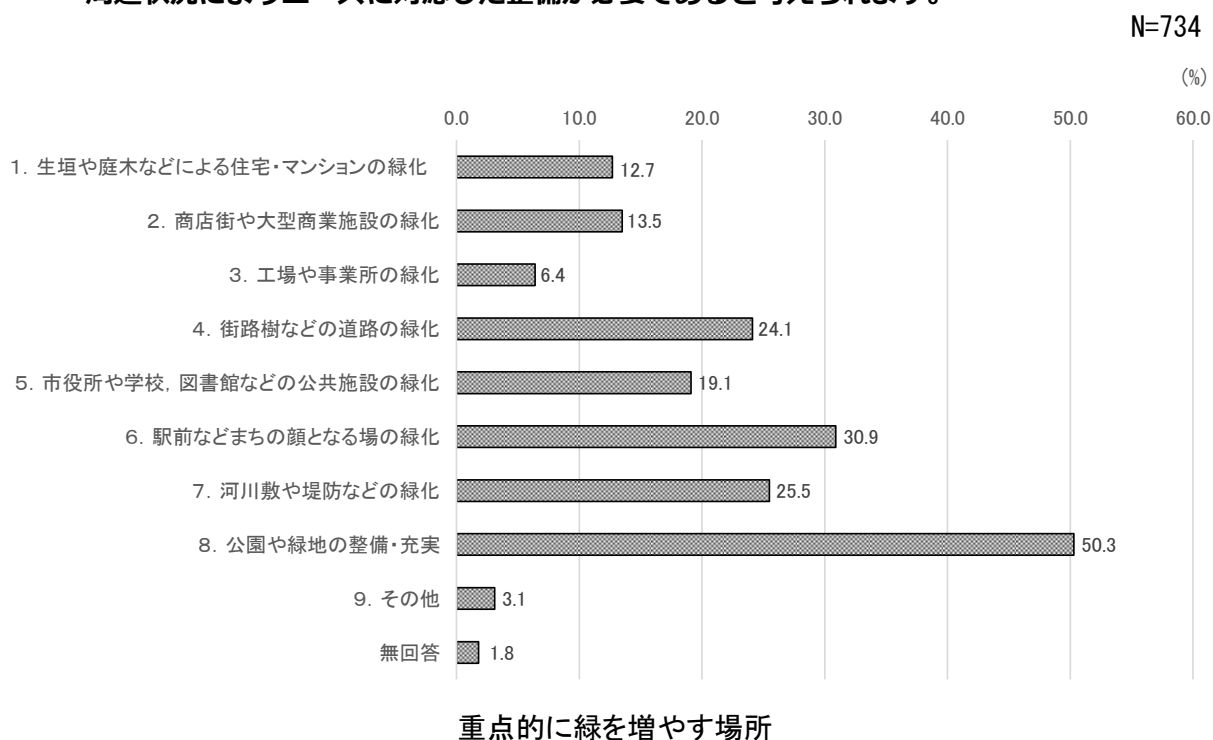
- 高知市に必要な公園は、「1.子ども達が楽しく遊べる公園」が45.6%で最も多く突出しています。次いで「10.来訪者・観光客をひきつけるようなテーマを持った公園」28.6%、「3.ウォーキングやジョギングなどがしやすい公園」22.8%が上位となっています。
- 子ども達楽しく遊べる公園の整備の要望が最も多いが、その後も様々な意見があることから、場所によりニーズに対応した公園整備が必要であると考えられます。



今後高知市に必要な公園

(3) 市街地やまちの緑化を進めるうえで、どのような場所を重点的に進めるべきとお考えですか。当てはまるもの2つまでに○印をつけてください。

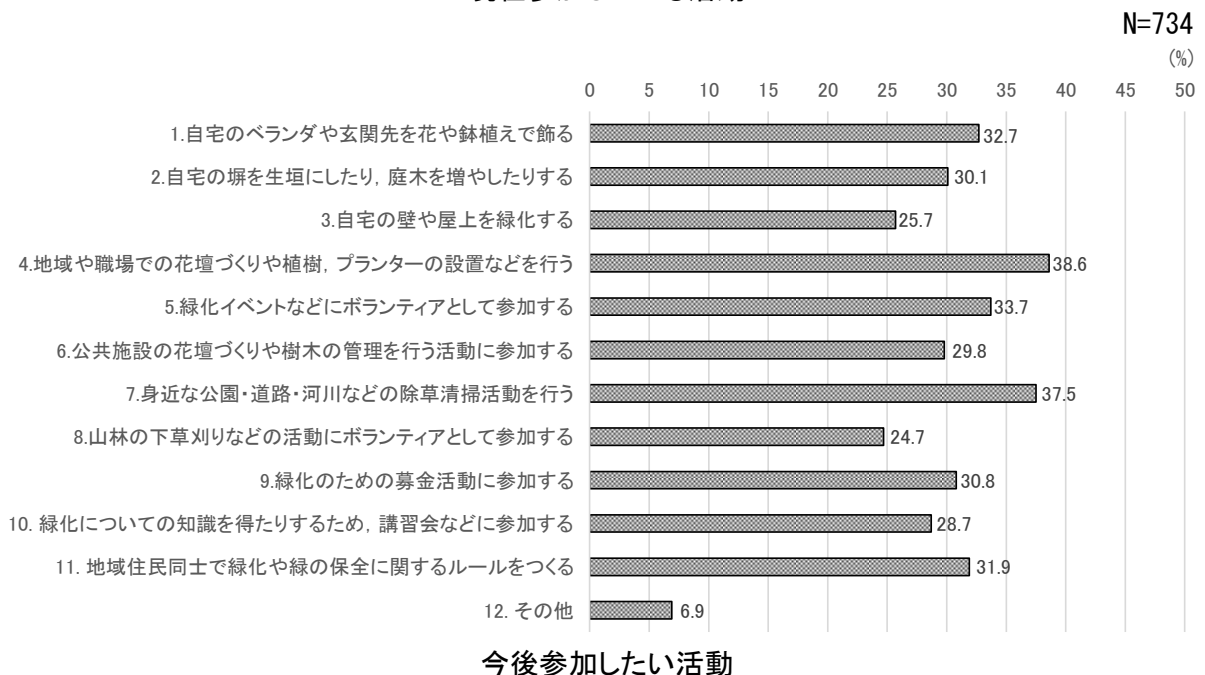
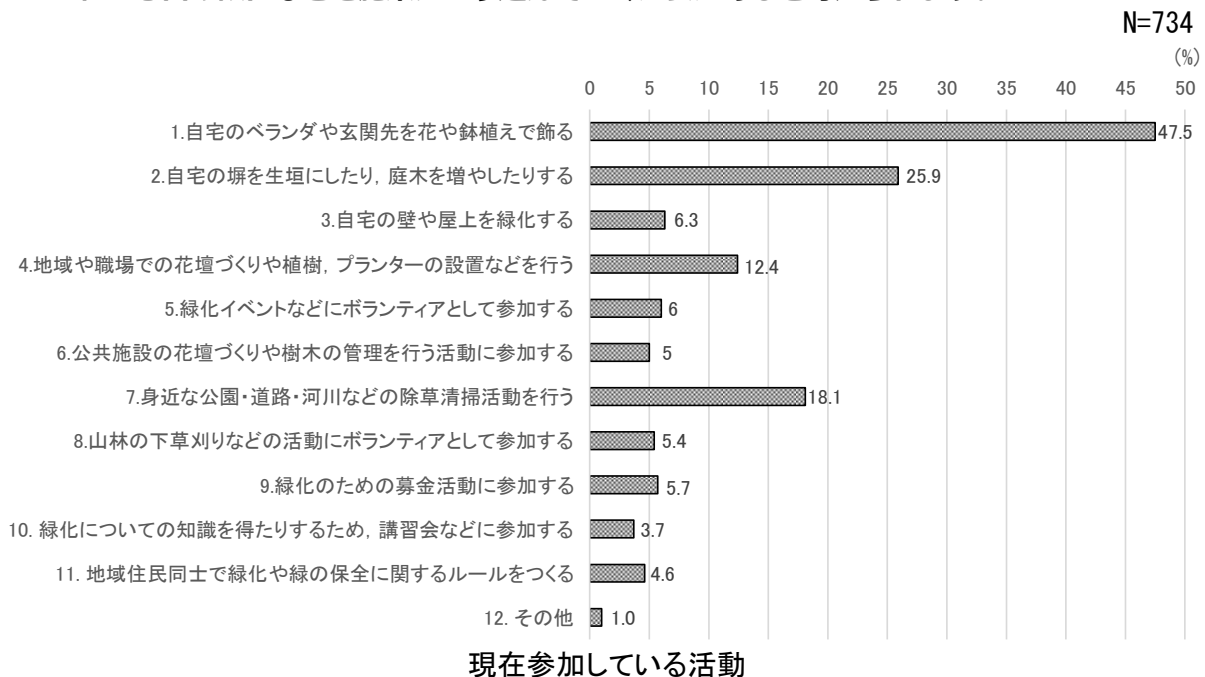
- 重点的に緑化を進めるべき場所は、「8.公園や緑地の整備・充実」が50.3%で最も多く突出しています。次いで「6.駅前などまちの顔となる場の緑化」30.9%、「7.河川敷や堤防などの緑化」25.5%、「4.街路樹などの道路の緑化」24.1%が上位となっています。
- 一方、「3.工場や事業所の緑化」は6.4%と低くなっています。
- 「4.街路樹などの道路の緑化」「5.市役所や学校、図書館などの公共施設の緑化」は2.緑の現状で“問題はない”と回答した方の割合が高いものの、重点的な緑化を求めている方も多い傾向となっています。
- **以上の結果から、重点的に緑化を進めるべき場所は公園や緑地が最も多くなっていますが、一方で街路樹、公共施設などは“緑化を進めるべき”とする意見と“問題ない”とする意見があり、周辺状況によりニーズに対応した整備が必要であると考えられます。**



4) 緑を守り，育てる活動への参画意向

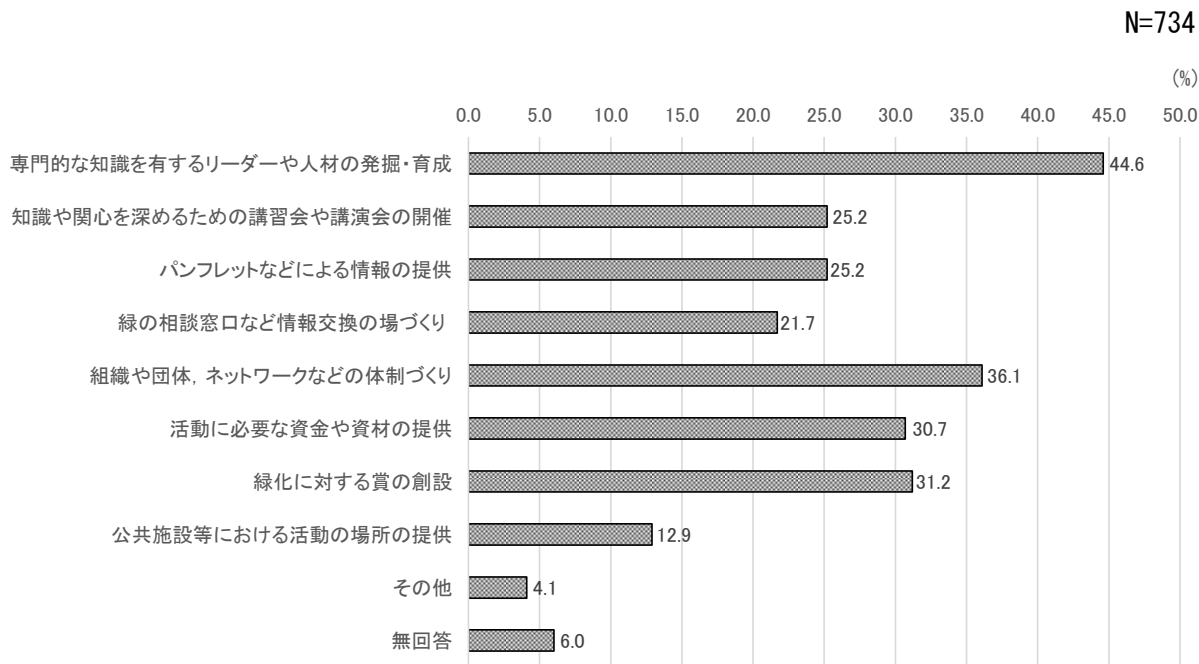
(1) 緑を守り，増やすために現在，あなたが実践している「緑のまちづくり」の活動と，今後実践したいと思う「緑のまちづくり」の活動は何ですか。それぞれ当てはまるもの全てに○印をつけてください。

- 現在参加している活動は「1.自宅のベランダや玄関先を花や鉢植えで飾る」が 47.5%で最も多く突出しています。次いで「2.自宅の塀を生垣にしたり，庭木を増やしたりする」25.9%が上位となっており，自宅での緑化活動が盛んであることが伺えます。
- 今後参加したい活動は「4.地域や職場での花壇づくりや植樹，プランターの設置などを行う」が 38.6%で最も多く，次いで「7.身近な公園・道路・河川などの除草清掃活動に参加する」37.5%，「5.緑化イベントなどにボランティアとして参加する」33.7%が上位となっています。
- **以上の結果から，自宅やその周辺の緑化に積極的に取り組んでおり，また今後も参加していく意識が高い傾向にあるため，協働して維持管理できるように働きかけるとともに緑化に関する相談窓口の設置などを施策に盛り込んでいく必要があると考えられます。**



(2) 緑を守り、育てる活動に参加しやすくなるために高知市が行うべき支援策は何だとお考えですか。当てはまるもの全てに○印をつけてください。

- 高知市が行うべき支援策は「1.専門的な知識を有するリーダーや人材の発掘・育成」が44.6%で最も多く突出しています。次いで「6.組織や団体、ネットワークなどの体制づくり」36.1%、「8.緑化に対する賞の創設」31.2%、「5.活動に必要な資金や資材の提供」30.7%が上位となっています。
- **緑に係わる人材育成が必要であり、環境学習の場や環境教育の推進、講習会などの開催が必要であると考えられます。**



高知市が行うべき支援策

5 地区別の現況分析(2015年度調査)

地区別の現況分析(2015(平成27)年度)の項目を以下に示します。

地区名				位置図
地区の概要				
地区の面積	ha	市街化区域	ha	
人口	人			
三区分人口割合	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
	%	%	%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	箇所	m ²	m ² /人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	箇所	箇所	箇所	箇所
地区の状況図				

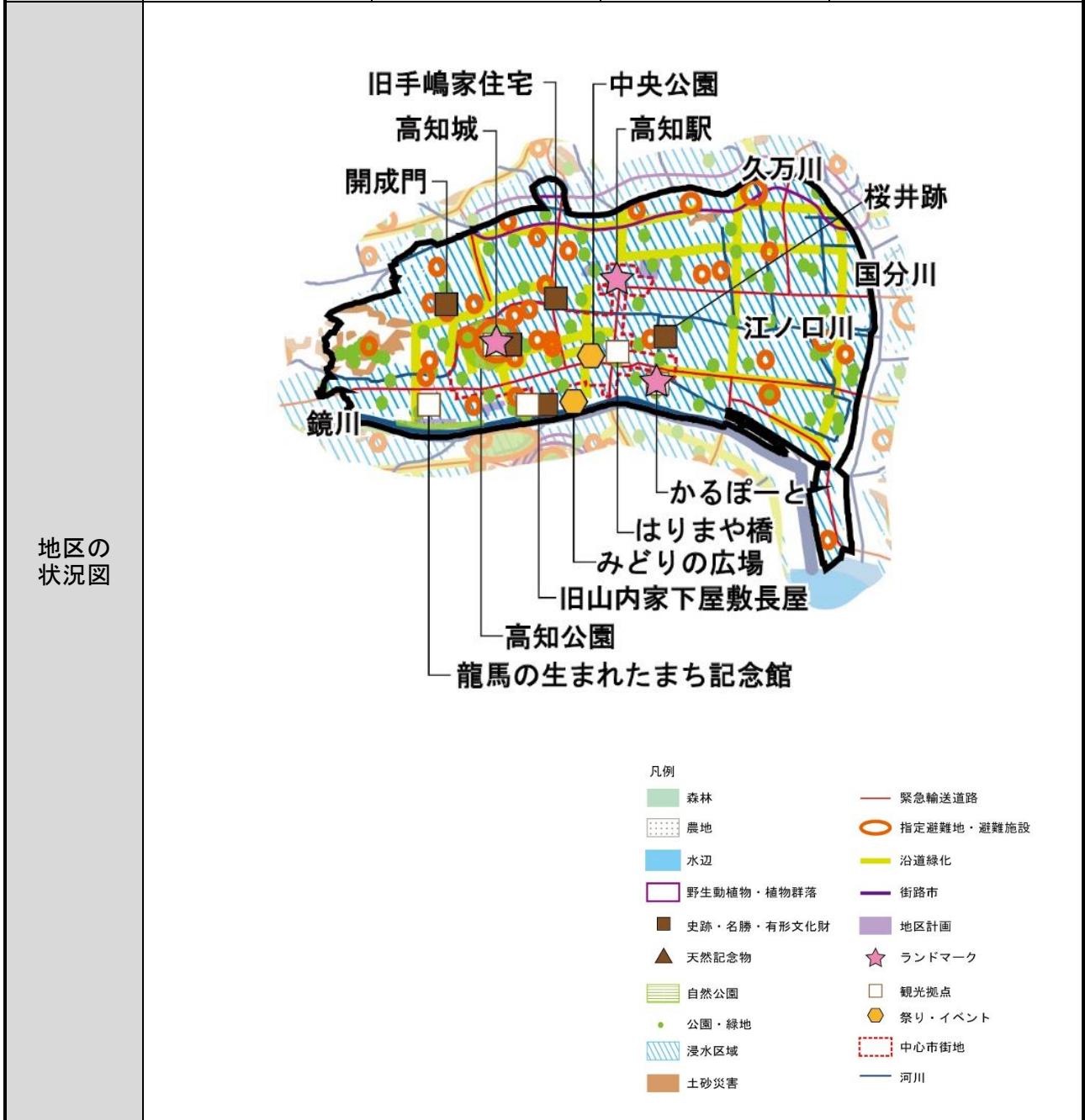
地区の概況, 面積, 人口などを示す。

指定避難場所一覧より, 災害種別の対応を集計。

地区の概況を図示する。



機能	分析の指標
環境保全機能	①優れた自然 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園地域・保安林・高知市里山保全条例・高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例・特別保護地区・鏡川清流保全条例
	②優れた農林業地 <ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興地域・農用地・国有林・地域森林計画対象民有林
	③動植物の保全 <ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣保護区
	④快適な生活環境・都市環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園, 沿道緑化(街路樹), 高知市みどりの保全と創出に関する条例
	⑤優れた歴史的風土 <ul style="list-style-type: none"> ● 史跡, 名勝, お遍路の寺
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画公園(街区, 近隣, 地区)
	②広域圏におけるレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画公園(総合, 運動, 風致, 歴史) ● レクリエーション地(動物園, 植物園, ゴルフ場など)
	③水辺のレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格を形成する河川, ダム, 池, 海岸など
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 河川のはん濫による浸水想定区域・津波浸水想定区域・土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・液状化危険度判定による液状化の可能性がある区域・木造住宅密集地など
	②災害に強い都市構造を形成する緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所, 防災活動拠点となる都市計画公園, 公共施設(津波避難行動支援マップ参照)・防災道路での沿道緑化(街路樹)の状況・道路幅員15m以上の道路・河川
景観形成機能	①都市を代表する景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市の骨格の緑・社寺林
	②地区や住区の良い景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 公園・都市緑地・河川緑地・街路植栽・地区計画で緑化することが位置付けられている住宅団地
	③ランドマークとなる緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画で位置付けられている緑のランドマーク
	④まちの顔となる緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画で位置付けられている景観重点地区
にぎわい創出機能	①観光地等の良い緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 高知市の観光拠点
	②高知市の玄関口の良い緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 高知ICやJR高知駅など高知市の玄関口 ● 国道や県道など主要な観光拠点をつなぐ道路の緑化状況
	③まちの顔となる緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画で位置付けられている景観重点地区

地区名	中央地区			位置図
地区の概要	● 高知城を中心に商業・業務が形成され、その周辺に住宅地が広がっている。			
地区の面積	1,055.1ha	市街化区域	1,006.1ha	
人口	57,737人			
三分区人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
	11.3%	61.5%	27.2%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	101/104箇所	415,352㎡	7.19㎡/人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	8/28箇所	16/28箇所	16/28箇所	4/28箇所



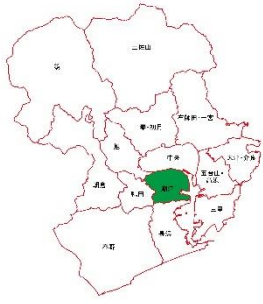
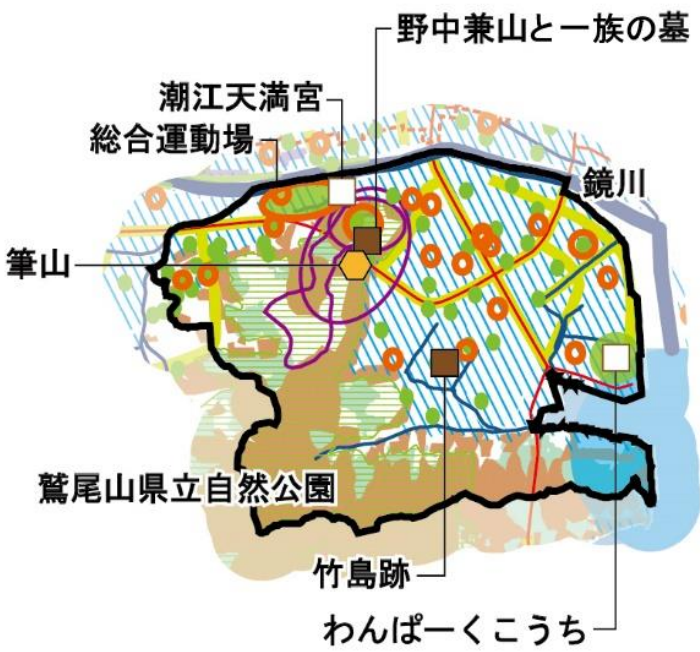
機能の評価	概要	
環境保全機能	①優れた自然	●自然のみどりは少なく、高知城周辺などに限られている。
	②優れた農林業地	—
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	●オフィス街や商店街の敷地内緑化や道路の沿道緑化、公園の緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。 ●河川はコンクリート護岸が多く自然に乏しいが、鏡川の一部の河川敷公園は潤いのある空間となっている。
	⑤優れた歴史的風土	●高知城は、高知市のシンボルで国指定重要文化財として保護されている。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	●日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 101 箇所、415,352 m ² 、一人当たり面積は 7.19 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	●高知城、高知公園は、市民や観光客の広域的なレクリエーションの拠点となっている。
	③水辺のレクリエーションの場	●鏡川の河川敷公園は、市民の憩いの場となっているが、その他のコンクリート護岸の河川は水辺のレクリエーションとして活用できない。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	●鏡川周辺や北部は鏡川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	●城西公園や学校など防災活動拠点として活用可能な緑地があり、緊急輸送道路など道路も沿道緑化により延焼防止機能を有している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	●鏡川や高知城は地区の骨格を形成する緑地である。 ●高知城は地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	●鏡川河川敷の緑や公園、高知城周辺の道路の沿道緑化は景観形成に寄与する緑地である。
	③ランドマークとなる緑	●「高知城」や「かるぼーと」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	●中心市街地活性化基本計画区域内では、高知城や追手筋など緑が豊かな場所もあるが、一部では緑の乏しい場所もある。
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	●高知城（高知公園）は地区のシンボルの緑になっており、周辺の道路も緑化されている。 ●点在している観光拠点内に緑はあるものの、そこへ至る道路などでの緑は少ない。 ●街路市や祭りなどのイベント会場では緑地の多い空間もある。
	②高知市の玄関口の良好な緑	●路面電車の軌道の一部は緑化され歩道には花壇などが設置されており、安らぎを演出している。 ●高知市の玄関口であるJR高知駅周辺には緑が少ない。
	③まちの顔となる緑	●中心市街地活性化基本計画区域内では、高知城や追手筋など緑が豊かな場所もあるが、一部では緑の乏しい場所もある。

※人口：2015（平成27）年4月1日現在住民基本台帳

地区名	旭地区			位置図
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部は鴻ノ森などの低山地で、北山のふもとで住宅開発が進んでいる。 ● 南部は密集した住宅地が広がっている。 			
地区の面積	1,000.3ha	市街化区域	439.1ha	
人口	35,032 人			
三分人口割合	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	
	12.2%	58.8%	29.1%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	68/74 箇所	48,988 m ²	1.40 m ² /人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	2/10 箇所	7/10 箇所	6/10 箇所	津波浸水想定区域外
地区の状況図	 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林 農地 水辺 野生動植物・植物群落 史跡・名勝・有形文化財 天然記念物 自然公園 公園・緑地 浸水区域 土砂災害 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路 指定避難地・避難施設 沿道緑化 街路市 地区計画 ランドマーク 観光拠点 祭り・イベント 中心市街地 河川 </div> </div>			


機能の評価	概要
環境保全機能	①優れた自然 <ul style="list-style-type: none"> ● 北部には県立公園に指定された優れた森林がある。 ● 市街地に隣接する一部の斜面地には墓地があり自然景観の喪失が見られる。 ● 鏡川は鏡川清流保全条例の指定や鏡川緑地などにより良好な自然環境が保たれている。 ● 石立八幡宮の森は、自然環境保全区域に指定され、良好な自然環境が保たれている。
	②優れた農林業地 <ul style="list-style-type: none"> ● 植林地は手入れが行き届いている。
	③動植物の保全 <ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な植物群がある。
	④快適な生活環境・都市環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ● 旭北町、旭グリーンヒルズなどの住宅地の敷地内緑化や県道 44 号高知北環状線の沿道緑化、公園の緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。国道では沿道緑化が少ない。
	⑤優れた歴史的風土 <ul style="list-style-type: none"> ● 「鹿持雅澄邸跡」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 68 箇所、48,988 m²、一人当たり面積は 1.40 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 山の自然を楽しむ、広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場 <ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川の河川敷公園は、市民の憩いの場となっているが、その他のコンクリート護岸の河川は水辺のレクリエーションとして活用できない。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 北部の山地は土砂災害警戒区域に、また鏡川周辺は鏡川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点として活用可能な緑地はあるが、南部の密集住宅地は活用可能な緑地が少ない。 ● 緊急輸送道路の一部は沿道緑化が少なく延焼防止機能が低い。
景観形成機能	①都市を代表する景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 鴻ノ森、鏡川は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川河川敷の緑や公園は緑の景観形成に寄与している。 ● 旭グリーンヒルズなどの住宅地は宅地内緑化により緑の景観形成に寄与しているが、南部の密集した住宅地は緑が少ない。 ● 県道 44 号高知北環状線の沿道緑化は緑の街路景観を形成しているが、国道 32 号、県道 6 号高知伊予三島線は景観形成機能が低い。
	③ランドマークとなる緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 「鹿持雅澄邸跡」や「石立八幡宮の森」は地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑 <p style="text-align: center;">—</p>
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川の河川敷の緑や公園は市民の憩いの場に活用されている。
	②高知市の玄関口の良好な緑 <ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ県道 44 号高知北環状線は沿道が緑化されている。
	③まちの顔となる緑 <p style="text-align: center;">—</p>

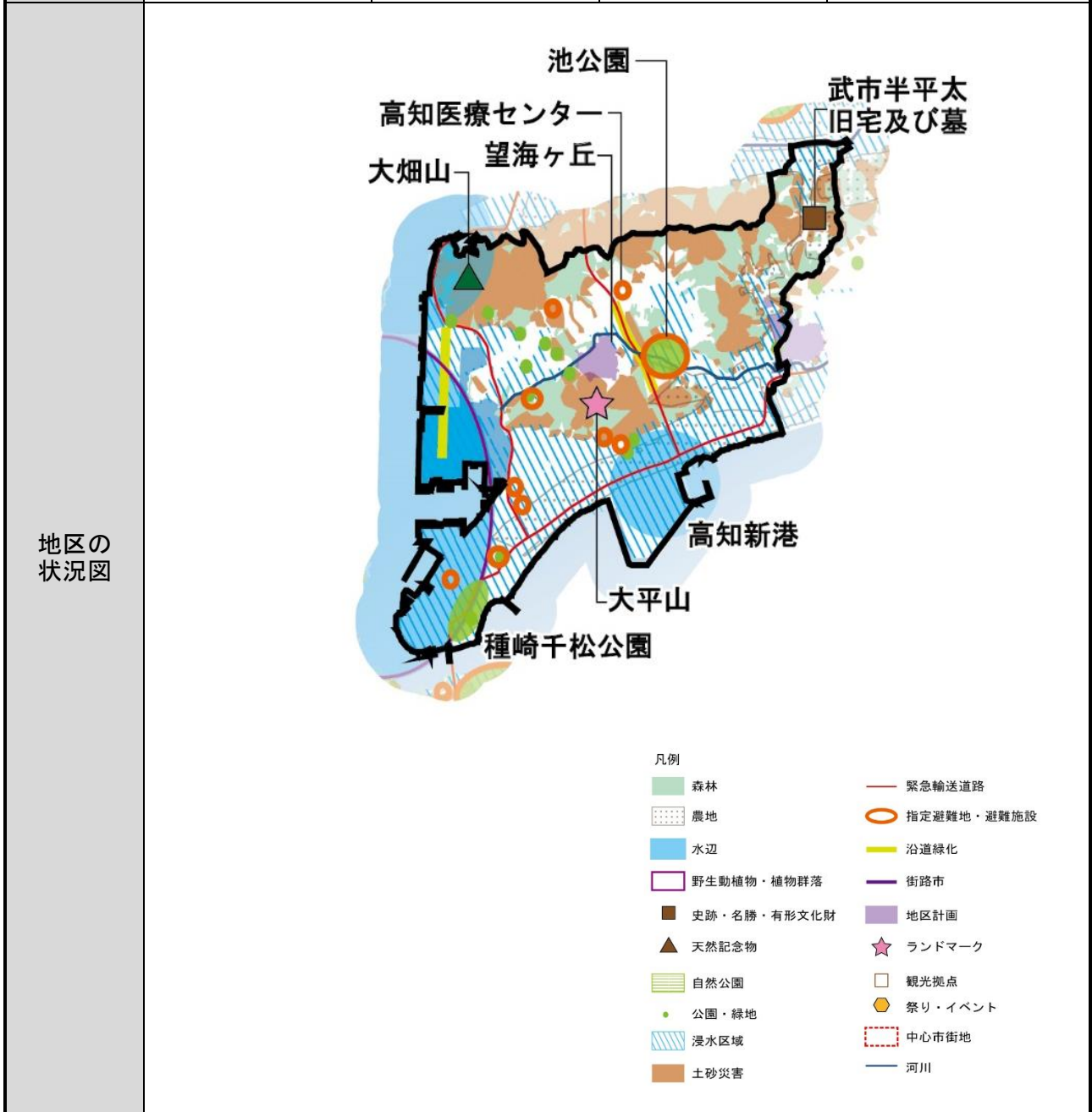
※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	潮江地区			位置図																				
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知港を中心とした工業地帯と住宅地が広がっている。 ● 地区北部は土地区画整理事業により宅地整備が進んでいる。 																							
地区の面積	851.4ha	市街化区域	489.8ha																					
人口	28,771人																							
三分人口割合	0～14歳 12.6%	15～64歳 60.3%	65歳以上 27.1%																					
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																					
	52/55箇所	406,362㎡	14.12㎡/人																					
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																				
	4/15箇所	11/15箇所	8/15箇所	1/15箇所																				
地区の状況図																								
	<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> </tr> <tr> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> </table>				森林	緊急輸送道路	農地	指定避難地・避難施設	水辺	沿道緑化	野生動植物・植物群落	街路市	史跡・名勝・有形文化財	地区計画	天然記念物	ランドマーク	自然公園	観光拠点	公園・緑地	祭り・イベント	浸水区域	中心市街地	土砂災害	河川
森林	緊急輸送道路																							
農地	指定避難地・避難施設																							
水辺	沿道緑化																							
野生動植物・植物群落	街路市																							
史跡・名勝・有形文化財	地区計画																							
天然記念物	ランドマーク																							
自然公園	観光拠点																							
公園・緑地	祭り・イベント																							
浸水区域	中心市街地																							
土砂災害	河川																							

機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立公園や鏡川清流保全条例に指定された優れた森林、河川がある。 ● 鏡川の河口付近や浦戸湾、高知港は船着きの岸壁として整備されており、自然環境は少ない。
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 植林地は手入れが行き届いている。
	③動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● ミカドアゲハ及びその生息地が指定されている。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園などの緑によって快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 「野中兼山と一族の墓」「潮江天満宮」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 52 箇所、406,362 m²、一人当たり面積は 14.12 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地に隣接した自然の多い丘陵地の公園やスポーツを楽しむ公園、動物園、遊園地など広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知港は水辺レクリエーションの利用は不可能である。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部の鏡川周辺は鏡川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合運動場や筆山、小学校など防災活動拠点として活用可能な緑地がある。 ● 緊急輸送道路は沿道緑化により延焼防止機能を有している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 鏡川、筆山は地区の骨格を形成する緑地である。 ● 高知港は地区の骨格を形成する景観であるが、水辺にふれあえる場所となっていない。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 56 号、県道 34 号桂浜はりまや線の沿道緑化は緑の街路景観を形成している。
	③ランドマークとなる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「筆山」「わんぱくこうち」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「わんぱくこうち」は多くの市民・観光客が訪れている緑が多い公園である。 ● 地区内には「筆山」や祭りなどでにぎわう「潮江天満宮」の社寺林などの緑地がある。
	②高知市の玄関口の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ国道 56 号、県道 34 号桂浜はりまや線は沿道が緑化されている。
	③まちの顔となる緑	—



※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	三里地区			位置図
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 西部は浦戸湾，南部は土佐湾に面しており，海岸沿いに高知新港や木材団地などの流通施設が立地している。 ● 北部は大畑山，大平山など低山地が広がっている。 			
地区の面積	886.2ha	市街化区域	242.5ha	
人口	12,309人			
三分人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
	12.5%	56.1%	31.4%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	26/26箇所	115,548㎡	9.39㎡/人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	2/8箇所	6/8箇所	6/8箇所	0/8箇所



機能の評価	概要	
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 大畑山や大平山など優れた森林がある。 ● 高知新港は土佐湾に面し、新たな港湾拠点として整備中であり自然環境は見られない。
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 東部の田園地帯は優良農地として、農業の振興が図られている。
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 望海ヶ丘などの住宅団地での敷地内緑化や種崎千松公園や池公園などの緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 「武市半平太旧宅及び墓」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 26 箇所、115,548 m²、一人当たり面積は 9.39 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● オーガニックマーケットなどが開催される広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 種崎海水浴場は水辺を楽しむレクリエーションの場として活用されている。 ● 高知新港は水辺レクリエーション利用が不可能である。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部の山地は土砂災害警戒区域となっている場所がある。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点として活用可能な緑地はあるが、緊急輸送道路、避難場所とともに土砂災害や水害などの危険な区域に隣接しているものもある。 ● 浦戸湾に面する木材団地は沿道緑化により延焼防止機能を有し、土佐湾沿いの松林は延焼防止、津波災害防止の機能を有している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部の大畑山、大平山や海岸部の農地は、地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 望海ヶ丘などの住宅地は宅地内緑化、県道 376 高知南インター線は沿道緑化により緑の景観形成に寄与している。 ● 種崎千松公園は松林により緑の良い景観を形成しているが、県道 35 号桂浜宝永線は緑の景観形成機能が低い。
	③ランドマークとなる緑	—
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 海水浴やキャンプをする人々にぎわい、市民の憩いの場となっている種崎千松公園は、緑豊かな公園である。 ● 池公園のオーガニックマーケット（土曜市）は市民の生活に欠かせない市にぎわいがあり緑も多い。
	②高知市の玄関口の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ県道 35 号桂浜宝永線は沿道緑化が少なく、緑が感じられない。 ● 主要な観光地をむすぶ県道 376 高知南インター線は沿道緑化され良好な緑が形成されている。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	布師田・一宮地区			位置図																								
地区の概要	● 北部は西ノ峰山などの低山地，東部はまとまりのある農地が広がっている。																											
地区の面積	2,301.0ha	市街化区域	327.5ha																									
人口	27,321人																											
三分区人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上																									
	14.4%	61.7%	23.9%																									
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																									
	58/62箇所	45,600㎡	1.67㎡/人																									
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																								
	0/9箇所	9/9箇所	6/9箇所	0/9箇所																								
地区の状況図																												
	<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				森林	緊急輸送道路	自然公園	観光拠点	農地	指定避難地・避難施設	公園・緑地	祭り・イベント	水辺	沿道緑化	浸水区域	中心市街地	野生動植物・植物群落	街路市	土砂災害	河川	史跡・名勝・有形文化財	地区計画			天然記念物	ランドマーク		
森林	緊急輸送道路	自然公園	観光拠点																									
農地	指定避難地・避難施設	公園・緑地	祭り・イベント																									
水辺	沿道緑化	浸水区域	中心市街地																									
野生動植物・植物群落	街路市	土砂災害	河川																									
史跡・名勝・有形文化財	地区計画																											
天然記念物	ランドマーク																											


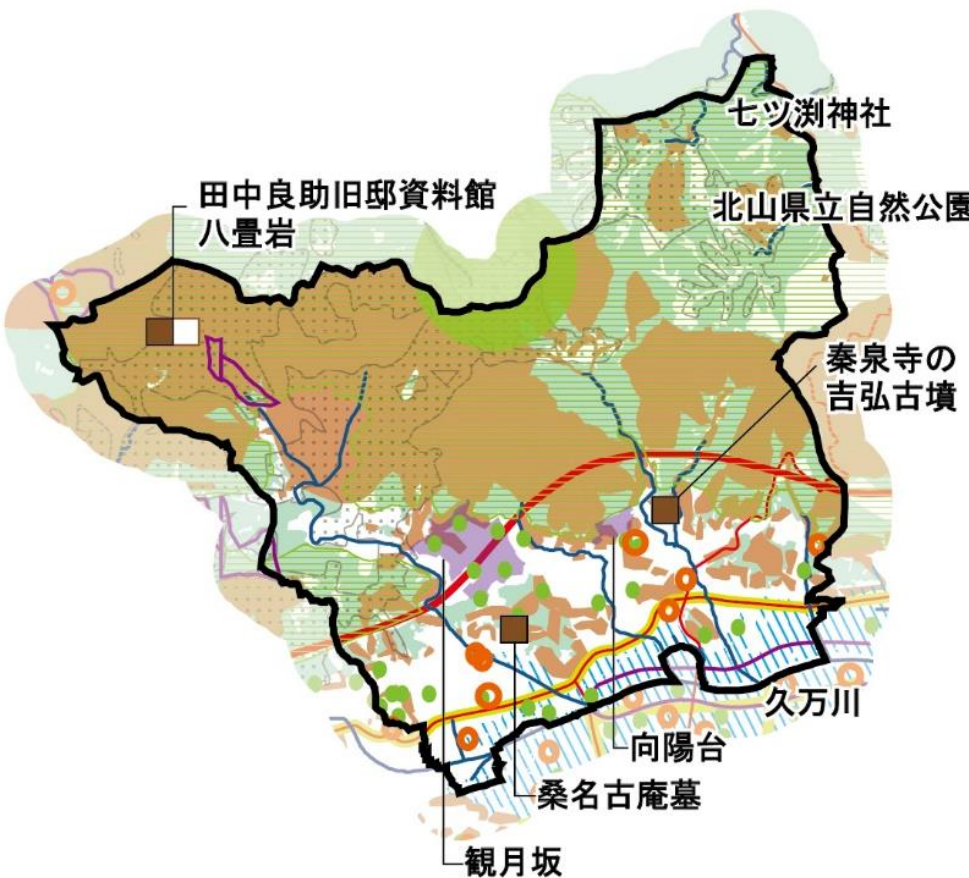
機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	● 県立公園に指定された優れた森林がある。 ● 国分川河口付近は、川瀬に葦が茂り良好な自然環境が保たれている。
	②優れた農林業地	● 布師田地区の農地は優良農地として、農業の振興が図られている。
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	● 郊外の住宅地での敷地内緑化や公園の緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	● 「土佐神社」「旧関川家住宅」「善楽寺」「掛川神社」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 58 箇所、45,600 m ² 、一人当たり面積は 1.67 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 山の自然を楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	—
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 北部の山地で市街地に隣接した地区は土砂災害警戒区域に、東部の国分川周辺の農地は物部川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、一部の緊急輸送道路は沿道緑化がなく延焼防止機能が低い。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 北部の西ノ峰山などの低山地、東部のまとまりのある農地は地域の骨格を形成する緑地である。 ● 「土佐神社」の社寺林は地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	● 県道 44 号高知北環状線、国道 195 号は緑の街路景観を形成しているが、県道 384 号北本町領石線は景観形成機能が低い。
	③ランドマークとなる緑	● 「土佐神社」「旧関川家住宅」「善楽寺」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	● 多くのお遍路や観光客が訪れにぎわっている「善楽寺」は社寺林を有している。 ● 国指定重要文化財が多く、しなねさまと呼ばれる大祭でにぎわう「土佐神社」は社寺林を有している。
	②高知市の玄関口の良好な緑	● 主要な観光地をむすぶ国道 195 号、県道 44 号高知北環状線は沿道が緑化されているが、県道 384 号北本町領石線は沿道緑化がなく、緑が感じられない。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	五台山・高須地区			位置図
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 五台山とその北東に農地が広がっている。 ● 五台山周辺とその北部に住宅地が広がり、国道 32 号沿道は商業地となっている。 			
地区の面積	926.3ha	市街化区域	281.2ha	
人口	15,471 人			
三分人口割合	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	
	13.7%	64.1%	22.3%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	27/27 箇所	233,854 m ²	15.12 m ² /人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	3/9 箇所	6/9 箇所	6/9 箇所	1/9 箇所
地区の状況図	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林 農地 水辺 野生動植物・植物群落 史跡・名勝・有形文化財 天然記念物 自然公園 公園・緑地 浸水区域 土砂災害 緊急輸送道路 指定避難地・避難施設 沿道緑化 街路市 地区計画 ランドマーク 観光拠点 祭り・イベント 中心市街地 河川 			

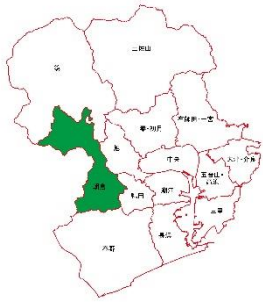
機能の評価	概要	
環境保全機能	①優れた自然	● 舟入川や下田川コンクリート護岸で自然環境に乏しい。
	②優れた農林業地	● 東部や南部の田園地帯や丘陵地の果樹園など農業の振興が図られている。
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	● 五台山公園や高須公園など比較的大きな公園が多く、県道 44 号高知北環状線の沿道緑化により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。 ● マンションなどの大規模な住宅地はみどりが少ないが、低層住宅は敷地内緑化により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	● 「竹林寺」「吸江庵跡」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 27 箇所、233,854 m ² 、一人当たり面積は 15.12 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 五台山は、植物園や眺望、歴史を楽しむ広域的なレクリエーションの拠点である。
	③水辺のレクリエーションの場	● 高知港は水辺レクリエーションの利用は不可能である。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 五台山の一部は土砂災害警戒区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、一部の緊急輸送道路は沿道緑化がなく延焼防止機能が低い。 ● 高知港沿岸部のコンビナートは沿道緑化がなく延焼防止機能が低い。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 五台山は地区の骨格を形成する緑地である。 ● 「竹林寺」などの社寺林は地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	● 高知港沿岸部のコンビナートや国道 32 号、県道 374 号高知南国線は緑の景観形成機能が低い。
	③ランドマークとなる緑	● 「五台山」, 「吸江庵跡」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	● 多くのお遍路や観光客が訪れにぎわっている「竹林寺」は社寺林を有している。 ● 牧野植物園や牧野記念館のある五台山は高知市の観光拠点である。東部総合運動場はプロスポーツのキャンプが行われる緑地である。
	②高知市の玄関口の良好な緑	● 主要な観光地をむすぶ国道 32 号、県道 374 号高知南国線は沿道緑化が少なく、緑が豊かではない。
	③まちの顔となる緑	—

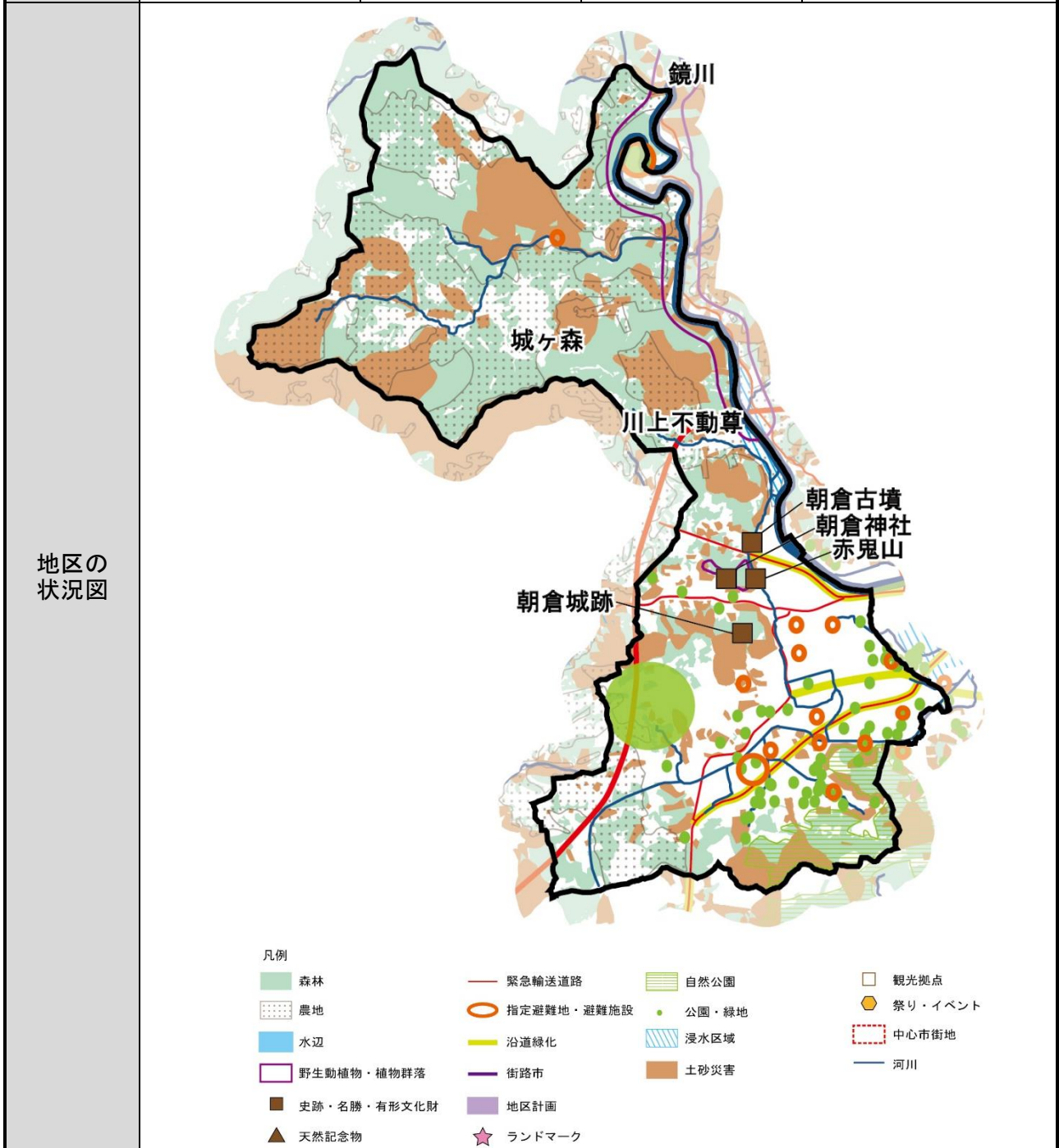
※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	秦・初月地区			位置図																				
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部は北山県立自然公園に指定された山地であるが、北山のふもとにまで住宅開発が進んでいる。 ● 県道 44 号高知北環状線沿いは商業地となっている。 																							
地区の面積	1,849.0ha	市街化区域	382.3ha																					
人口	33,450 人																							
三分区人口割合	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上																					
	14.8%	60.7%	24.4%																					
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																					
	37/39 箇所	58,999 m ²	1.76 m ² /人																					
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																				
	2/7 箇所	5/7 箇所	4/7 箇所	津波浸水想定区域外																				
地区の状況図	 <p>田中良助旧邸資料館 八畳岩</p> <p>七ツ湊神社</p> <p>北山県立自然公園</p> <p>秦泉寺の吉弘古墳</p> <p>久万川</p> <p>向陽台</p> <p>桑名古庵墓</p> <p>観月坂</p>																							
<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> </tr> <tr> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> </table>					森林	緊急輸送道路	農地	指定避難地・避難施設	水辺	沿道緑化	野生動植物・植物群落	街路市	史跡・名勝・有形文化財	地区計画	天然記念物	ランドマーク	自然公園	観光拠点	公園・緑地	祭り・イベント	浸水区域	中心市街地	土砂災害	河川
森林	緊急輸送道路																							
農地	指定避難地・避難施設																							
水辺	沿道緑化																							
野生動植物・植物群落	街路市																							
史跡・名勝・有形文化財	地区計画																							
天然記念物	ランドマーク																							
自然公園	観光拠点																							
公園・緑地	祭り・イベント																							
浸水区域	中心市街地																							
土砂災害	河川																							

	機能の評価	概要
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立公園に指定された優れた森林がある。 ● 市街地に隣接する一部の斜面地には墓地があり自然景観の喪失が見られる。
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 植林地は手入れが行き届いている。
	③動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 久万川や名切川上流では、ホタルの生息環境が保護されている。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 観月坂、向陽台などの住宅団地での敷地内緑化や公園の緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。 ● イオンモールは敷地内緑化が行われているが、県道 44 号高知北環状線沿いの商業施設は緑化が少ない。
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 「秦泉寺の吉弘古墳」「桑名古庵墓」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 37 箇所、58,999 m²、一人当たり面積は 1.76 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 山の自然を楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 久万川沿いは散歩やジョギングに活用されている。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部の山地は土砂災害警戒区域となっている場所がある。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、緊急輸送道路、避難場所ともに土砂災害や水害などの危険な区域に隣接している区間もある。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 北山県立自然公園に指定された山地、久万川は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区内の公園は緑の景観形成に寄与している。 ● 県道 44 号高知北環状線の沿道緑化は緑の街路景観を形成している。
	③ランドマークとなる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「秦泉寺の吉弘古墳」「田中良助旧邸」などの歴史資源や敷地内緑化の多いイオンモールは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「田中良助旧邸」「八畳岩」は高知市の観光拠点である。 ● 久万川の堤防沿いは散歩やジョギングコースとして活用されている。 ● イオンモールは敷地内緑化が行われた商業施設である。
	②高知市の玄関口の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ県道 44 号高知北環状線は沿道が緑化されている。
	③まちの顔となる緑	—

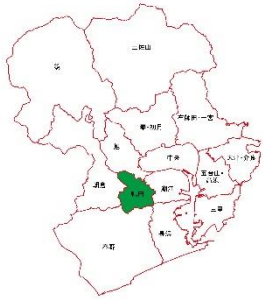

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	朝倉地区			位置図
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 西北部は城ヶ森などの低山地で山間に農地や果樹園や集落が広がっている。 ● 南部は住宅地の中に農地が残っている。 			
地区の面積	2,452.0ha	市街化区域	471.5ha	
人口	28,272 人			
三分人口割合	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	
	13.3%	60.9%	25.8%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	99/101 箇所	99,214 m ²	3.51 m ² /人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	2/11 箇所	9/11 箇所	5/11 箇所	津波浸水想定区域外





機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	● 鏡川清流保全条例に指定された優れた自然環境がある。
	②優れた農林業地	● 西部の斜面地では果樹園が整備されている。
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	● 公園の緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	● 「朝倉神社」「朝倉城跡」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 99 箇所、99,214 m ² 、一人当たり面積は 3.51 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 山の自然を楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	● 鏡川上流部は水辺を楽しむレクリエーションの場として活用されている。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 西北部の山地は土砂災害警戒区域となっている場所がある。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 防災活動拠点として活用可能な緑地がある。緊急輸送道路は強剪定などにより延焼防止機能が低い区間もある。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 城ヶ森、鏡川は地区の骨格を形成する緑地である。 ● 「朝倉城跡」「朝倉神社」などの社寺林は地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	● 国道 56 号の沿道緑化は緑の街路景観を形成している。
	③ランドマークとなる緑	—
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	—
	②高知市の玄関口の良好な緑	● 主要な観光地をむすぶ国道 56 号は沿道が緑化されている。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	鴨田地区			位置図
地区の概要	● 南部は鷺尾山，烏帽子山など低山地，北部は農地が広がり，その中に住宅地が不規則に広がっている。			
地区の面積	790.2ha	市街化区域	392.0ha	
人口	26,466 人			
三分区人口割合	0～14 歳 13.3%	15～64 歳 61.0%	65 歳以上 25.8%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	44/44 箇所	48,928 m ²	1.85 m ² /人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	1/6 箇所	3/6 箇所	2/6 箇所	津波浸水想定区域外
地区の状況図				

機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	● 県立公園に指定された優れた森林がある。
	②優れた農林業地	—
	③動植物の保全	—
	④快適な生活環境・都市環境の維持	● 鏡川の河川敷公園などの緑、道路の沿道緑化により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	● 「能茶山山上窯跡」「和霊神社」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 44 箇所、48,928 m ² 、一人当たり面積は 1.85 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 山の自然を楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	● 鏡川沿いの河川敷や堤防道路は、ジョギングや散歩など多くの市民に利用されている。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 南部の山地は土砂災害警戒区域に、北部の鏡川周辺は鏡川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 防災活動拠点として活用可能な緑地はあるが、必ずしも安全な場所に位置していない。 ● 緊急輸送道路は強剪定などにより延焼防止機能が低い区間もある。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 南部の鷲尾山、烏帽子山など低山地は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	● 国道 56 号の沿道緑化は緑の街路景観を形成している。
	③ランドマークとなる緑	● 「能茶山山上窯跡」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	● 「和霊神社」は高知市の観光拠点であり、社寺林を有している。 ● 鏡川の新月橋から紅葉橋にかけての堤防沿いや河川敷は散歩やジョギングコースとして活用されている。
	②高知市の玄関口の良好な緑	● 主要な観光地をむすぶ国道 56 号は沿道が緑化されている。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	長浜地区			位置図																				
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部は宇津野山、鷲尾山などが連なる低山地が広がり、南部は農地と住宅が混在している。 ● 浦戸湾沿いは漁村集落、横浜、瀬戸などでは住宅開発が進んでいる。 																							
地区の面積	1,391.0ha	市街化区域	649.9ha																					
人口	29,085人																							
三分区人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上																					
	13.2%	57.7%	29.1%																					
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																					
	127/132箇所	411,980㎡	14.16㎡/人																					
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																				
	4/16箇所	12/16箇所	15/16箇所	1/16箇所																				
地区の状況図																								
<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> </tr> <tr> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> </table>					森林	緊急輸送道路	農地	指定避難地・避難施設	水辺	沿道緑化	野生動植物・植物群落	街路市	史跡・名勝・有形文化財	地区計画	天然記念物	ランドマーク	自然公園	観光拠点	公園・緑地	祭り・イベント	浸水区域	中心市街地	土砂災害	河川
森林	緊急輸送道路																							
農地	指定避難地・避難施設																							
水辺	沿道緑化																							
野生動植物・植物群落	街路市																							
史跡・名勝・有形文化財	地区計画																							
天然記念物	ランドマーク																							
自然公園	観光拠点																							
公園・緑地	祭り・イベント																							
浸水区域	中心市街地																							
土砂災害	河川																							

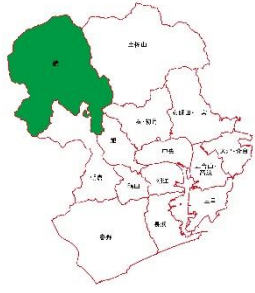
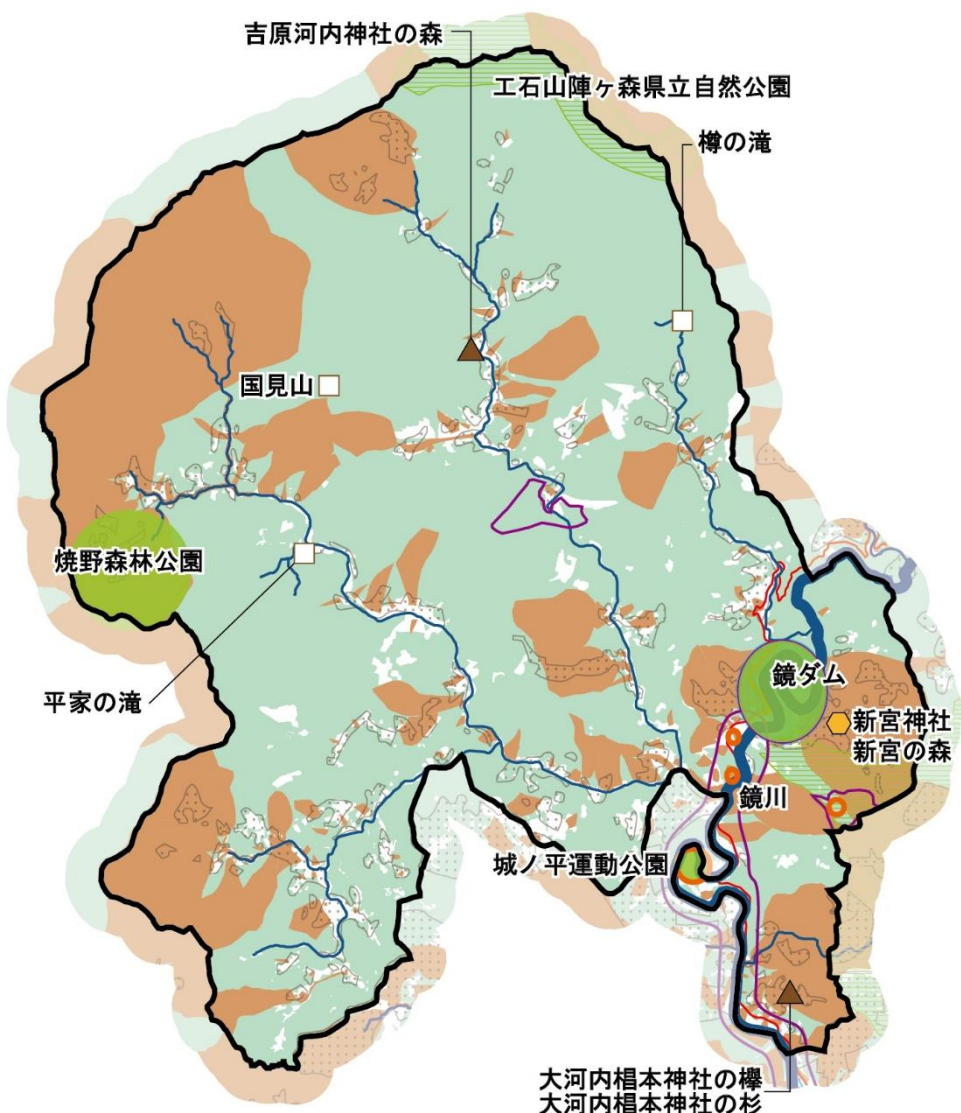
機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	● 県立公園や里山保全地区に指定された優れた森林がある。
	②優れた農林業地	—
	③動植物の保全	● 貴重な植物群がある。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	● 蒔絵台団地などの住宅団地での敷地内緑化や土佐湾沿いの花海道や松並木、県道 34 号桂浜はりまや線、県道 36 号高知南環状線の沿道緑化、瀬戸公園などの緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	● 「雪蹊寺」「長宗我部元親墓」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 127 箇所、411,980 m ² 、一人当たり面積は 14.16 m ² /人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 水族館や坂本龍馬記念館などと一体となった市民及び観光客のレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	● 土佐湾は波が高いことから水辺レクリエーションの利用は不可能である。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 北部の山地は土砂災害警戒区域となっている場所がある。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、必ずしも安全な場所に位置していない。 ● 緊急輸送道路は沿道緑化により延焼防止機能などを有している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 北部の宇津野山、鷲尾山や南部の農地、浦戸湾、土佐湾は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	● 横浜、瀬戸などの住宅地は宅地内緑化により緑の景観形成に寄与している。 ● 土佐湾沿いの花海道や松林などは緑の街路景観を形成している。
	③ランドマークとなる緑	● 景勝地「桂浜」「雪蹊寺」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	● 桂浜は高知県を代表する観光地であり、桂浜海のテラス、坂本龍馬像、坂本龍馬記念館などの観光施設もあり多くの観光客でにぎわっている緑豊かな公園である。 ● 多くのお遍路や観光客が訪れにぎわっている「雪蹊寺」は社寺林を有している。 ● 高知競馬場は周囲を樹木で囲まれた施設である。 ● 灘漁港で行われる「よこせと海辺のにぎわい市」は、多くの人出でにぎわうが、周辺の緑は乏しい。
	②高知市の玄関口の良好な緑	● 県道 34 号桂浜はりまや線、県道 36 号高知南環状線の住宅地が形成されている周辺、県道 14 号春野赤岡線の土佐湾沿いでは松林、花壇整備など沿道緑化により緑の街路景観が形成されている。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	大津・介良地区			位置図
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域で広範囲に農地が広がっている。 ● 東部は高天ヶ原山や鉢伏山など低山地が広がっている。 			
地区の面積	1,007.5ha	市街化区域	347.9ha	
人口	23,983人			
三分人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
	14.0%	63.4%	22.6%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	52/56箇所	125,691㎡	5.24㎡/人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	1/9箇所	5/9箇所	5/9箇所	0/9箇所
地区の状況図	<p>高間原古墳群 高天ヶ原山 大津ひなたタウン 国分川 舟入川 鹿兒神社 潮見台 鉢伏山 西養寺跡 東部総合運動公園</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林 農地 水辺 野生動植物・植物群落 史跡・名勝・有形文化財 天然記念物 自然公園 公園・緑地 浸水区域 土砂災害 緊急輸送道路 指定避難地・避難施設 沿道緑化 街路市 地区計画 ランドマーク 観光拠点 祭り・イベント 中心市街地 河川 			

機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地保全地区に指定された優れた森林がある。 ● 舟入川や介良川は護岸がコンクリートで自然環境に乏しい。
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 介良川周辺には農地が広がっている。
	③動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 高天ヶ原山は野生動植物の生息地となっている。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 潮見台などの住宅団地での敷地内緑化や公園などの緑により快適な生活環境・都市環境の維持が図られているが、主要な道路は沿道緑化がほとんどない。
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 「高間原古墳群」「西養寺跡」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 52 箇所、125,691 m²、一人当たり面積は 5.24 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツを楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	—
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地は土砂災害警戒区域となっている場所がある。北部や東部は物部川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 東部総合運動公園や小学校など防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、必ずしも安全な場所に位置していない。 ● 緊急輸送道路は沿道緑化がなく延焼防止機能が低い。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 東部の高天ヶ原山や鉢伏山、山に囲まれた農地、国分川、舟入川は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 32 号、県道 374 号高知南国線は沿道緑化がなく、景観形成機能が低い。 ● 東部総合運動公園は緑の景観形成に寄与している。
	③ランドマークとなる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「西養寺跡」「高間原古墳群」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 輪抜け様などの行事の際に多くの人でにぎわっている「鹿児島神社」は社寺林を有している。
	②高知市の玄関口の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ国道 32 号、県道 374 号高知南国線は沿道緑化がなく、緑が感じられない。
	③まちの顔となる緑	—

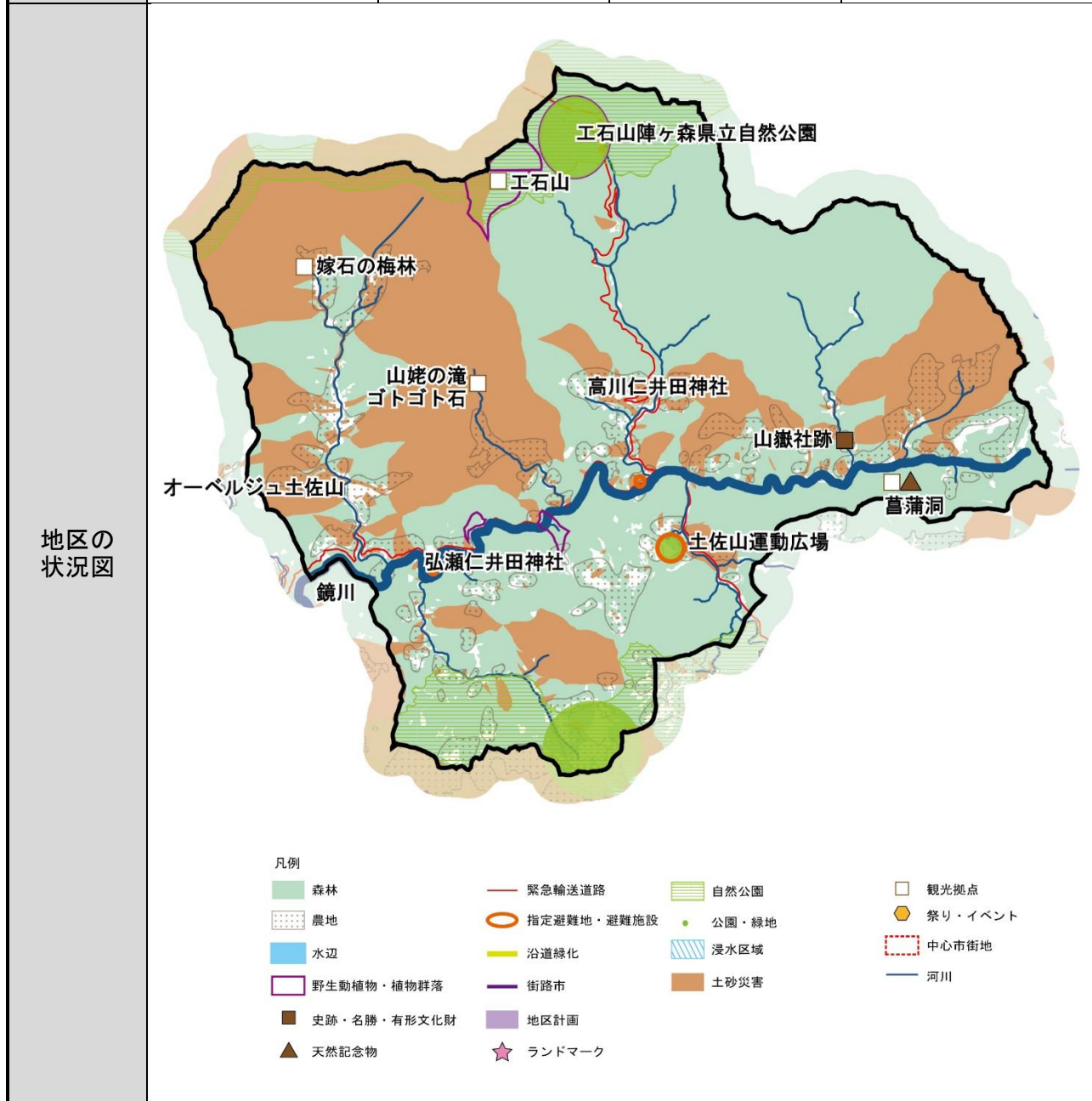
※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

地区名	鏡地区			位置図																								
地区の概要	● 標高の高い国見山など全域が高山地となっており、山間に集落が点在している																											
地区の面積	6,006.0ha	市街化区域	-ha																									
人口	1,393人																											
三分区人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上																									
	8.8%	52.7%	38.5%																									
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																									
	0箇所	0㎡	0㎡/人																									
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																								
	1/3箇所	2/3箇所	2/3箇所	津波浸水想定区域外																								
地区の状況図																												
<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					森林	緊急輸送道路	自然公園	観光拠点	農地	指定避難地・避難施設	公園・緑地	祭り・イベント	水辺	沿道緑化	浸水区域	中心市街地	野生動植物・植物群落	街路市	土砂災害	河川	史跡・名勝・有形文化財	地区計画			天然記念物	ランドマーク		
森林	緊急輸送道路	自然公園	観光拠点																									
農地	指定避難地・避難施設	公園・緑地	祭り・イベント																									
水辺	沿道緑化	浸水区域	中心市街地																									
野生動植物・植物群落	街路市	土砂災害	河川																									
史跡・名勝・有形文化財	地区計画																											
天然記念物	ランドマーク																											

機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	● 県立公園や保安林に指定された優れた森林がある。
	②優れた農林業地	● 植林地は手入れが行き届いている。
	③動植物の保全	● 貴重な植物群がある。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	—
	⑤優れた歴史的風土	● 「吉原河内神社の森」「大河内楢本神社の櫨、杉」など歴史を感じられる社寺林がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園はない。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	● 山の自然や、スポーツを楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	● 鏡川は水辺を楽しむレクリエーションの場として活用されている。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	● 山地の一部は土砂災害警戒区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	● 城ノ平運動公園など防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、道路、避難場所ともに土砂災害などの危険な区域に隣接している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	● 国見山、鏡川、山間に広がる棚田は地区の骨格を形成する緑地である。 ● 「吉原河内神社の森」「大河内楢本神社の櫨、杉」などの社寺林は地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	● 鏡ダムや城ノ平運動公園は緑の景観形成に寄与している。
	③ランドマークとなる緑	—
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	● 国見山、平家の滝、樽の滝、焼野の森は高知市の観光拠点である。 ● さくら祭りの開催される鏡ダム湖周辺や、大利の太刀踊りの「新宮神社」は高知市の観光拠点である。
	②高知市の玄関口の良好な緑	—
	③まちの顔となる緑	—

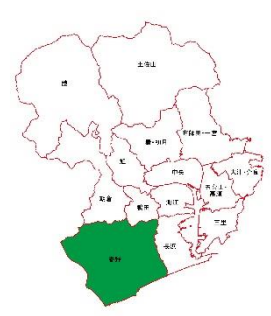
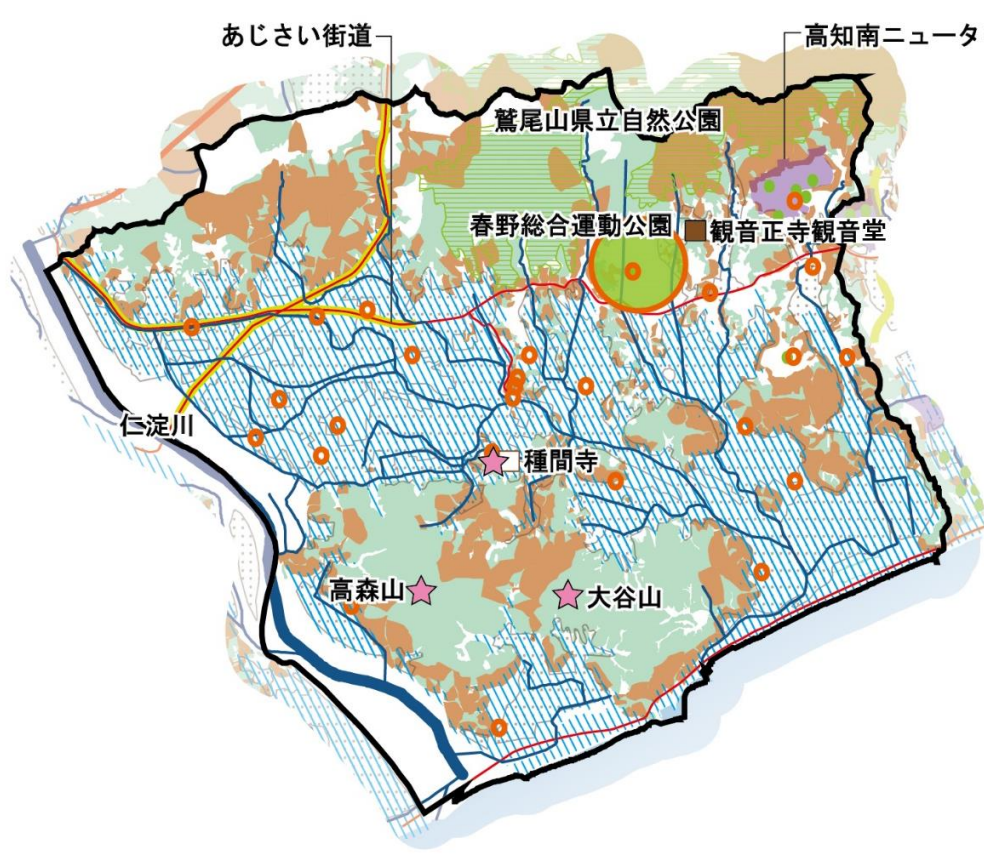




























































※人口：2015（平成27）年4月1日現在住民基本台帳

地区名	土佐山地区			位置図
地区の概要	● 標高の高い工石山など全域が高山地となっており、山間に集落が点在している。			
地区の面積	5,922.0ha	市街化区域	-ha	
人口	1,006人			
三分人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
	9.0%	52.5%	38.5%	
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積	
	0箇所	0㎡	0㎡/人	
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応
	0/2箇所	1/2箇所	1/2箇所	津波浸水想定区域外



機能の評価	概要	
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立公園や保安林、鏡川清流保全条例に指定された優れた森林があるが、標高の低い斜面地は手入れのされていない竹林が広がっている。 ● 鏡川沿いでは親水広場など水辺に親しめる環境がある。
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 植林地は手入れが行き届いている。 ● 谷間の平野部に棚田が広がっている。
	③動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 清流鏡川の源流域では貴重な植物群や準絶滅危惧種の生息が見られる。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	—
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 「菖蒲洞」「山嶽社跡」など歴史を感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園はない。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 山の自然を楽しむ、スポーツを楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 高川川は水辺を楽しむレクリエーションの場として活用されている。
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地の一部は土砂災害警戒区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、道路、避難場所とともに土砂災害などの危険な区域に隣接している。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 工石山、鏡川、山間に広がる棚田は地区の骨格を形成する緑地である。 ● 「山嶽社跡」「菖蒲洞」などは地区を代表する景観資源として機能している。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 土佐山運動広場は緑の景観形成に寄与している。
	③ランドマークとなる緑	—
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 工石山、嫁石の梅林、山姥の滝、ゴトゴト石、県天然記念物菖蒲洞は高知市の観光拠点である。 ● オーベルジュ土佐山は、宿泊客や周辺に咲く花を見に訪れる多くの人でにぎわう高知市の観光拠点である。 ● 珍しい奉納芸が有名な「弘瀬仁井田神社」や「高川仁井田神社」は社寺林を有し、梅まつりが行われる「嫁石の梅林」は観光拠点である。
	②高知市の玄関口の良好な緑	—
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成27）年4月1日現在住民基本台帳

地区名	春野地区			位置図																				
地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部は鷲尾山，南部は大谷山や高森山など低山地が広がり，山地に囲まれた農地が広がっている。 ● 南は太平洋に面し，西は仁淀川が流れている。 																							
地区の面積	4,494.0ha	市街化区域	41.6ha																					
人口	15,695人																							
三分人口割合	0～14歳	15～64歳	65歳以上																					
	12.5%	55.4%	32.1%																					
公園等の整備状況	施設箇所	面積	一人当たり面積																					
	24/30箇所	633,979㎡	40.39㎡/人																					
避難所の状況	火災対応	洪水災害	地震対応	津波対応																				
	0/20箇所	6/20箇所	17/20箇所	0/20箇所																				
地区の状況図																								
<p>凡例</p> <table border="0"> <tr> <td> 森林</td> <td> 緊急輸送道路</td> </tr> <tr> <td> 農地</td> <td> 指定避難地・避難施設</td> </tr> <tr> <td> 水辺</td> <td> 沿道緑化</td> </tr> <tr> <td> 野生動植物・植物群落</td> <td> 街路市</td> </tr> <tr> <td> 史跡・名勝・有形文化財</td> <td> 地区計画</td> </tr> <tr> <td> 天然記念物</td> <td> ランドマーク</td> </tr> <tr> <td> 自然公園</td> <td> 観光拠点</td> </tr> <tr> <td> 公園・緑地</td> <td> 祭り・イベント</td> </tr> <tr> <td> 浸水区域</td> <td> 中心市街地</td> </tr> <tr> <td> 土砂災害</td> <td> 河川</td> </tr> </table>					 森林	 緊急輸送道路	 農地	 指定避難地・避難施設	 水辺	 沿道緑化	 野生動植物・植物群落	 街路市	 史跡・名勝・有形文化財	 地区計画	 天然記念物	 ランドマーク	 自然公園	 観光拠点	 公園・緑地	 祭り・イベント	 浸水区域	 中心市街地	 土砂災害	 河川
 森林	 緊急輸送道路																							
 農地	 指定避難地・避難施設																							
 水辺	 沿道緑化																							
 野生動植物・植物群落	 街路市																							
 史跡・名勝・有形文化財	 地区計画																							
 天然記念物	 ランドマーク																							
 自然公園	 観光拠点																							
 公園・緑地	 祭り・イベント																							
 浸水区域	 中心市街地																							
 土砂災害	 河川																							

機能の評価		概要
環境保全機能	①優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立公園に指定された優れた森林がある。 ● 清流仁淀川など良好な水辺の自然環境が保たれている
	②優れた農林業地	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央部の市街化調整区域には大規模な農地が広がり優良農地として、農業の振興が図られている。
	③動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な植物群がある。
	④快適な生活環境・都市環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知南ニュータウンなどの住宅団地での敷地内緑化や公園により快適な生活環境・都市環境の維持が図られている。
	⑤優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 観音正寺観音堂、種間寺などの歴史の感じられる場所がある。
レクリエーション機能	①日常圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常圏におけるレクリエーションの可能な公園は 24 箇所、633,979 m²、一人当たり面積は 40.39 m²/人である。
	②広域圏におけるレクリエーションの場	<ul style="list-style-type: none"> ● 山の自然や、スポーツを楽しむ広域的なレクリエーションの拠点がある。
	③水辺のレクリエーションの場	—
防災機能	①自然災害からの危険防止の緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 山地の一部は土砂災害警戒区域となっている。平野部は仁淀川はん濫時の浸水想定区域となっている。
	②災害に強い都市構造を形成する緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 春野総合運動公園など防災活動拠点として活用可能な緑地があるが、全ての施設が必ずしも安全場所に位置していない。 ● 一部の緊急輸送道路は沿道緑化がなく延焼防止機能が低い。
景観形成機能	①都市を代表する景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 北部の鷲尾山、南部の大谷山や高森山、山地に囲まれた農地、仁淀川、土佐湾は地区の骨格を形成する緑地である。
	②地区や住区の良い景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 県道 36 号高知南環状線は沿道緑化が少なく、景観形成機能が低い。 ● 春野総合運動公園は、緑の景観形成に寄与している。
	③ランドマークとなる緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 「観音正寺観音堂」「種間寺」などは地区のランドマークとして機能する緑地である。
	④まちの顔となる緑	—
にぎわい創出機能	①観光地等の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くのお遍路や観光客が訪れにぎわっている「種間寺」は社寺林を有している。 ● 春野総合運動公園は、プロスポーツのキャンプや各種スポーツ大会が行われる緑地である。
	②高知市の玄関口の良好な緑	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要な観光地をむすぶ県道 36 号高知南環状線は沿道緑化が少ない。 ● 吾南用水沿い、新川川沿いはあじさいが植えられ、あじさい街道を形成している。
	③まちの顔となる緑	—

※人口：2015（平成 27）年 4 月 1 日現在住民基本台帳

6 用語解説

【あ行】

NPO（エヌピーオー）

「Non Profit Organization」の略語で、継営利を目的とせず継続的、自発的に公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

延焼防止

火災がおきた際、出火元以外の建物等へ燃え移ることを防いだ状態又はその手法等。

オーガニック(マーケット)

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表す。農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類等。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地。あるいは敷地内の空地の総称。

温室効果ガス

大気中にあり、太陽からの熱を封じ込め、地球の温度を上げると考えられる働きがあるガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタンなど7種類の物質が規定されている。

【か行】

街区公園

市街地などの中にある公園のうち、街区に居住する人が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内に1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する公園。

街路樹

街路に沿って植えられた樹木。都市の美観の向上や道路環境の保全、歩行者等に日陰を提供することなどが目的であり、一般に歩道の車道寄りや中央分離帯に植えられる。

強剪定

剪定の際、一度に多くの枝葉を落とし、樹木の生育へダメージを与える選定方法。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

近隣公園

主として近隣に居住する人が利用することを目的とした公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

空地^{かん}

建築や農耕などに利用可能な土地で、まだ活用していない土地。あき地。

景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で、景観法に基づいて適正に保全するために指定される。

減災

災害による被害を、できるだけ小さくする取組のこと。

広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査で定義される用語。以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

洪水調節機能

ダムや堰において、大雨や台風の際にダムへ流れ込む洪水の一部を貯水池に貯め込み、下流河川が安全に流せる量を見込んでダムから放流する機能。

高木

成木の高さによる樹木の区分。高木は、通常の成木の高さが3m以上、植栽時に2m以上の樹木のこと。

【さ行】

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園，ならびに公園緑地に準じる機能を持つ公共施設の緑地，公共公益施設における緑化樹木の植栽地，民間施設緑地等。

自然公園

自然の風景地を利用して創られる公園。

市民農園

一般に，サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培，高齢者の生きがいづくり，生徒・児童の体験学習などの多様な目的で，小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

人口フレーム

フレームとは枠のことで，人口フレームとは将来の人口のおおむねの推計値の枠組み。

生物多様性

様々な生物が，異なる環境で生きる場所を見つけ，互いに違いを活かしながら，つながり調和していること。生態系の多様性，種の多様性，遺伝子の多様性から構成。

生態系

植物，動物及び微生物等すべての生物群集と，これらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一つの機能的な単位を成す動的な複合体のこと。

総合公園

都市住民全般の休息，観賞，散歩，遊戯，運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で，都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

【た行】

第1種住居地域

都市計画法に基づく用途地域のうち，住居の環境を保護するために定める地域。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を実質ゼロ（ゼロカーボン）にすることを目指す社会のこと。

地域森林計画対象民有林

森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。

地域制緑地

法律や条例などの制度によって，一定の地域が指定され緑地の継続性が担保されている緑地。緑地保全地域，特別緑地保全地域，生産緑地地区などが該当。

地区計画

良好な市街地環境の形成や保全を図るため，地区の特性に応じ，道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態等について住民等の意向を反映しながら計画を定め，土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する人が利用することを目的とする公園で，誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり1箇所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は，面積4ha以上を標準とする。

中木

成木の高さによる樹木の区分。中木は，通常の成木の高さが2m以上，植栽時に1.2m以上の樹木のこと。

鎮守の森

神社に付随して境内や参道，拝所を囲むようにして存在する樹林のこと。

低木

成木の高さによる樹木の区分。低木は，高木・中木以外で植栽時に0.3m以上の樹木のこと。竹類は低木に含まれる。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画公園

都市計画法に基づき、都市計画決定された都市施設である公園・緑地のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として、都市計画決定により定める道路。「自動車専用道路」「幹線街路」「区画街路」「特殊街路」に区分される。

都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が設置する公園。

都市公園等

都市公園のほか、都市公園法によらないもので公園機能を有する都市施設や公共施設緑地などを含めたもの。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進により良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供（減歩）し、それを道路や公園等の新たな公共用地等として活用し、土地利用の増進を図るために行う事業。

【な行】

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定される地域性緑地の一つ。自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内において、おおむね10年を見通して農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

【は行】

バリアフリー

障害者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す用語。

パークマネジメント

公園緑地の管理運営手法のひとつ。
公共だけでなく地域や民間事業者などにより公園の管理運営を行う方法。

ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。年間を通じて発生するが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっている。

風致公園

都市計画法上の都市施設，都市公園法上の都市公園である特殊公園のうち，自然条件を十分に活用した修景施設を中心とされた公園。

保安林

森林法に基づき，水源の涵養，土砂の崩壊その他の災害の防備，生活環境の保全・形成等，特定の公益目的を達成するため，農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林。

防火帯

防災上設けられる，可燃物が無い，延焼被害を食い止めるための帯状の地域。

保存樹木

都市における美観風致の維持を図るため，「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき，市町村長が指定した都市計画区域内の樹木。また，地域で親しまれてきた老木や名木などを，区市町村の条例等により，指定し保存したもの。

保存樹林

都市における美観風致の維持を図るため，「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき，市町村長が指定した都市計画区域内の樹木の群落。また，良好な自然環境を残す樹林などを，区市町村の条例等により，指定し保存したもの。

【や行】**ユニバーサルデザイン**

高齢者や障害者などハンディキャップがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく，すべての人にとって利用可能な製品，建物，空間などをデザインするという考え方。ノーマライゼーションの理念を踏まえたバリアフリーをさらに進めたもの。

【ら行】**ランドマーク**

建築物，モニュメント，樹木など，都市や地域の景観を特徴づける視覚的な目印のこと。

緑視率

日常生活の実感として捉えられる緑の量として，人の視野に占める樹木などの「緑の面積」の比率。

緑被率

区域に占める緑被地の割合。緑被地とは樹林地・草地・農耕地・水辺地・及び公園緑地等，植物の緑で被覆された土地。

緑地

都市計画・法律用語では，「交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地」を意味する。一般には樹木，草花などの緑で覆われた土地を指すが，実際は農地などの裸の土の地面や水面も含むことが多く，そのため空地（くうち）＝オープンスペースとほぼ同義である。この意味の緑地には，公園・広場・墓園などが含まれ，必ずしも植物が生えている必要はない。一方で国語辞典などでは「植物に被われた土地」の意味で掲載されている。

緑地協定制度

都市緑地保全法に基づき，土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

歴史公園

都市計画法上の都市施設，都市公園法上の都市公園である特殊公園のうち，史跡，天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とされた公園。

2016 高知市緑の基本計画

森・まち・田園を水と人の環でつなぐ安全でにぎわいのある緑のまち

2016（平成 28 年） 7 月

2024（令和 6 年） 3 月

発行：高知市

編集：高知市都市建設部みどり課

TEL：088-823-9469

FAX：088-823-9934

E-mail：kc-171200@city.kochi.lg.jp

